

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和5年第11回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和5年11月10日（金）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後4時01分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	小関 朝之 委員	早川 貴美子 委員
	倉橋 さとみ 委員		
出席説明員	岩松 朋子 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	秋元 康裕 学校 ICT 推進担当課長
	八尋 崇 教育指導課長	絵野沢 秀雄 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	松本 令子 学務課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長	安部 嘉昭 子ども政策課長
	柳瀬 晴夫 子ども施設運営課長	蜂谷 勝巳 私立保育園課長	平塚 晃夫 子ども施設入園課長
	物江 耕一朗 青少年課長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	森田 路子 教育相談課長
	高橋 徹 こども家庭支援課長	田ヶ谷 正 生涯学習支援室長	内田 和男 生涯学習支援課長
	大久保 慎也 中央図書館長	土田 浩己 生涯学習振興公社局長	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	川村 淳一 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当主任
欠 席 者	久保田 善彦 委員、早崎 直人 支援管理課長		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和5年11月10日

第11回足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから本年第 1 1 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

-----◇-----

○教育長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に、倉橋委員、小関委員をご指名いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、日程第 1 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 7 3 号議案「足立区立図書館条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 7 3 号議案について、田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 それでは、お手元の議案資料 5 ページをお開きいただきたいと思います。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

今回の「改正の理由」でございますが、新たな区立図書館の展開に向けて、外部の方から専門的な知見や利用者の視点を取り入れて、新たに足立区立図書館協議会を設置したいと考えております。そのため、足立区立図書館条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、7 ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表、右側は改正後でございます。第 1 3 条の 3 項でございますが、協議会の委員を 1 5 人以内でいろいろな方にご参加いただいて、ご意見を頂きたいと思っております。まずは、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方、並びに学識経験者の中から 1 5 名以

内で任命したいと考えてございます。委員の任期は 2 年として進めていきたいと思っております。

お戻りいただきまして 5 ページでございますが、施行年月日は、令和 6 年 4 月 1 日を予定してございます。よろしくご審議のほど、よろしくお願いしたいと思っております。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 7 3 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何かご質疑ございますでしょうか。

小関委員。

○小関委員 すいません。「改正の理由」のところに、「新たな区立図書館の展開に向けて」と書いてあるのですが、具体的に「新たな区立図書館の展開」というのはどんなイメージで、どんなことを考えているかということを教えていただきたいです。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 はい。新たな展開というところでございますが、従来の、本を貸し出すですとか情報を提供するというサービスに加えて、昨今よく言われておりますけれども、図書館における居場所機能の強化ですとか、あと我々、図書館全国視察等しておりますけれども、図書館の中でいろいろな事業を行って、例えば人と人が交流するですとか、つながりを持つ。そういった事業を行っている図書館も、先進的などころではありますので、そういったところを考えているところでございます。

○教育長 ほかにはございますか。よろしいですか。ないようでございますので、これより第 7 3 号議案「足立区立図書館条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に、日程第 2 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第74号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長 第74号議案について絵野沢学校運営部長から説明をお願いします。

学校運営部長。

○学校運営部長 恐れ入ります、資料の16ページをお開きください。第74号議案の説明資料となっております。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

「改正の理由」でございますが、今般、令和5年度から始まりました足立区育英資金制度の、奨学金の関係に見直しを進めておりますが、先般、育英資金条例の一部改正を行いました、それに伴い、資金条例施行規則の一部の改正をお願いするものでございます。

「主な改正内容」で4点、挙げさせていただいております。1点目がかなり大きなものでございまして、「支給限度額の改正」でございます。左側の箱が改正前となっておりますが、以前は私立の医科系及び歯科系のみ金額をかなり多くしてございまして、それ以外の大学というような分け方をしておりましたが、薬学部等が、これで言うと②のほうに入ってしまうというようなご意見を頂きましたので、右側の箱に改正後を記載させていただいておりますが、そういった上限の限度額のほうを、入学金については全て162万円。また、授業料及び施設整備費については573万円を上限ということで改正をさせていただきたいと思っております。

また、2番、3番、次のページの4番、項番4番までにつきましては、入学金の支払いを、入学前に給付する関係の条例改正をさせていただきましたが、その規則の改正となります。2番は、給付前の改正の、「必要な場合」というような規定を入れさせていただいております。また、給付額が変更になった場合の規定が、3番として追加をさせていただいております。次のページにいきまして、給付額が変更になった場合の通知関係の規定を盛り込みました。

4番が、入学証明。事前の支払いになりますので、入学した場合の証明書の提出を義務付ける改正をさせていただきます。

項番3「施行年月日」。令和5年12月1日から施行したいと考えております。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第74号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何かご質疑、ございますでしょうか。

小関委員。

○小関委員 原資が、競馬の基金から出ていることは聞いていて、たくさんあるのかなと思うのですけれども、例えば1番のような、薬学部関係の対応や、その他の変更で奨学金の総額の変更が起きているのではないかと思うのですけれども、具体的にどのくらい増えるのか、当然十分な基金があるので対応はできると思うのですけれども、変化に対する対応の仕方について教えていただきたいと思っております。

○教育長 学務課長。

○学務課長 もともと今年度については、ほとんどの方がもう医学部に行けるくらいの予算組みをしておりまして、なので来年度以降については、少し実態に即した形で、医学部は3名程度、それ以外の学部というようなそういう計上の仕方、予算組みの仕方を変更しておりますので、医学部が今後どれくらい増えるかはやりながらという形になりますけれども、さほど、薬学部が増えてすぐにお金が足りなくなるというような形では、今は考えていないところでございます。

○教育長 早川委員。

○早川委員 今、小関先生の話聞いてちょっと思ったのですが、薬学部も結構高くて、看護学部でも、私の母校だと年間350万円くらい。医学部は250万円と下がったと言っていましたから、値段はよく見ないと。逆に薬学部はすごく高くなっているのかもしれないですね、私のイメージでは。だから、昔の私たちが受験した頃のイメージとは、だいぶ違

うのではないかなと思うので、よくお調べになったほうがいいのかと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 こちらの今設定してある上限額なのですが、国のほうが出している、いろいろな大学によって費用が違うので、平均値に1.5を掛けて、平均よりはそこそこ高い金額で上限値を設定しているところですので、例えばこちらの金額の中でという形になるので、薬学部で例えば200万円、300万円かかったとしても、かかった費用をお出しできるような形に今、整備をし直しているところです。

○教育長 ないようでございますので、これより第74号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第3を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第75号議案「足立区生涯学習センターの指定管理者の指定の送付について」以上。

○教育長 第75号議案について、田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 お手元の資料、22ページをお開きいただきたいと思います。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

今回、指定管理者選定審査会において、選定審査を行った結果、候補者を選定いたしましたので、今回ご提案をさせていただくものでございます。

「対象施設」でございますが、足立区生涯学習センター。「指定の期間」が、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。「指定管理者の候補者」でございますが、ヤオキン商事株式会社、株式会社協栄。2社で共同事

業体をつくりまして、「あだち学びときずな創造事業体」が事業者名でございます。なお、現在の指定事業者も同じ事業者でございます。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第75号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はありますか。

ないようでございますので、これより第75号議案「足立区生涯学習センターの指定管理者の指定の送付について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第4を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第76号議案「足立区地域学習センターの指定管理者の指定の送付について」以上。

○教育長 第76号議案について田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 お手元の資料、26ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

指定管理者選定審査会において選定の結果、候補者を選定いたしましたので、この案をご提出いたします。「対象施設」でございますが、舎人地域学習センターと、保塚地域学習センター、2つでございます。「指定の期間」は、それぞれの施設とも、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。「指定管理者の候補者」でございますが、舎人地域学習センターにつきましては、ヤオキン商事株式会社、保塚地域学習センターにつきましては、株式会社グランディオサービスでございます。なお、2つの事業者につきましては、

現在も指定管理者として同じということでございます。ご審議のほう、よろしくお願いたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第76号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何かございますでしょうか。

ないようでございますので、これより第76号議案「足立区地域学習センターの指定管理者の指定の送付について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に、日程第5を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第77号議案「足立区立図書館の指定管理者の指定の送付について」以上。

○教育長 第77号議案について田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いいたします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 お手元の資料31ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

指定管理者選定審査会において選定した結果、候補者を選定いたしましたので、この案をご提出するものでございます。

対象施設は舎人図書館、保塚図書館の2施設でございます。指定の期間でございますが、令和6年4月1日から、令和11年3月31日までの5年間となっております。

項番4でございますが、「指定管理者の候補者」でございますが、舎人図書館につきましては、ヤオキン商事株式会社、保塚図書館につきましては、株式会社グランディオサービスでございます。2施設とも、この現行の事業者が管理しているものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほう、よ

ろしくお願いたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第77号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

小関委員。

○小関委員 先ほどの地域学習センターの指定管理者と、その中にある図書館の指定管理者が両方とも同じ会社で、評価もとても質の高い利用者サービスをしていて、ほかに競争相手がいないのか。

何でいつもこの2つの事業者なのか、正直な気持ちがあるのですが、対抗馬は区内にも出てこない状態なのではないでしょうか。

○教育長 生涯学習支援課長。

○生涯学習支援課長 地域学習センターにつきましては、資料のほう、27ページを御覧いただきたいと思いますが、3事業者から応募が、舎人も保塚もございました。現在の指定管理者と同じ事業者が候補者という形になってございます。

こちら複合施設で1つの建物ですので、32ページのほうを見ていただきたいと思います。図書館のほうも同じ、3事業者の応募がありまして、指定管理者の候補者としては現在やっている事業者と同じということで、生涯学習支援センターのほうは1社しか応募がありませんでしたけれども、この地域学習センター2つにつきましては、3事業者の中から選んでいるという。応募が3社ありましたという実情がございます。

○教育長 小関委員。

○小関委員 その3事業者目のところとは、やはり大分差があるわけですね。

○教育長 生涯学習支援課長。

○生涯学習支援課長 はい。おっしゃるとおり、少し差がついてきております。一次の審査、二次の審査という形となっております。別添資料の「指定管理者の指定の送付について」という資料が、別添資料1というのがついているのですが、こちらのほうの二次審査結果集計表というものがあります。3社

応募がありましたけれども、一次を通過したのが2社で、最終的にプレゼンまで行った2社の中から1社を選んでいくという経過をたどっています。ですので、やはり一次のところで6割行かないとまず二次に行けないということで、そこで1社落ちておりますので、やはり点数は明らかに差はついているというふうに考えてございます。

○小関委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかに、よろしいですか。

ないようでございますので、これより第77号議案「足立区立図書館の指定管理者の指定の送付について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に、日程第6を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第6、第78号議案「権利の放棄の送付について」以上。

○教育長 第78号議案について田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 資料36ページをお開きいただきたいと思っております。件名、所管部課名については記載のとおりでございます。区立図書館等では、返却期日を超過した利用者に対して定期的に督促を行ってまいりました。しかしながら、返却の見込みがない未返却の資料というものがございまして、それにつきまして、返還請求の権利を放棄するものでございます。

具体的な内容ですが、今回放棄する内容が、人数といたしましては253名、冊数といたしましては695冊、金額が86万2,671円となっております。この中で、返却期日から10年を経過した資料、そしてもう一つが、返却期日から5年を経過しておりますが、督促先が不明で戻ってきてしまう

というようなものにつきまして、今回、返還請求権を放棄するものでございます。

今後様々な、督促期間を短くしたり工夫はしてまいります。今回の件につきましては、既に期日がかかりたっているということで放棄をさせていただきたいというものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第78号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

早川委員。

○早川委員 皆さん、もう十分ご理解していらっしゃると思いますけれども、これは全部図書館の、足立区の財産ですよね。子どもたちが本当に誤って遅れてしまうということはあると思うのですが、10年も返さないというのはいけないことですよね。

ただ、そういうことの教育というか、返すということはもちろんみんなに教示していただくのだけれども、結局それは返さなくても何も罰は受けないということだと、返さないもの勝ちみたいな感じになってしまうことが、すごく嫌だなと思っていて。しつこく督促を、先生から個人からしてもらおうとか、そういうことがすごく大切なのではないかなと思うのですけれども。

○教育長 そうですね。督促もたしかあったと思うのですけれども、借りられなくなるとか何かペナルティの部分もたしかあったと思うのですよ。

中央図書館長。

○中央図書館長 今お話が出ましたペナルティというところでいきますと、返却期限から1か月を経過した時点で、1冊でも本が返ってこない方には貸出停止という形にさせていただいています。それがもう10年間ずっと返ってこない、10年間もう貸出しはできないという形になっているのですけれども、まだそれだけでも弱いと思っております。今、こちらの議案説明資料の36ページのところに書かせていただいておりますが、今後対策プランというも

のを策定させていただいて、例えば少し、今よりも何か強力な方法ができないかですとか、今、検討しているところですので、そういったものができましたら、こちらの教育委員会のほうでもご報告をさせていただきたいというふうに思います。

○早川委員 それは、禁止になるのはその図書館と、その個人の関係だけですか。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 足立区立の図書館全てで借りられない形になります。

○早川委員 すばらしいですね。

○教育長 どこでも借りられなくなってしまう。区内ですよ。

ほかにはございますか。大丈夫ですか。ないようございますので、これより第78号議案「権利の放棄の送付について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に、日程第7を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第7、第79号議案「令和5年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」以上。

○教育長 第79号議案について岩松教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料42ページをお開きください。79号議案でございます。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条の規定に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価を行うものでございます。

今回、別添資料の3に報告書としてまとめており

ますので、議案として提出するものでございます。簡単に内容を申し上げます。項番2のところを御覧ください。点検・評価の中身ですが、記載の①から⑤、5つの施策について今回点検を実施しております。(3)のところ、評価の方法でございますが、まず所管で自己評価を実施した後、ヒアリング等も行いながら、学識経験者3名による外部評価を行っております。

項番3、それから項番4のところ、それぞれ評価の概要をお載せしておりますので、お目通しいただければと思います。

続きまして44ページ、項番5でございます。「点検・評価委員からの主な意見」をピックアップしてご案内いたします。全体評価の中のアでございますが、例えば不登校。こちら単純に、登校イコール解決というような成果ではなく、改善という、子どもの状況をよくしていく項目がきちんと成果に定められていた点が、意義があるというふうにご評価を頂いております。

ウのところでは、学習状況については、中学校に課題がある、分析と取組の一層の充実が求められる。このような意見を頂いております。

項番6のところ「今後の方針」をお示ししております。この評価結果につきましては、各所管にフィードバックをいたしまして、次年度の事業展開、改善に反映させてまいります。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第79号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何かご質問は。

小関委員。

○小関委員 毎回言っているのですけれども、これが点検・評価報告書ですよ。すごい量なので、これを、3人の外部評価の方が評価しているのは、大変な話ですよ。大丈夫なのでしょうかといつも思っていますが。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 昨年はおっしゃるとおり、施策5本全て評価するのはやはり、ボリュームもあるということで、重点化して、1年間当たり施策1つか2つに重点化してローテーションで回していこうということで、そういうサイクルで回し始めたのですが、今年度は計画の中間年ということで、一旦全施策を評価しようということで取り組みました。

評価委員につきましては、項番2の(4)に記載のとおり、①から③の学識の方に見てもらっておりますけれども、通常は学齢期の①の石塚先生、②の就学前の齊藤先生、お二方に見ていただいたのですが、今年度は施策を5本やりますので、③の米川先生に新たに加わっていただきまして、不登校、発達支援、見ていただいておりますので、負担が重ならないような配慮は若干させていただいた部分はございます。

○教育長 ほかに。

倉橋委員。

○倉橋委員 私もあまりにもいろいろとあり過ぎてしまって、ちゃんと読み取れていないのですが、施策2の戦略1に、全体でCの判定になっているではないですか。なぜCなのか。いろいろと学校を見て回っている中で、教員の授業力向上とかということに対して、先生たちが努力をしていないわけではないです。その割にはCというのが、私が見ている中で、このCの評価が、何かちょっと不一致感があるなどいうのを感じたのですけれども、ちょっとそれについて。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 ご指摘はごもっともだと思っております。どうしても、自己評価をして、それを有識者に外部評価していただいているのですけれども、自己評価のところの数値目標の達成状況が今回なかなか達成できない割合が多かったかなと。後ほど見ていただくと、A、B、C評価が出ているのですけれども、そこが1つの課題かなと思っております。

コロナ前から数値目標を定めて、行政評価のサイクルを回しているのですが、その情勢が変わって

る中で、数値目標自体もその時々状況に合わせてながら、目標値を低くすればいいというわけではないのですが、情勢を見ながら、数値目標自体も見直しを図っていかないと、過去のものを使い続けていると、達成状況もなかなか厳しくなるようなところも感じておりますので、また次回の評価の前に、この教育振興ビジョン自体も毎年見直しを図っておりますので、そのあたりでうまくブラッシュアップではないのですが、指標の見直しも適宜行いながら、現場の実態がきちんと表れるような評価になるよう努めてまいりたいと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに。

早川委員。

○早川委員 今、倉橋先生が言ったことはとてもいいことだなと思っていて、そういう自己評価がやはり低いという。

やはり自己評価が低いというのはちょっと。もっと自信を持っていただいて。すごく皆さんよくやっていたらしゃると、足立区の人たちやっていたらしゃると思うので、そういうところがもっと違うとメンタルヘルス的にはいいですね。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ないようでございますので、これより第79号議案「令和5年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することいたします。

次に、日程第8を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第8、第80号議案「『令和5年度足立区一般会計第6号補正予算(案)』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第80号議案について岩松教育指導部長か

ら説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料46ページをお開きください。令和5年度の補正予算の内容でございます。こちら先ほどと同じ法律の規定に基づきまして、予算案の作成に当たり、区長より意見を求められているものでございます。こちらの予算の概要ですが、主な内容は47ページから49ページのほうに記載をしております。47ページの最後のところでは、区立小中学校のICTの運用や、ICT支援に対する補助が主なものになっております。

続いて48ページ、歳出のところでございますが、こちらは保育施設、それから幼稚園への物価高騰対策、こういった支援ですとか、保育士確保・定着のための支援、こういったものが盛り込まれております。

また49ページ、債務負担行為になりますけれども、教員用のタブレットのリース期間満了に伴う物品の調達、教科書採択に伴う指導書等の購入、それから区立小中学校の大規模改修や、学校用務委託など、こういったものが組み込まれてございます。教育委員会といたしましては、教育に必要な予算ということで、異議はないものとしてご提案をさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第80号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何かご質問等ございますか。資料のほう分かりづらくて。特に、よろしいですか。ありがとうございます。

ないようでございますので、これより第80号議案「『令和5年度足立区一般会計第6号補正予算(案)』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。

す。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第9「教育長報告」を議題といたします。今回は各担当からの報告事項に替えさせていただきます。ご質疑等は全ての報告が終了しましたら一括で頂くようお願いいたします。

それでは(1)について田巻教育政策課長、お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 資料51ページをお開きください。

「中学校司書の勤務時間について」ご報告いたします。現状といたしましては、もともと中学校の学校図書館は放課後の居場所づくりを主目的として、午後を中心とした勤務時間としておりました。ただ、今年度から学校図書館スーパーバイザーを配置するなど、学校図書館の利活用推進の着手に当たりましては、午前の授業から、授業の中での学校図書館を活用するためには、午前から勤務することがいざらうということで、モデル校として16校、取り組んでおります。10時45分くらいから勤務をしているわけなのですが、モデルの成果といたしましては、午前の授業の中で、司書が支援しながらの授業が少しずつ行われているといった声も寄せられております。

一方では、放課後に図書館を開けるという文化が浸透しておりますので、そこを居場所として使ったり、学習スペースとして使ったりする生徒も一定数いるという声も頂いています。

今後の方向性といたしましては、より授業での活用を進めるためには午前の勤務にシフトしていくということで、10時15分からの勤務、終わりは5時までということで、放課後も一定時間確保しながらということで、5時間勤務を6時間勤務に延ばしていこうということで考えております。

ただ一方では、来年いきなりというのは、午前中働いていただける司書もいるかないかといったところもありますので、本人と学校との都合を確認しながら、来年度は経過措置として、現状どおりの学

校と午前勤務に切り替える学校と併存していこうと
いうことで、再来年度には完全移行を見据えており
ます。

一方で、放課後の居場所としての活用を望む声も
ありますので、そこは学習支援ボランティアの人材
をうまく活用していければということで、今、中学
校長会と調整しているところでございます。

○教育長 次に、(2)から(3)について、秋元学
校ICT推進担当課長をお願いします。

学校ICT推進担当課長。

○学校ICT推進担当課長 それでは、お手元の資料
52ページを御覧ください。1点目が文部科学省「リ
ーディングDXスクール事業について」ということ
で、こちらの事業、文部科学省が令和5年度からI
CTの活用が盛んな学校をモデル校として、その事
業を全国的に展開していこうということで始めた事
業になります。足立区としてもモデル校として、興
本扇学園、西新井小学校、舎人小学校、足立入谷小
学校、そして第十四中学校が該当の取組に参加して
います。こちらが、全国の模範となるような授業を
実際にやってみて全国的な事例の紹介ができるよう
に今取り組んでいる最中であります。

これに続いて、2番の生成AIのところになるの
ですが、生成AIを活用して、実験的な事例を創出
しようと、そういった事業にも文部科学省から声か
かりまして、足立区としても、そちら手を挙げさ
せていただいて、興本扇学園、第九中学校、第十
四中学校が挑戦的な取組をやっていこうというこ
でチャレンジしてくれた学校になります。

裏面、53ページになるのですが、取組内容とし
ては生成AIの部分については、まずは校務におい
て使ってみて、その活用の様子を見て、授業で使
えるようであれば授業にということで、まずは校務
のほうからということで、働き方改革にもつなが
るような取組にできればと考えております。

続きまして、「ジュニアICTリーダーサミット
への参加について」ということで54ページになり
ますが、ジュニアICTリーダー育成プログラムと

いうもの、グーグルによって、プレゼンテーション
の仕方とか作成の仕方などを指導していただいて、
また、その指導していただいて身につけたスキルを
使って、こちらにリーダーとありますが、周りの友
達を助けてあげましょうという、そういった趣旨で
この取組をやっています、この取組の中で、2番
の(1)ですが、参加している自治体の中ではオン
ラインで子どもたちの交流をしましょうというもの
を、1点、サミットとして展開したいと。それから
(2)のほうですが、こちらグーグルの主催として、
グーグル本社に、参加している自治体の子どもた
ちが実際に行って対面で交流しようと。そういった事
業を展開する予定であります。その報告になります。
以上です。

○教育長 次に、(4)から(5)について、八尋教
育指導課長をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 56ページを御覧ください。「令和
5年度『東京都児童・生徒体力・運動能力等調査』
の結果について」です。項番2のところにあります
ように、調査項目8項目。これを十数年前から東京
都のほうでは体力調査として取り始めています。

項番3を御覧ください。経年変化で、平成30年
度からずっと書いてありますが、小学校、それから
中学校の男子で三角マークが消えました。これは何
かということ、東京都の平均値を初めて超えました。
ということで、細かいところは57ページに各項目
書いてありますけれども、様々ありますが、全般的
に伸びてきているなというところがあります。

ただ、これ、東京都も足立区もそうなのですが、
だんだんだんだん体力自体が落ちてきています。足
立区がどうやら持ちこたえたという表現がいいのか
なというところがあります。ここについては、詳細
は分からないのですが、コロナ禍の中で、柔軟であ
ったりできる運動をしっかりと足立区としてはやっ
てきた。そういう基礎体力がある中で、遊びだつたり
放課後の運動というところで、けがなくできてき
ているのかなというところが原因かなというふう

えています。

続きまして、59ページを御覧ください。「不登校未然防止事業の進捗状況について」です。項番1にありますように、今、モデル事業としてやっているのは、対象が、自力登校は可能。要は学校には来ているけれども、なかなか学校の中で教室から抜出して保健室に行ったりとか、エスケープしてしまうような子たちを対象としています。

それ以外に、別室登校。今まであったものについては、登校サポーターが寄り添って登校を促したりという子もいます。今、六月中でモデルをやっているのですが、これの両方の子たちが混在しているような状況で、今できています。そこに校長のOBを配置しまして、行動観察であったりとか、そういうところをやっている状況です。

項番3にそれぞれ事例が書いてありますけれども、今まで人がいない教室であったりとか、そのサポーターさんがいないときには、なかなか教室に行けなかった子たちが、常時職員がいることによって話に行き、心を落ち着かせて教室に戻っていくというのが、何となくでき始めています。

次のページにありますように、この後、効果検証を測っていくのですが、なかなか数値で、これはこう、この数値が上がってきたから成功だとなかなか言えません。ただ、その子の表情であったりというのが変わってきた、行動様式が変わってきた、それから何らかの指標を見ると自己肯定感が上がってきたと。こういうところを指針として見ながら進めていきたいというふうに考えています。以上です。

○教育長 次に(6)について、森田学校支援課長をお願いします。

学校支援課長。

○学校支援課長 資料61ページを御覧ください。件名は「令和6年度用務業務委託のプロポーザル方式から競争入札への移行について」でございます。所管部課名は記載のとおりです。これまで小中学校用務業務委託の業者選定はプロポーザル方式で行ってまいりましたが、令和6年度契約から指名競争入札

に変更いたします。

項番3ですが、契約期間は3年を予定しています。

次に項番4ですが、令和6年度に新たに業者選定し契約するのは27校となります。また、今回は変更後の初回であることや、入札に移行しても安定的に業務を行ってもらうこと等を考慮しまして、「入札参加要件」として、過去5年間において学校用務業務の契約実績があることと定めさせていただきます。

次に、項番6「履行状況の評定」ですが、今後は足立区業務委託履行状況評定の対象業務とすることで、評定点が低い場合には契約を解除できるような仕組みを整えてまいります。

「今後の方針」ですが、全102校のうち、残りの75校についても、令和7年度、8年度より、競争入札に移行してまいります。以上でございます。

○教育長 次に、(7)から(8)について、松本学務課長から報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長 62ページを御覧ください。足立区立校外施設の賄料、こちら食事料になりますけれども、変更いたします。

「変更の理由」ですが、日光、鋸南の郊外施設の規定されている一般利用者の賄料が平成4年から30年以上、金額が変わっておりませんでした。昨今、物価高騰もありまして、もう今の質を担保するというのが困難になってまいりましたので、このとおり金額を変更したいと考えております。

「変更の内容」は項番2でございまして、変更前、大人ですと2,000円だった賄料が500円プラスで2,500円。子ども用につきましては、250円アップというような形になります。昼食がこちらにありますように150円でございます。

こちら、1泊2食、今までは、大人で3,650円、宿泊にかかっていたものを、プラス500円します。大人は4,150円で宿泊ができます。子どもについては2,000円、1,750円から2,000円に変更という形でやってまいりたいと

思います。

「適用年月日」ですが、令和6年4月1日の宿泊料から適用という形でやらせていただきます。今後、今まで30年見直しされてこなかったということも踏まえまして、原則としまして5年おきに賄費の価格改定については検討したいと考えております。また、大幅な物価変動がありました際には、その都度見直しも行ってまいります。

続きまして、63ページです。足立区立校外施設指定管理者の評価がありましたので、その結果のご報告です。令和4年度の運用についてでございます。鋸南につきましては、区立の小学校5年生の自然教室と一般利用、日光につきましては、小学6年生の自然教室と一般利用という形になります。令和4年度までは、株式会社フォレストという企業が両方の施設を担当しておりました。

64ページに行きまして、「評価結果」ですが、鋸南が得点率69.2%で評価B+、日光につきましては得点率64.6%で総合評価Bというふうになっております。今後、日光につきましては、事業者は今年度から変更となっておりますので、昨年の実績に対して頂いたご意見については、新しい事業者にもお伝えしながら運営のほうをしていきたいと考えております。以上です。

○教育長 次に(9)について、大久保中央図書館長をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 資料75ページを御覧ください。文化・読書・スポーツ分野計画の一部改定案の策定と、それに伴うパブリックコメントの実施についてでございます。所管部課名は記載のとおりでございます。

文化・読書・スポーツに関する3つのそれぞれの計画でございますけれども、令和2年の4月に策定してから、今回で中間見直しの時期を迎えましたので、その改定案をお示しするものでございます。

計画改定の考え方でございますが、項番1(1)のあのところでございます。3分野共通の課題として、アフターコロナ、共生社会、デジタル技術への

対応というところで、こちらの3点を主に入れさせていただいた上で、イの(ウ)のところでございますが、各計画にそれぞれ重点的に取り組むべき重点項目のほうを追加させていただいております。

76ページでございます。項番2「パブリックコメントの実施について」でございますが、実施期間、記載のとおりでございます。意見の提出方法につきましては、こちらの窓口への持参、郵送、FAX、区ホームページ意見受付フォームへの入力と、幅広くご意見を頂いていきたいと思っております。

最後、今後の方針でございますが、パブリックコメントを実施しまして、そのご意見に対する区の考え方をまとめた後、令和6年2月には計画の一部改定版のほうを作成してまいりたいと思っております。ご説明、以上でございます。

○教育長 ただいま、各所管から報告事項がございました。これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがですか。何かご質問等ございますか。

小関委員。

○小関委員 指導課の「不登校未然防止事業の進捗状況について」というのがありますけれども、ぜひモデル事業を成功させて、できれば、早ければ来年あたりから実際にできればと思っているのですが、そのためにも項番4の「今後の方針」で、成果指標を設定し、実際に事業効果はあったかどうかというのは、正確に数字上で見えてこないといけないと思います。先ほど数字上で見えるのはなかなか厳しいというお話があったのですが、そのためにも、専門的な知識をお持ちの方が必要だと思います。今いる、校長OBと登校サポーター2人に、評価していただくことになるのか、もうちょっと専門的な知識をお持ちの方が必要ではないかなと思っているのですが、その辺は何か考えているのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まさにおっしゃるとおり、その専門的な部分というのが、なかなか指導主事等では難しいところがありますので、ぜひSSWを1人、指

導課の中に入れて。要は子どもたちの変容であったりとか、つなぐ先というところをはっきりさせるためにも、アセスメントシートであったりとか、方向性をしっかりさせる、ルールを敷くための何か資料というのをつくりながら、その子どもたちがどのように変容していったかということであったり、どこにつながっていったかというのを、何とかデータ化したいなというふうには考えております。

○小関委員 今年度中にできそうですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 今教育相談課にいるSSWを、兼務ではないですが、指導課のほうに週に1回、2回、来てもらいながら、その準備をするとともに、実際、この六月中に行ってもらって、子どもたちの様子だったり、あとはそこにいる校長OB、それから登校サポーターに対して助言してもらおう。それからこういうデータを取るのだという指導を、今からしてもらおうというふうには考えております。

○教育長 ほかに。

早川委員。

○早川委員 この間小学校に行って、校長会ですよ。あのときもやはり先生方は皆さん不登校に一番興味を示していて、ある先生は、分かっているのです。人手を頂けるのなら、私たちやりますということはすごくおっしゃっていたのです。小学校なんか子どもたちも少なくなってきているので、どの学校でも、空き部屋を見つければ、割とあるとおっしゃられていました。あるけれども、人がいない。ですから、辞めた校長先生や副校長でもいいですから、辞めた先生方を活用して、やっていただきたい。

うまく言えないですけども、登校サポーターの方に対しては、多分、校長先生からは、指示が出しにくいですかね。どういうふうな働き方をしているのか分からないですけども、校長先生の力量によって差が出ているというか、自分たちがどういうことをしているのかは分かっているとは思いますが、何かそんな気がしました。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、登校サポーターについては、寄り添い支援ですので、やれることが限られています。だから、寄り添い支援の範囲を超えて校長が指示を出すことは、恐らくできません。今、六月中のモデル事業で登校サポーターがついているのは、その子どもたちの様子をよく見ていて、データとして頭の中に持っている。この子はこういう行動をしますと報告できることがあるために、今そこを手伝ってもらっています。ただ、そのサポーターに対して、こうしてください、ああしてくださいというのは、寄り添い支援の範囲を超える業務外のことになってしまうので、なかなかそこはできない。なので、登校支援室に校長OBであったり、副校長OBというのを配置するというので、今考えているところです。

○早川委員 すごく待ち望んでいらっしゃいました。

○教育長 ほかは、よろしいですか。

倉橋委員。

○倉橋委員 ちょっと質問なのですが、中学校司書について、中学の図書室の放課後利用は、これは委員会みたいなもので生徒が開けていたりしていませんか。中学校の図書館は。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 学校司書が勤務している時間帯であれば基本的には学校司書が開けます。ただ、例えば午前中ですとか、午前中の貸出しですとか、司書が勤務時間にいない場合は、そういった活動で使うこともあり得ると思います。放課後は、基本的には司書がいれば司書がいて、委員会活動もあって、委員会の中で何かそういったことをやられることはあるのかもしれない。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 それこそ我々が子どものときであったりとか数年前は、子どもたち、委員会だけで図書室の運営というのをやるというのもありました。しかし、やはり数年前からいじめであったりとか、人がいないところで事故があったりというのがあるために、小学校においても中学校においても、教員がいない教室は全部施錠するというのが規則になって

いますので、そういう状況で、司書がいるときしか開けないということに。

○倉橋委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。ほかには、よろしいでしょうか。ないようでございますので、報告事項については終了といたします。

その他でございますが、その他も、よろしいですか。

小関委員。

○小関委員 先日の小学校長会との懇談会で、私の入っていたグループは8人くらいの校長先生だったのですが、年度の当初から、教員の欠員があって苦労された。現在も欠員がある学校はどのくらいあるのですかと、手を挙げたら、4人手を挙げたんです。来年度も小学校など、教員採用試験の倍率が1.1倍しかなくて、欠員がぞろぞろという状態で質的にも厳しいのかなという話も出ていたのですが、今の足立の実情として何かあれば教えてください。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 今現在の欠員の状況なのですが、小学校が11名。中学校は3名。もうすぐ4名になるかなというところなんです。これの内訳としては、やはり病気休職であったりとか、退職というのが原因です。それを、今まではそれに臨時的に人が入れられたのですが、今、教員免許を持っていて空いている方がいないという状況です。

ただ、例えば小学校において担任が足りないという状況はないです。今、算数少人数であったりとか、家庭科専科とかそういうところを、普段はあるのですが、外して、担任にあてがっているという状況。ただ、これは足立区の状況、今全部で14人ですが、全都的に見ると、割合は、足立区は少ないほうです。

以上です。

○教育長 小関委員。

○小関委員 今時、校長先生が使うのだなと、ちょっとびっくりしたのがアプリでした。アプリを校長先生自らが使いながら人材確保をしようと思って動いているというのを聞いて、それでもまたびっくりし

てしまったのですが、区でどうにかできるというわけでもないし、最終的にどうしたらいいのでしょうかねという、結論が出ないまま時間が来てしまったのですが、都で何とかしてくれないかなというふうに思っているところです。

○教育長 何か。いいですか。

教育指導課長。

○教育指導課長 本当に東京都の中でも人が見つからない状況なので、では何が原因かというところ、そもそも教職大学院を出て教員になる率があんまり下がってきているのです。私が教員になるときには、私の同僚は100%教員になっていました。でも、今、実情は4割を切っています。要するに、教員免許を取っても教員にならない。なぜかというところ、初任給が、民間へ行くと30万円を超えているのです。教員だとそれのマイナス10万円以上とかとなってくると、もうその時点で今の大学を卒業する子は選ばない。

だから、そんな中でもアピールをしなければいけないので、先日うちのほうでつくった「先生になろう」というチラシを全国に2,000部配って、今、応募が来ています。私も地元に戻って県庁の教員採用、ある県の教員採用の募集の横に、足立区の「教員になろう」を置いてきた次第です。

○教育長 ほかに、その他、何かございますか。よろしいですか。

ないようでございますので、以上をもちまして、本年第11回足立区教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時1分閉会

令和5年第11回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和5年11月10日 金曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第1	第73号議案 足立区立図書館条例の一部を改正する条例の送付について	3
日程第2	第74号議案 足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について	9
日程第3	第75号議案 足立区生涯学習センターの指定管理者の指定の送付について	21
日程第4	第76号議案 足立区地域学習センターの指定管理者の指定の送付について	25
日程第5	第77号議案 足立区立図書館の指定管理者の指定の送付について	30
日程第6	第78号議案 権利の放棄の送付について	35
日程第7	第79号議案 令和5年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	41
日程第8	第80号議案 「令和5年度足立区一般会計第6号補正予算(案)」に関する教育委員会の意見について	45
日程第9	教育長報告	

2 報告事項

- (1) 中学校司書の勤務時間について
《田巻 教育政策課長》 51
- (2) 文部科学省リーディングDXスクール事業について
《秋元 学校ICT推進担当課長》 52
- (3) ジュニアICTリーダーサミットへの参加について
《秋元 学校ICT推進担当課長》 54
- (4) 令和5年度「東京都児童・生徒体力・運動能力等調査」の結果について
《八尋 教育指導課長》 56
- (5) 不登校未然防止事業の進捗状況について
《八尋 教育指導課長》 59
- (6) 令和6年度用務業務委託のプロポーザル方式から競争入札への移行について
《森田 学校支援課長》 61
- (7) 足立区立校外施設の賄料(食事料)の変更について
《松本 学務課長》 62
- (8) 足立区立校外施設指定管理者評価結果について
《松本 学務課長》 63
- (9) 文化・読書・スポーツ分野計画の一部改定案策定に伴う中間報告及びパブリックコメントの実施について
《大久保 中央図書館長》 75

3 情報連絡事項

- (1) 実用英語技能検定受験支援事業における第1回受験結果及び第2回申込状況について [学力定着推進課] 77
- (2) 令和5年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果(学習意識調査部分)について [学力定着推進課] 78
- (3) 金属探知機による区立小中学校、区立保育園、こども園の校庭等緊急点検の結果について [学校支援課、子ども施設運営課] 88
- (4) 小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について [子ども施設指導・支援課、子ども施設入園課] 94
- (5) 「令和5年度足立区保育のお仕事就職面接・相談会」の実施結果について [私立保育園課] 99
- (6) 令和5年度「あだち子ども将棋大会」の実施について [青少年課] 100
- (7) 事業実施報告・実施予定 [青少年課] 102
- (8) 「不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会」の実施結果について [教育相談課] 103
- (9) 事業実施報告・実施予定 [生涯学習振興公社] 104

第 7 3 号議案

足立区立図書館条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立図書館条例の一部を改正する条例

足立区立図書館条例（昭和 4 4 年足立区条例第 1 0 号）の一部を次の
ように改正する。

第 3 条ただし書中「規則」を「足立区教育委員会規則（以下「規則」
という。）」に改め、同条第 5 号中「足立区教育委員会規則（以下「規
則」という。）」を「規則」に改める。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（図書館協議会）

第 1 3 条 図書館法第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、足立区立中央図書
館に足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、図書館の運営に関し、足立区立中央図書館長（以下「中
央図書館長」という。）の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書
館奉仕について中央図書館長に意見を述べるものとする。

3 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育
の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のあ
る者の中から、教育委員会が任命する。

4 委員の定数は、1 5 人以内とする。

5 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間と
する。ただし、再任を妨げない。

6 委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだり
に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事

項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区立図書館協議会	日額 8,000円
------------	-----------

(提案理由)

足立区立図書館協議会を教育委員会の附属機関として設置するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 7 3 号議案説明資料

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

件 名	足立区立図書館条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館
内 容	<p>1 改正の理由 新たな区立図書館の展開に向けて、外部からの専門的な知見や利用者の視点を取り入れることを目的とした足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置するため、足立区立図書館条例（以下「条例」という。）の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（詳細はP 6～8の新旧対照表を参照） 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条に基づき、足立区立図書館に協議会を設置する規定を条例に加えるほか、必要な規定整備を行う。</p> <p>3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日（第 3 条の改正規定は、公布の日）</p>

足立区立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区立図書館条例 昭和44年3月31日条例第10号</p> <p>第1条～第2条（省略）</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に基づき、次の事業を実施する。ただし、東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口（以下「受渡窓口」という。）は、次の事業のうち<u>規則</u>で定める事業を実施するものとする。</p> <p>（1）別表第1に規定する図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供すること。</p> <p>（2）総合的な資料案内及び読書相談</p> <p>（3）読書会、映画会、鑑賞会、資料展示会等の開催</p> <p>（4）他の図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借、情報提供等を行うこと。</p> <p>（5）<u>足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）</u>で定める団体登録をした団体への支援</p> <p>（6）その他図書館の目的達成に必要な付帯事業</p> <p>第4条～第12条（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>○足立区立図書館条例 昭和44年3月31日条例第10号</p> <p>第1条～第2条（現行のとおり）</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に基づき、次の事業を実施する。ただし、東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口（以下「受渡窓口」という。）は、次の事業のうち<u>足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）</u>で定める事業を実施するものとする。</p> <p>（1）別表第1に規定する図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供すること。</p> <p>（2）総合的な資料案内及び読書相談</p> <p>（3）読書会、映画会、鑑賞会、資料展示会等の開催</p> <p>（4）他の図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借、情報提供等を行うこと。</p> <p>（5）<u>規則</u>で定める団体登録をした団体への支援</p> <p>（6）その他図書館の目的達成に必要な付帯事業</p> <p>第4条～第12条（現行のとおり）</p> <p><u>（図書館協議会）</u></p> <p><u>第13条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、足立区立中央図書館に足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 協議会は、図書館の運営に関し、足立区立中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕に</u></p>

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成11年12月27日条例第45号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成18年6月29日条例第57号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成18年10月23日条例第66号) この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の表の改正規定及び第3条中「足立区教育委員会が」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に9条を加える改正規定(第4条(同条第2項ただし書を除く。))及び第5条から第7条までに係る部分に限る。)並びに付則の次に2表を加える改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成20年3月28日条例第26号) この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成25年3月28日条例第11号)</p>	<p><u>ついて中央図書館長に意見を述べるものとする。</u></p> <p><u>3 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。</u></p> <p><u>4 委員の定数は、15人以内とする。</u></p> <p><u>5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>6 委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p> <p><u>7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成11年12月27日条例第45号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成18年6月29日条例第57号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成18年10月23日条例第66号) この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の表の改正規定及び第3条中「足立区教育委員会が」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に9条を加える改正規定(第4条(同条第2項ただし書を除く。))及び第5条から第7条までに係る部分に限る。)並びに付則の次に2表を加える改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成20年3月28日条例第26号) この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成25年3月28日条例第11号)</p>

改正前	改正後		
<p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。 付 則（平成27年3月18日条例第12号） この条例は、平成27年4月1日から施行する。 付 則（平成30年3月28日条例第8号） この条例は、平成30年4月13日から施行する。 付 則（平成30年10月22日条例第56号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（令和元年10月23日条例第43号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1～2（省略）</p>	<p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。 付 則（平成27年3月18日条例第12号） この条例は、平成27年4月1日から施行する。 付 則（平成30年3月28日条例第8号） この条例は、平成30年4月13日から施行する。 付 則（平成30年10月22日条例第56号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（令和元年10月23日条例第43号） この条例は、公布の日から施行する。 <u>付 則（令和5年●月●日条例第●号）</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。 （足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正） 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 別表教育委員会の部に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="1182 935 2022 983"> <tr> <td data-bbox="1182 935 1621 983">足立区立図書館協議会</td> <td data-bbox="1621 935 2022 983">日額 8,000円</td> </tr> </table> <p>別表第1～2（現行のとおり）</p>	足立区立図書館協議会	日額 8,000円
足立区立図書館協議会	日額 8,000円		

第 7 4 号議案

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則

足立区育英資金条例施行規則（昭和 3 1 年足立区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表の左欄」を「次の各号」に、「確認大学等」を「奨学金の給付対象となる経費」に、「それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 入学料 1, 6 2 0, 0 0 0 円

(2) 授業料及び施設整備費 年額 5, 7 3 0, 0 0 0 円

第 1 0 条中「第 7 条第 2 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「9 月」の次に「(入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、随時)」を加える。

第 1 1 条の次に次の 2 条を加える。

(給付の変更決定に係る申請)

第 1 1 条の 2 奨学金の給付の変更決定に係る申請は、区長が指定する期日までに、足立区奨学金給付変更申請書（第 8 号の 2 様式）に、別に定める書類を添えて区長に提出してしなければならない。

(給付の変更決定の通知)

第 1 1 条の 3 区長は、条例第 7 条の 2 第 2 項の規定により奨学金の給付の変更決定をしたときは、足立区奨学金給付変更決定通知書（第 8 号の 3 様式）により、当該奨学生等候補者に対し通知するものとする。

第 1 8 条の見出し中「在学状況の報告」を「証明書類の提出」に改め、

同条第4項中「者」を「奨学生」に、「証する」を「証明する」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

入学前又は進級前に奨学金の給付を受けた奨学生は、入学又は進級をする年度の4月末日までに、支払を証明する書類を区長に提出しなければならない。

別表を削る。

第8号様式を次のように改める。

様

奨学生番号

足立区長

足立区奨学金給付決定通知書

足立区育英資金条例第7条第1項の規定により、奨学金の給付額等について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

1 給付期間

年 月分から 年 月分まで

2 給付額

<hr/>		円 ※注1、2
(内訳) ①入学料		円
②授業料		円
③施設整備費		円
④学資支給金	▲	円 ※注3
⑤入学料・授業料に係る免除額又は減免額	▲	円 ※注4

※注1：④及び⑤がある場合は、①から③までの合計額から④及び⑤の合計額を差し引いた額が給付額となります。

※注2：④及び⑤の合計額が①から③までの合計額を上回る場合は、給付額は0円となります。

※注3：独立行政法人日本学生支援機構からの学資支給金の支給額

※注4：入学若しくは進級先の学校又は在籍する学校における入学料及び授業料の免除又は減免措置を受けた場合の当該金額

【注意事項】

以下のいずれかに該当するときは、足立区育英資金条例の規定により、給付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ・ 給付要件を欠くに至ったとき。
- ・ 偽りその他不正の手段により奨学金の給付決定を受けたと認められるとき。
- ・ 奨学金を給付の目的以外の用途に使用したと認められるとき。
- ・ 学生等としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- ・ 傷病等のために成業の見込みがないとき。

以上

第 8 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第8号の2様式（第11条の2関係）

年 月 日

(宛先) 足立区長

本 人 住 所 _____

氏 名 _____

足立区奨学金給付変更申請書

足立区奨学金の給付変更のため、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

給付申請額（変更前） 金 _____ 円

給付申請額（変更後） 金 _____ 円

給付申請差額 金 _____ 円（ 増額 ・ 減額 ）

以上

第8号の3様式（第11条の3関係）

第 年 月 日

奨学生番号

様

足立区長

足立区奨学金給付変更決定通知書

足立区育英資金条例第7条の2第2項の規定により、奨学金の給付額等について、下記のとおり変更決定いたしましたので通知します。

記

1 給付期間

年 月分から 年 月分まで

2 変更後給付額

(1) 入学料	円	(変更前	円)
(2) 授業料	円	(変更前	円)
(3) 施設整備費	円	(変更前	円)

【注意事項】

以下のいずれかに該当するときは、足立区育英資金条例の規定により、給付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ・ 給付要件を欠くに至ったとき。
- ・ 偽りその他不正の手段により奨学金の給付決定を受けたと認められるとき。
- ・ 奨学金を給付の目的以外の用途に使用したと認められるとき。
- ・ 学生等としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- ・ 傷病等のために成業の見込みがないとき。

以上

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第3条、第11条及び第18条の規定は、施行日以後に奨学金の給付を受ける候補者の決定を受けた者について適用し、施行日前に当該決定を受けた者については、なお従前の例による。

(提案理由)

足立区育英資金制度の見直しにより足立区育英資金条例を一部改正したことに伴い、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する必要があるので、この条例施行規則案を提出いたします。

第 7 4 号議案説明資料

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

件 名	足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について								
所管部課名	学校運営部学務課								
内 容	足立区育英資金条例の一部改正に伴い、同施行規則を一部改正する。								
	<p>1 改正の理由</p> <p>足立区育英資金制度の見直しに伴う足立区育英資金条例の一部改正に伴い、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する。</p>								
	<p>2 主な改正内容（P 1 8 ～ 2 0、新旧対照表を参照）</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 824 895 869">改正前</th> <th data-bbox="900 824 1425 869">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 875 895 1496"> <p>1 支給限度額の改正 (奨学金の給付の額)</p> <p>第 3 条の別表にて以下の限度額を設定</p> <p>① 私立医科系及び私立歯科系 確認大学等 入学料： 1,620,000 円 授業料及び施設整備費： 年額 5,730,000 円</p> <p>② 上記以外の確認大学等 入学： 300,000 円 授業料及び施設整備費： 年額 1,980,000 円</p> </td> <td data-bbox="900 875 1425 1496"> <p>第 3 条の別表を廃止し、条文内に以下の限度額を明記</p> <p>※ 薬学部等、私立医科・歯科系以外の理系学部を考慮し、分類を一本化</p> <p>(1) 入学料： 1,620,000 円 (2) 授業料及び施設整備費： 年額 5,730,000 円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1503 895 1787"> <p>2 入学前給付するための改正 (奨学金の給付)</p> <p>第 1 1 条 記載なし</p> </td> <td data-bbox="900 1503 1425 1787"> <p>第 1 1 条 「入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、随時」 の記載を追記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1794 895 2060"> <p>3 給付額を変更するための改正 (給付額変更決定に係る申請)</p> <p>第 1 1 条の 2 【新設】</p> </td> <td data-bbox="900 1794 1425 2060"> <p>第 1 1 条の 2 「奨学生等候補者に対し、変更申請書の提出を義務付ける」旨を記載</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	<p>1 支給限度額の改正 (奨学金の給付の額)</p> <p>第 3 条の別表にて以下の限度額を設定</p> <p>① 私立医科系及び私立歯科系 確認大学等 入学料： 1,620,000 円 授業料及び施設整備費： 年額 5,730,000 円</p> <p>② 上記以外の確認大学等 入学： 300,000 円 授業料及び施設整備費： 年額 1,980,000 円</p>	<p>第 3 条の別表を廃止し、条文内に以下の限度額を明記</p> <p>※ 薬学部等、私立医科・歯科系以外の理系学部を考慮し、分類を一本化</p> <p>(1) 入学料： 1,620,000 円 (2) 授業料及び施設整備費： 年額 5,730,000 円</p>	<p>2 入学前給付するための改正 (奨学金の給付)</p> <p>第 1 1 条 記載なし</p>	<p>第 1 1 条 「入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、随時」 の記載を追記</p>	<p>3 給付額を変更するための改正 (給付額変更決定に係る申請)</p> <p>第 1 1 条の 2 【新設】</p>
改正前	改正後								
<p>1 支給限度額の改正 (奨学金の給付の額)</p> <p>第 3 条の別表にて以下の限度額を設定</p> <p>① 私立医科系及び私立歯科系 確認大学等 入学料： 1,620,000 円 授業料及び施設整備費： 年額 5,730,000 円</p> <p>② 上記以外の確認大学等 入学： 300,000 円 授業料及び施設整備費： 年額 1,980,000 円</p>	<p>第 3 条の別表を廃止し、条文内に以下の限度額を明記</p> <p>※ 薬学部等、私立医科・歯科系以外の理系学部を考慮し、分類を一本化</p> <p>(1) 入学料： 1,620,000 円 (2) 授業料及び施設整備費： 年額 5,730,000 円</p>								
<p>2 入学前給付するための改正 (奨学金の給付)</p> <p>第 1 1 条 記載なし</p>	<p>第 1 1 条 「入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、随時」 の記載を追記</p>								
<p>3 給付額を変更するための改正 (給付額変更決定に係る申請)</p> <p>第 1 1 条の 2 【新設】</p>	<p>第 1 1 条の 2 「奨学生等候補者に対し、変更申請書の提出を義務付ける」旨を記載</p>								

改正前	改正後
<p>(給付額の変更決定の通知)</p> <p>第 1 1 条の 3</p> <p>【新設】</p>	<p>第 1 1 条の 3</p> <p>「区長は、奨学金の変更決定をしたときは、決定通知書を候補者に対し通知する」旨を記載</p>
<p>4 入学の証明を義務付けるための改正 (証明書類の提出等)</p> <p>第 1 8 条</p> <p>【新設】</p>	<p>第 1 8 条</p> <p>「入学前又は進級前に奨学金の給付を受けた奨学生は、指定する期日までに証明書類の提出を義務付ける」旨を記載</p>
<p>3 施行年月日 令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。</p> <p>4 今後の方針 規則改正後、奨学金支払についての事務処理を遺漏のないよう進めていく。</p>	

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区育英資金条例施行規則 昭和31年3月15日規則第2号</p>	<p>○足立区育英資金条例施行規則 昭和31年3月15日規則第2号</p>
<p>第1条～第2条 省略 (奨学金の給付の額)</p>	<p>第1条～第2条 現行のとおり (奨学金の給付の額)</p>
<p>第3条 条例第1条の3第1項の規則で定める額は、別表の左欄に掲げる<u>確認大学等の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる額とする。</u></p>	<p>第3条 条例第1条の3第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる<u>奨学金の給付対象となる経費の区分ごとに、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 入学料 1,620,000円</u> <u>(2) 授業料及び施設整備費 年額5,730,000円</u></p>
<p>第4条～第9条 省略 (給付の決定の通知)</p>	<p>第4条～第9条 現行のとおり (給付の決定の通知)</p>
<p>第10条 区長は、条例第7条第2項の規定により奨学金の給付を決定したときは、足立区奨学金給付決定通知書(第8号様式)により、当該奨学生等候補者に対し通知するものとする。 (奨学金の給付)</p>	<p>第10条 区長は、条例第7条第1項の規定により奨学金の給付を決定したときは、足立区奨学金給付決定通知書(第8号様式)により、当該奨学生等候補者に対し通知するものとする。 (奨学金の給付)</p>
<p>第11条 奨学金は、毎年4月及び9月_____に、奨学生に給付する。</p>	<p>第11条 奨学金は、毎年4月及び9月(入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、<u>随時</u>)に、奨学生に給付する。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 現行のとおり (給付の変更決定に係る申請)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第11条の2 奨学金の給付の変更決定に係る申請は、区長が指定する期日までに、足立区奨学金給付変更申請書(第8号の2様式)に、別に定める書類を添えて区長に提出してしなければならない。 (給付の変更決定の通知)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第11条の3 区長は、条例第7条の2第2項の規定により奨学金の給付の変更決定をしたときは、足立区奨学金給付変更決定通知書(第8号の3様式)により、当該奨学生等候補者に対し通知するものとする。</p>
<p>第12条～第17条 省略</p>	<p>第12条～第17条 現行のとおり</p>

改正前			改正後
<u>(在学状況の報告等)</u>			<u>(証明書類の提出等)</u>
第18条 新設			第18条 <u>入学前又は進級前に奨学金の給付を受けた奨学生は、入学又は進級をする年度の4月末日までに、支払を証明する書類を区長に提出しなければならない。</u>
奨学生は、毎年4月末日までに在学する確認大学等の長が発行する在学状況を証明する書類を区長に提出しなければならない。			2 奨学生は、毎年4月末日までに在学する確認大学等の長が発行する在学状況を証明する書類を区長に提出しなければならない。
2 奨学生は、毎年4月末日及び9月末日までに、それぞれ在学する確認大学等の長が発行する学業成績を証明する書類を区長に提出しなければならない。			3 奨学生は、毎年4月末日及び9月末日までに、それぞれ在学する確認大学等の長が発行する学業成績を証明する書類を区長に提出しなければならない。
3 奨学生は、毎年7月末日までに経済状況報告書（第15号様式）に、当該奨学生及び生計維持者の経済状況を証明する書類を添えて区長に報告しなければならない。			4 奨学生は、毎年7月末日までに経済状況報告書（第15号様式）に、当該奨学生及び生計維持者の経済状況を証明する書類を添えて区長に報告しなければならない。
4 学資支給金を受けている者又は大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料等の減免を受けている者は、それらを受けていることを <u>証する書類</u> を区長に提出しなければならない。			5 学資支給金を受けている <u>奨学生</u> 又は大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定による授業料等の減免を受けている <u>奨学生</u> は、それらを受けていることを <u>証明する書類</u> を区長に提出しなければならない。
第19条～第27条 省略			第19条～第27条 現行のとおり
			付 則
			<u>(施行期日)</u>
			1 この規則は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
			<u>(経過措置)</u>
			2 この規則による改正後の第3条、第11条及び第18条の規定は、施行日以後に奨学金の給付を受ける候補者の決定を受けた者について適用し、 <u>施行日前に当該決定を受けた者については、なお従前の例による。</u>
別表（第3条関係）			削除
	入学料	授業料及び施設整備費	

改正前			改正後		
<u>私立医科系及び私立 歯科系確認大学等</u>	<u>1,620,000円</u>	<u>年額5,730,000円</u>			
<u>上記以外の確認大学 等</u>	<u>380,000円</u>	<u>年額1,980,000円</u>			
第1号様式～第7号様式 省略			第1号様式～第7号様式 現行のとおり		
<u>第8号様式 別紙のとおり</u>			<u>第8号様式 別紙のとおり</u>		
新設			<u>第8号の2様式 別紙のとおり</u>		
新設			<u>第8号の3様式 別紙のとおり</u>		
第9号様式～第15号様式 省略			第9号様式～第15号様式 現行のとおり		

第 7 5 号議案

足立区生涯学習センターの指定管理者の指定の送付について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区生涯学習センターの指定管理者の指定の送付について
足立区生涯学習センターの指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 **施設の名称** 足立区生涯学習センター
- 2 **指定管理者**
住 所 東京都足立区足立四丁目 2 8 番 1 0 号
名 称 あだち学びときずな創造事業体
(2 社共同事業体)
代表団体 ヤオキン商事株式会社
代 表 者 伊藤 治光
- 3 **指定の期間** 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

足立区生涯学習センターの指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第 7 5 号議案説明資料

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

件 名	足立区生涯学習センターの指定管理者の指定の送付について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課
内 容	<p>足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会における選定審査の結果、以下のとおり候補者を選定したので、令和 5 年第 4 回足立区議会定例会における議決を経て指定管理者として指定する。</p> <p>1 対象施設 (1) 名 称 足立区生涯学習センター (2) 所在地 足立区千住五丁目 1 3 番 5 号 (学びピア 2 1 内)</p> <p>2 指定管理料 (見積金額) 令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度 ① 非精算 2 8 0, 4 7 5, 0 0 0 円 (税込) ② 要精算 (光熱水費、小破修繕費) 7 3, 9 9 0, 0 0 0 円 (税込) 合計 (①+②) 3 5 4, 4 6 5, 0 0 0 円 (税込)</p> <p>※ 前回選定時 (平成 3 0 年度) 指定管理料 2 9 4, 9 1 3, 0 0 0 円 (税込)</p> <p>3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)</p> <p>4 指定管理者の候補者 (1) 事業者名 あだち学びときずな創造事業体 (2 社共同事業体) (2) 代表団体 ヤオキン商事株式会社 (3) 代表者 伊藤 治光 (4) 所在地 東京都足立区足立四丁目 2 8 番 1 0 号 (5) 構成団体 株式会社協栄</p> <p>5 応募事業者数 1 事業者</p> <p>6 現在の指定管理者 候補者と同じ (構成団体は変更あり)</p> <p>7 候補者となった理由・ポイント 区内地域学習センターの中心的な役割を持つ生涯学習センターの特徴を正しく把握しており、提案内容について、区民への多様な学習機会を提供するものであり、分かりやすかった。</p>

8 候補者となった経過

(1) 公募

令和5年4月3日から同年5月31日まで

(2) 財務状況調査の結果

以下のとおり

事業者名		財務状況調査結果
あだち学びときずな創造事業体		
代表団体	ヤオキン商事株式会社	B「良好である。」
構成団体	株式会社協栄	A「非常に良好である。」

(3) 選定委員会

ア 委員会開催状況

開催日	内容	審査事業者数
令和5年7月11日	第一次審査（書類審査）	1事業者
令和5年8月1日	第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	1事業者

イ 委員構成（計6名）

種別	氏名	役職等
学識経験者	【会長】 高井 正	早稲田大学 教育学部 非常勤講師
	岩崎 久美子	放送大学 教養学部 教授
	原田 隆史	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授
	松井 高光	帝京科学大学 教育人間科学部 学校教育学科 講師
区内関係団体	田中 ひろ子	足立区体育協会（現：足立区スポーツ協会） 会長
区職員	神山 和洋	足立区 建築防災課長

ウ 審査項目及び審査結果

別添資料1「教育委員会議案説明別添資料 指定管理者の指定の送付について」を参照

(4) 労働条件審査等

選定委員会において候補となった事業者に対して、社会保険労務士2名による労働条件審査を実施し、合格となった。

【参考】 候補者の職員平均勤続年数及び平均給与
ア 平均勤続年数

事業者名	平均勤続年数 (平成30年)	平均勤続年数 (令和5年)
ヤオキン商事株式会社	約7.6年	約5.9年
株式会社協栄	—	約10.6年

イ 平均給与（月額）

事業者名	平均給与（月額） (平成30年参考)	平均給与（月額） (令和5年)
ヤオキン商事 株式会社	管理職 303,000円	管理職 353,843円
	常勤職員 221,000円	常勤職員 265,989円
	非常勤職員（月額制） 対象労働者無し	非常勤職員（月額制） 対象労働者無し
	短時間労働者（時給制） 時給1,050円	短時間労働者（時給制） 時給1,231円
株式会社協栄	—	管理職 526,094円
	—	常勤職員 297,944円
	—	非常勤職員（月額制） 95,216円
	—	短時間労働者（時給制） 時給1,096円

※ 東京都最低賃金は令和5年10月1日時点で1,113円。足立区公契約条例における令和5年度労働報酬下限額は1,130円。上表における時給は事業者全社分の金額であるが、生涯学習センター分としては時給1,350円を予定しており、都最低賃金、労働報酬下限額ともに基準を超えている。

9 添付資料

別添資料1「教育委員会議案説明別添資料 指定管理者の指定の送付について」

10 今後の方針

本教育委員会定例会及び令和5年第4回足立区議会定例会において本議案が可決された際には、教育長と指定管理者との間で協定書を締結し、令和6年4月1日から指定管理者による管理運営業務を実施する。

第 7 6 号議案

足立区地域学習センターの指定管理者の指定の送付について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区地域学習センターの指定管理者の指定の送付について
足立区地域学習センターの指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区舎人 地域学習 センター	住所 東京都足立区足立四丁目 2 8 番 1 0 号 名称 ヤオキン商事株式会社 (代表者 伊藤 治光)	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
足立区保塚 地域学習 センター	住所 東京都足立区千住河原町 9 番 7 号 名称 株式会社グランディオサービス (代表者 林 秀樹)	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

足立区地域学習センターの指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第 7 6 号議案説明資料

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

件 名	足立区地域学習センターの指定管理者の指定の送付について																			
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課																			
内 容	<p>足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会における選定審査の結果、以下のとおり候補者を選定したので、令和 5 年第 4 回足立区議会定例会における議決を経て指定管理者として指定する。</p>																			
	<p>1 対象施設</p> <table border="1" data-bbox="422 672 1412 907"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区舎人地域学習センター</td> <td>足立区舎人一丁目 3 番 2 6 号</td> </tr> <tr> <td>足立区保塚地域学習センター</td> <td>足立区保塚町 7 番 1 6 号</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	足立区舎人地域学習センター	足立区舎人一丁目 3 番 2 6 号	足立区保塚地域学習センター	足立区保塚町 7 番 1 6 号													
	施設名	所在地																		
	足立区舎人地域学習センター	足立区舎人一丁目 3 番 2 6 号																		
	足立区保塚地域学習センター	足立区保塚町 7 番 1 6 号																		
<p>2 指定管理料</p> <table border="1" data-bbox="422 985 1412 1489"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>指定管理料（見積金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">足立区舎人地域学習センター</td> <td>令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度（図書館分含む）</td> </tr> <tr> <td>① 非精算 1 1 7, 8 3 3, 0 0 0 円（税込）</td> </tr> <tr> <td>② 要精算（光熱水費、小破修繕費）</td> </tr> <tr> <td>1, 4 3 0, 0 0 0 円（税込）</td> </tr> <tr> <td>合計（①+②）</td> <td>1 1 9, 2 6 3, 0 0 0 円（税込）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">足立区保塚地域学習センター</td> <td>令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度（図書館分含む）</td> </tr> <tr> <td>① 非精算 1 1 5, 2 7 5, 6 0 0 円（税込）</td> </tr> <tr> <td>② 要精算（光熱水費、小破修繕費）</td> </tr> <tr> <td>1, 7 0 0, 0 0 0 円（税込）</td> </tr> <tr> <td>合計（①+②）</td> <td>1 1 6, 9 7 5, 6 0 0 円（税込）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 前回選定時（平成 3 0 年度）指定管理料（図書館分含む）</p> <table data-bbox="494 1523 1388 1601"> <tr> <td>足立区舎人地域学習センター</td> <td>8 3, 5 1 2, 0 0 0 円（税込）</td> </tr> <tr> <td>足立区保塚地域学習センター</td> <td>7 8, 9 1 4, 0 0 0 円（税込）</td> </tr> </table>	施設名	指定管理料（見積金額）	足立区舎人地域学習センター	令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度（図書館分含む）	① 非精算 1 1 7, 8 3 3, 0 0 0 円（税込）	② 要精算（光熱水費、小破修繕費）	1, 4 3 0, 0 0 0 円（税込）	合計（①+②）	1 1 9, 2 6 3, 0 0 0 円（税込）	足立区保塚地域学習センター	令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度（図書館分含む）	① 非精算 1 1 5, 2 7 5, 6 0 0 円（税込）	② 要精算（光熱水費、小破修繕費）	1, 7 0 0, 0 0 0 円（税込）	合計（①+②）	1 1 6, 9 7 5, 6 0 0 円（税込）	足立区舎人地域学習センター	8 3, 5 1 2, 0 0 0 円（税込）	足立区保塚地域学習センター	7 8, 9 1 4, 0 0 0 円（税込）
施設名	指定管理料（見積金額）																			
足立区舎人地域学習センター	令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度（図書館分含む）																			
	① 非精算 1 1 7, 8 3 3, 0 0 0 円（税込）																			
	② 要精算（光熱水費、小破修繕費）																			
	1, 4 3 0, 0 0 0 円（税込）																			
合計（①+②）	1 1 9, 2 6 3, 0 0 0 円（税込）																			
足立区保塚地域学習センター	令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度（図書館分含む）																			
	① 非精算 1 1 5, 2 7 5, 6 0 0 円（税込）																			
	② 要精算（光熱水費、小破修繕費）																			
	1, 7 0 0, 0 0 0 円（税込）																			
合計（①+②）	1 1 6, 9 7 5, 6 0 0 円（税込）																			
足立区舎人地域学習センター	8 3, 5 1 2, 0 0 0 円（税込）																			
足立区保塚地域学習センター	7 8, 9 1 4, 0 0 0 円（税込）																			
<p>3 指定の期間</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）</p>																				
<p>4 指定管理者の候補者</p> <table border="1" data-bbox="422 1814 1412 2078"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区舎人地域学習センター</td> <td>ヤオキン商事株式会社 （代表者 伊藤 治光）</td> <td>東京都足立区 足立四丁目 2 8 番 1 0 号</td> </tr> <tr> <td>足立区保塚地域学習センター</td> <td>株式会社グランディオサービス （代表者 林 秀樹）</td> <td>東京都足立区 千住河原町 9 番 7 号</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	事業者名	所在地	足立区舎人地域学習センター	ヤオキン商事株式会社 （代表者 伊藤 治光）	東京都足立区 足立四丁目 2 8 番 1 0 号	足立区保塚地域学習センター	株式会社グランディオサービス （代表者 林 秀樹）	東京都足立区 千住河原町 9 番 7 号											
施設名	事業者名	所在地																		
足立区舎人地域学習センター	ヤオキン商事株式会社 （代表者 伊藤 治光）	東京都足立区 足立四丁目 2 8 番 1 0 号																		
足立区保塚地域学習センター	株式会社グランディオサービス （代表者 林 秀樹）	東京都足立区 千住河原町 9 番 7 号																		

5 応募事業者数

- (1) 足立区舎人地域学習センター 3事業者
 (2) 足立区保塚地域学習センター 3事業者

6 現在の指定管理者

候補者と同じ

7 候補者となった理由・ポイント

地域特性を把握しており、提案内容が具体的で分かりやすく、質の高い利用者サービス及び生涯学習の振興に資するものであった。

8 候補者となった経過**(1) 公募**

令和5年4月3日から同年5月31日まで

(2) 財務状況調査の結果

以下のとおり

事業者名	財務状況調査結果
ヤオキン商事株式会社	B「良好である。」
株式会社グランディオサービス	B「良好である。」

(3) 選定委員会**ア 委員会開催状況**

開催日	内容	審査事業者数
令和5年7月11日	第一次審査（書類審査）	6事業者
令和5年8月1日 4日	第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	4事業者

イ 委員構成（計6名）

種別	氏名	役職等
学識経験者	【会長】 高井 正	早稲田大学 教育学部 非常勤講師
	岩崎 久美子	放送大学 教養学部 教授
	原田 隆史	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授
	松井 高光	帝京科学大学 教育人間科学部 学校教育学科 講師
区内関係団体	田中 ひろ子	足立区体育協会(現：足立区スポーツ協会) 会長
区職員	神山 和洋	足立区 建築防災課長

ウ 審査項目及び審査結果

別添資料 1「教育委員会議案説明別添資料 指定管理者の指定の送付について」を参照

(4) 労働条件審査等

選定委員会において候補となった事業者に対して、社会保険労務士 2 名による労働条件審査を実施し、合格となった。

【参考】 候補者の職員平均勤続年数及び平均給与

ア 平均勤続年数

事業者名	平均勤続年数 (平成 30 年)	平均勤続年数 (令和 5 年)
ヤオキン商事株式会社	約 7. 6 年	約 5. 9 年
株式会社グランディオサービス	約 6. 7 年	約 7. 0 年

イ 平均給与 (月額)

事業者名	平均給与 (月額) (平成 30 年参考)	平均給与 (月額) (令和 5 年)
ヤオキン商事 株式会社	管理職 303,000円	管理職 353,843円
	常勤職員 221,000円	常勤職員 265,989円
	非常勤職員 (月額制) 対象労働者なし	非常勤職員 (月額制) 対象労働者なし
	短時間労働者 (時給制) 時給 1,050円	短時間労働者 (時給制) 時給 1,231円
株式会社 グランディオ サービス	管理職 285,767円	管理職 400,500円
	常勤職員 208,667円	常勤職員 297,732円
	非常勤職員 (月額制) 対象労働者なし	非常勤職員 (月額制) 対象労働者なし
	短時間労働者 (時給制) 時給 958円	短時間労働者 (時給制) 時給 1,130円

※ 東京都最低賃金は令和 5 年 10 月 1 日時点で 1,113 円。足立区公契約条例における令和 5 年度労働報酬下限額は 1,130 円。

9 添付資料

別添資料 1「教育委員会議案説明別添資料 指定管理者の指定の送付について」

	<p>10 今後の方針</p>
--	------------------------

本教育委員会定例会及び令和5年第4回足立区議会定例会において本議案が可決された際には、教育長と指定管理者との間で協定書を締結し、令和6年4月1日から指定管理者による管理運営業務を実施する。

第 7 7 号議案

足立区立図書館の指定管理者の指定の送付について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立図書館の指定管理者の指定の送付について
足立区立図書館の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区立 舎人図書館	住所 東京都足立区足立四丁目 2 8 番 1 0 号 名称 ヤオキン商事株式会社 (代表者 伊藤 治光)	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
足立区立 保塚図書館	住所 東京都足立区千住河原町 9 番 7 号 名称 株式会社グランディオサービス (代表者 林 秀樹)	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

足立区立図書館の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第 7 7 号議案説明資料

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

件 名	足立区立図書館の指定管理者の指定の送付について												
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館												
内 容	足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会における選定審査の結果、以下のとおり候補者を選定したので、令和 5 年第 4 回足立区議会定例会における議決を経て指定管理者として指定する。												
	1 対象施設												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 629 834 734">施設名</th> <th data-bbox="834 629 1415 734">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="422 734 834 786">足立区立舎人図書館</td> <td data-bbox="834 734 1415 786">足立区舎人一丁目 3 番 2 6 号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 786 834 846">足立区立保塚図書館</td> <td data-bbox="834 786 1415 846">足立区保塚町 7 番 1 6 号</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	所在地	足立区立舎人図書館	足立区舎人一丁目 3 番 2 6 号	足立区立保塚図書館	足立区保塚町 7 番 1 6 号					
	施設名	所在地											
	足立区立舎人図書館	足立区舎人一丁目 3 番 2 6 号											
足立区立保塚図書館	足立区保塚町 7 番 1 6 号												
2 指定管理料													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 891 671 981">施設名</th> <th data-bbox="671 891 1415 981">指定管理料（見積金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="422 981 671 1227" rowspan="4">足立区立 舎人図書館</td> <td data-bbox="671 981 1415 1070">令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度 (地域学習センター分含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1070 1415 1115">① 非精算 1 1 7, 8 3 3, 0 0 0 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1115 1415 1182">② 要精算 (光熱水費、小破修繕費) 1, 4 3 0, 0 0 0 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1182 1415 1227">合計 (①+②) 1 1 9, 2 6 3, 0 0 0 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1227 671 1473" rowspan="4">足立区立 保塚図書館</td> <td data-bbox="671 1227 1415 1317">令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度 (地域学習センター分含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1317 1415 1361">① 非精算 1 1 5, 2 7 5, 6 0 0 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1361 1415 1429">② 要精算 (光熱水費、小破修繕費) 1, 7 0 0, 0 0 0 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1429 1415 1473">合計 (①+②) 1 1 6, 9 7 5, 6 0 0 円 (税込)</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	指定管理料（見積金額）	足立区立 舎人図書館	令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度 (地域学習センター分含む)	① 非精算 1 1 7, 8 3 3, 0 0 0 円 (税込)	② 要精算 (光熱水費、小破修繕費) 1, 4 3 0, 0 0 0 円 (税込)	合計 (①+②) 1 1 9, 2 6 3, 0 0 0 円 (税込)	足立区立 保塚図書館	令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度 (地域学習センター分含む)	① 非精算 1 1 5, 2 7 5, 6 0 0 円 (税込)	② 要精算 (光熱水費、小破修繕費) 1, 7 0 0, 0 0 0 円 (税込)	合計 (①+②) 1 1 6, 9 7 5, 6 0 0 円 (税込)
施設名	指定管理料（見積金額）												
足立区立 舎人図書館	令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度 (地域学習センター分含む)												
	① 非精算 1 1 7, 8 3 3, 0 0 0 円 (税込)												
	② 要精算 (光熱水費、小破修繕費) 1, 4 3 0, 0 0 0 円 (税込)												
	合計 (①+②) 1 1 9, 2 6 3, 0 0 0 円 (税込)												
足立区立 保塚図書館	令和 6 年度から令和 1 0 年度の各年度 (地域学習センター分含む)												
	① 非精算 1 1 5, 2 7 5, 6 0 0 円 (税込)												
	② 要精算 (光熱水費、小破修繕費) 1, 7 0 0, 0 0 0 円 (税込)												
	合計 (①+②) 1 1 6, 9 7 5, 6 0 0 円 (税込)												
<p>※ 前回選定時（平成 3 0 年度）指定管理料（地域学習センター分含む）</p> <table> <tr> <td>足立区立舎人図書館</td> <td>8 3, 5 1 2, 0 0 0 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>足立区立保塚図書館</td> <td>7 8, 9 1 4, 0 0 0 円 (税込)</td> </tr> </table>		足立区立舎人図書館	8 3, 5 1 2, 0 0 0 円 (税込)	足立区立保塚図書館	7 8, 9 1 4, 0 0 0 円 (税込)								
足立区立舎人図書館	8 3, 5 1 2, 0 0 0 円 (税込)												
足立区立保塚図書館	7 8, 9 1 4, 0 0 0 円 (税込)												
3 指定の期間													
令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）													
4 指定管理者の候補者													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 1749 651 1854">施設名</th> <th data-bbox="651 1749 1075 1854">事業者名</th> <th data-bbox="1075 1749 1415 1854">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="422 1854 651 1951">足立区立 舎人図書館</td> <td data-bbox="651 1854 1075 1951">ヤオキン商事株式会社 (代表者 伊藤 治光)</td> <td data-bbox="1075 1854 1415 1951">東京都足立区 足立四丁目 2 8 番 1 0 号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1951 651 2054">足立区立 保塚図書館</td> <td data-bbox="651 1951 1075 2054">株式会社グランディオサービス (代表者 林 秀樹)</td> <td data-bbox="1075 1951 1415 2054">東京都足立区 千住河原町 9 番 7 号</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業者名	所在地	足立区立 舎人図書館	ヤオキン商事株式会社 (代表者 伊藤 治光)	東京都足立区 足立四丁目 2 8 番 1 0 号	足立区立 保塚図書館	株式会社グランディオサービス (代表者 林 秀樹)	東京都足立区 千住河原町 9 番 7 号			
施設名	事業者名	所在地											
足立区立 舎人図書館	ヤオキン商事株式会社 (代表者 伊藤 治光)	東京都足立区 足立四丁目 2 8 番 1 0 号											
足立区立 保塚図書館	株式会社グランディオサービス (代表者 林 秀樹)	東京都足立区 千住河原町 9 番 7 号											

5 応募事業者数

- (1) 足立区立舎人図書館 3事業者
- (2) 足立区立保塚図書館 3事業者

6 現在の指定管理者

候補者と同じ

7 候補者となった理由・ポイント

地域特性を把握しており、提案内容が具体的で分かりやすく、質の高い利用者サービス及び生涯学習の振興に資するものであった。

8 候補者となった経過**(1) 公募**

令和5年4月3日から同年5月31日まで

(2) 財務状況調査の結果

以下のとおり

事業者名	財務状況調査結果
ヤオキン商事株式会社	B「良好である。」
株式会社グランディオサービス	B「良好である。」

(3) 選定委員会**ア 委員会開催状況**

開催日	内容	審査事業者数
令和5年7月11日	第一次審査（書類審査）	6事業者
令和5年8月1日 4日	第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	4事業者

イ 委員構成（計6名）

種別	氏名	役職等
学識経験者	【会長】 高井 正	早稲田大学 教育学部 非常勤講師
	岩崎 久美子	放送大学 教養学部 教授
	原田 隆史	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授
	松井 高光	帝京科学大学 教育人間科学部 学校教育学科 講師
区内関係団体	田中 ひろ子	足立区体育協会(現：足立区スポーツ協会) 会長
区職員	神山 和洋	足立区 建築防災課長

ウ 審査項目及び審査結果

別添資料 1 「教育委員会議案説明別添資料 指定管理者の指定の送付について」を参照

(4) 労働条件審査等

選定委員会において候補となった事業者に対して、社会保険労務士 2 名による労働条件審査を実施し、合格となった。

【参考】 候補者の職員平均勤続年数及び平均給与

ア 平均勤続年数

事業者名	平均勤続年数 (平成 30 年)	平均勤続年数 (令和 5 年)
ヤオキン商事株式会社	約 7. 6 年	約 5. 9 年
株式会社グランディオサービス	約 6. 7 年	約 7. 0 年

イ 平均給与 (月額)

事業者名	平均給与 (月額) (平成 30 年参考)	平均給与 (月額) (令和 5 年)
ヤオキン商事 株式会社	管理職 303,000円	管理職 353,843円
	常勤職員 221,000円	常勤職員 265,989円
	非常勤職員 (月額制) 対象労働者なし	非常勤職員 (月額制) 対象労働者なし
	短時間労働者 (時給制) 時給 1,050円	短時間労働者 (時給制) 時給 1,231円
株式会社 グランディオ サービス	管理職 285,767円	管理職 400,500円
	常勤職員 208,667円	常勤職員 297,732円
	非常勤職員 (月額制) 対象労働者なし	非常勤職員 (月額制) 対象労働者なし
	短時間労働者 (時給制) 時給 958円	短時間労働者 (時給制) 時給 1,130円

※ 東京都最低賃金は令和 5 年 10 月 1 日時点で 1,113 円。足立区公契約条例における令和 5 年度労働報酬下限額は 1,130 円。

9 添付資料

別添資料 1 「教育委員会議案説明別添資料 指定管理者の指定の送付について」

	<p>10 今後の方針</p>
--	------------------------

本教育委員会定例会及び令和5年第4回足立区議会定例会において本議案が可決された際には、教育長と指定管理者との間で協定書を締結し、令和6年4月1日から指定管理者による管理運営業務を実施する。

第 7 8 号議案

権利の放棄の送付について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

権利の放棄の送付について

下記のとおり権利を放棄する。

記

- | | | |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 権利の内容 | 図書館システムで管理している未返却図書資料に関する返還請求権 |
| 2 | 債務者 | 足立区東和在住者外 2 5 2 名 |
| 3 | 未返却図書資料の書誌情報、受入価格、返却期日 | 別添資料 2 のとおり |
| 4 | 放棄の理由 | 返却期日から 1 か月を超過した利用者に対して定期的に督促を行ってきたが、1 0 年を経過したもの及び 5 年経過で督促先が不明なものは、返却の見込みがないため。 |

(提案理由)

権利の放棄について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるため、この案を提出いたします。

第 7 8 号議案説明資料

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

件 名	権利の放棄の送付について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室 中央図書館、多様性社会推進課 政策経営部 区政情報課 産業経済部 産業政策課
内 容	<p>区立図書館等では、返却期日を超過した利用者に対して定期的に督促を行ってきたが、返却の見込みがない未返却の図書資料について、次のとおり返還請求の権利を放棄する。</p> <p>1 放棄する権利の内容</p> <p>図書館システムで管理している「返却期日から 1 0 年超過した資料」及び「返却期日から 5 年超過且つ督促先不明となった資料」に関する返還請求権</p> <p>2 債務者及び対象資料（対象資料については P 3 7 ～ 4 0 参照）</p> <p>足立区東和在住者 外 2 5 2 名（総計 2 5 3 名）</p> <p>（1）返却期日から 1 0 年経過 1 5 6 名 4 1 6 冊 5 1 8, 0 9 9 円 （貸出年：平成 2 3 年）</p> <p>（2）返却期日から 5 年経過且つ督促先不明 9 7 名 2 7 9 冊 3 4 4, 5 7 2 円 （貸出年：平成 2 8 年）</p> <p>3 今後の方針</p> <p>「（仮称）未返却図書資料対策プラン」を策定し、未返却冊数の減少を図っていく。</p>

1 権利の放棄に至った経緯

平成26年度監査において、貸出図書の長期未返却への効果的な督促のあり方について意見・要望を受けた。それを踏まえて督促強化を図り、平成28年度に以下の方針を決定した。

- (1) 督促効果の高い1年以内の未返却者に訪問による督促強化を図る。
- (2) 督促を長期間行ったものや督促先が不明となったため返却見込みのない図書資料については、議決により返還請求権を放棄する。

2 債務者及び対象資料

足立区東和在住者 外 252名 (総計253名)

区分	人数	冊数	金額	貸出年
①	156名	416冊	518,099円	平成23年
②	97名	279冊	344,572円	平成28年
計	253名	695冊	862,671円	—

※ ① 返却期日から10年超過

② 返却期日から5年超過かつ督促先不明

3 権利の放棄の資料種別・受入金額内訳

(1) 資料種別内訳

資料種別	冊数	金額
一般図書	417冊	535,430円
映像資料	1冊	45,999円
音楽資料	12冊	29,207円
雑誌	39冊	20,760円
児童図書	226冊	231,275円
計	695冊	862,671円

(2) 受入金額別内訳

受入金額の範囲	冊数	金額
0円	80冊	0円
1～1,000円	279冊	207,277円
1,001～2,000円	281冊	393,120円
2,001～3,000円	32冊	83,856円
3,001～4,000円	12冊	41,262円
4,001～5,000円	2冊	9,124円
5,001～10,000円	4冊	25,933円
10,000円以上	5冊	102,099円
計	695冊	862,671円

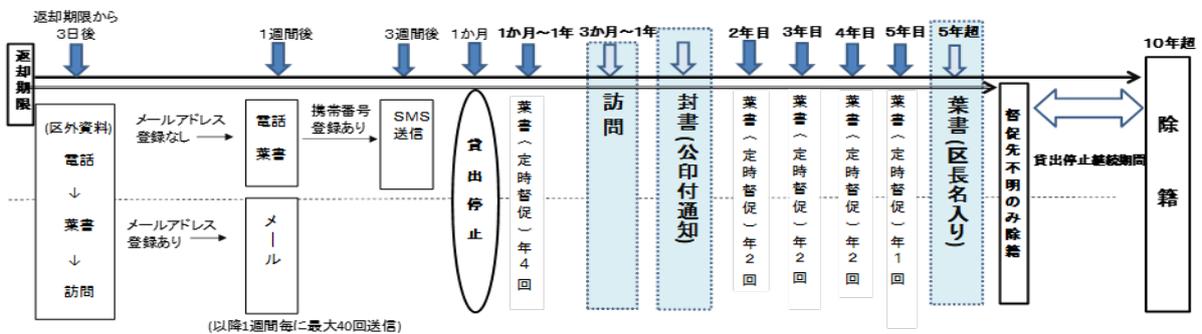
4 現在の督促方法及び実績

(1) 督促方法

	督促方法	開始時期	備考
ア	メール	返却期日を1週間※ ¹ 超過時点	令和5年度から開始時期を2週間→1週間に早期化
イ	電話		
ウ	葉書		
エ	SMS※ ²	返却期日を3週間超過時点	令和5年6月から開始
オ	訪問	返却期日を3か月超過時点	令和4年度から開始時期を5か月→3か月に早期化

※1 区外から借りた資料については、返却期日3日超過時点から開始

※2 ショートメッセージサービスの略



(2) 訪問督促の実績

- ア 令和4年度から、次の(ア)～(ウ)の変更を行った。
 - (ア) 委託から人材派遣に切り替え、派遣職員による訪問を実施。
 - (イ) 訪問開始を返却期日超過5か月から3か月超過に前倒し。
 - (ウ) 訪問時にその場で資料を受け取る(即時回収)ことを開始。
- イ 通知文に「返却期限を守ろう」をテーマに公募した標語を記載。
- ウ 不在の場合には、通知を封筒に入れて郵便受けに投函。
- エ 訪問督促後も返却がない場合は、葉書等による督促を継続。
- オ 資料の返却率は、資料数ベースで令和3年度に比べ約40ポイント増加。

	令和2年度※ ³		令和3年度※ ³		令和4年度※ ⁴	
	人数	資料数	人数	資料数	人数	資料数
訪問対象	633人	2,298冊	1,052人	3,367冊	502人	1,743冊
返却数	214人	819冊	260人	912冊	353人	1,195冊
返却率	33.8%	35.6%	24.7%	27.0%	70.31%	68.55%

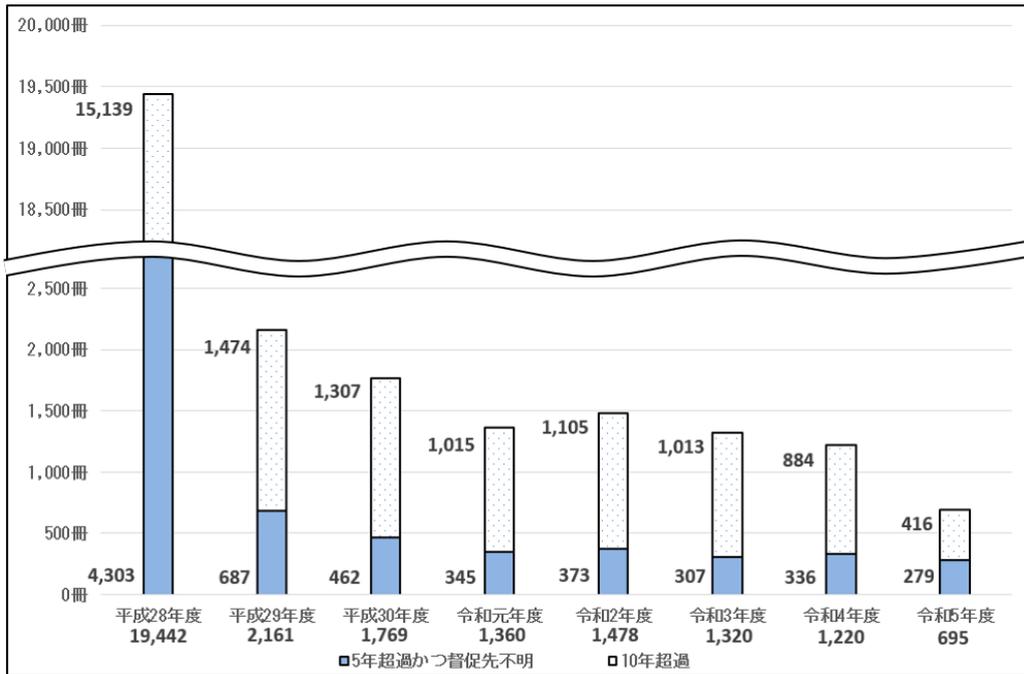
※3 令和2年度は委託、令和3年度は職員による訪問を実施

※4 返却率は3月末時点(訪問実施期間は令和4年4月～令和5年3月)

(3) 返却期日から10年超過者への対応(令和5年度から実施)

- ア 令和4年度末時点で10年超過の者に対して、督促訪問を実施した。

5 権利の放棄の件数の推移



【権利の放棄の対象となる冊数・人数・金額】

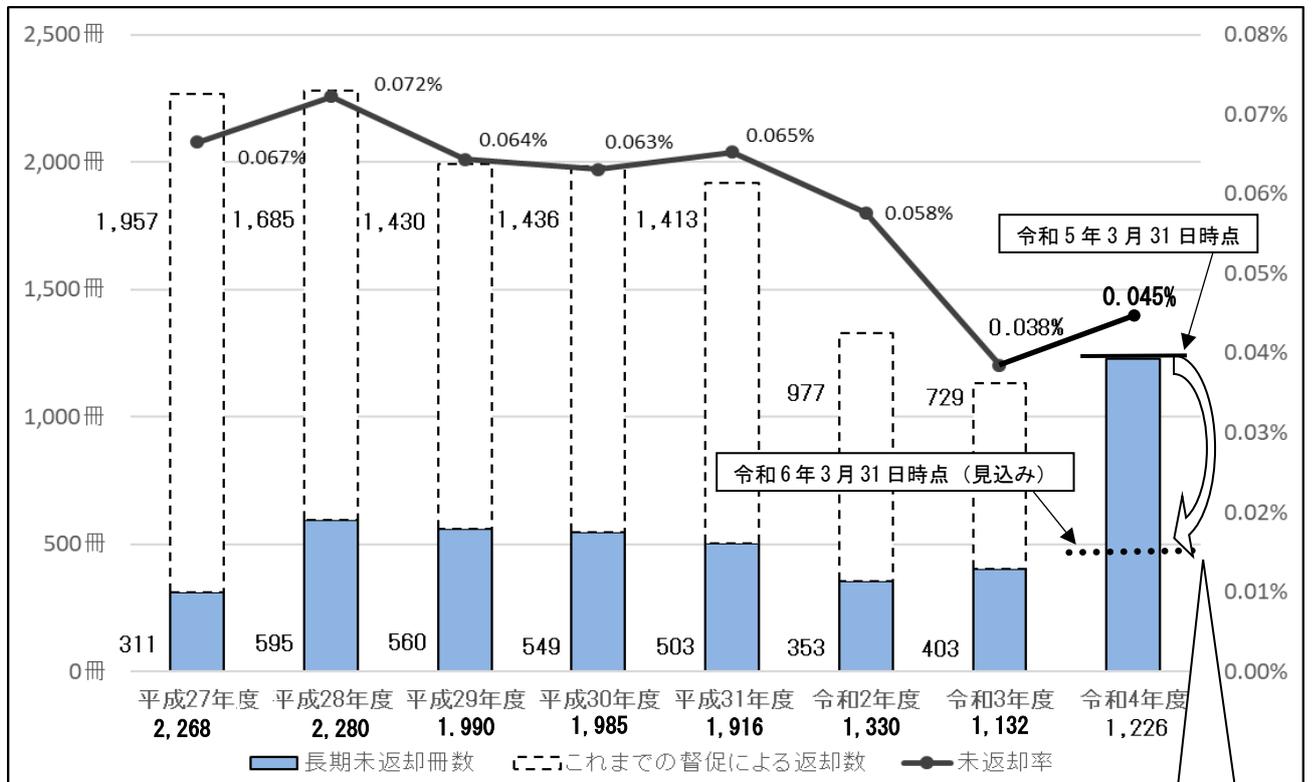
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
冊数	19,442 冊	2,161 冊	1,769 冊	1,360 冊	1,478 冊
	① 15,139 冊	① 1,474 冊	① 1,307 冊	① 1,015 冊	① 1,105 冊
	② 4,303 冊	② 687 冊	② 462 冊	② 345 冊	② 373 冊
人数	7,347 人	875 人	703 人	568 人	549 人
	① 5,851 人	① 616 人	① 545 人	① 430 人	① 420 人
	② 1,496 人	② 259 人	② 158 人	③ 138 人	② 129 人
金額	25,617,829 円	2,790,943 円	2,210,210 円	1,667,301 円	1,813,867 円
	① 20,152,422 円	① 1,941,179 円	① 1,637,839 円	① 1,212,229 円	① 1,321,470 円
	② 5,465,407 円	② 849,764 円	② 572,371 円	② 455,072 円	② 492,397 円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1,320 冊	1,220 冊	695 冊
①	1,013 冊	884 冊	① 416 冊
②	307 冊	336 冊	② 279 冊
	480 人	419 人	253 人
①	379 人	326 人	① 156 人
②	101 人	93 人	② 97 人
	1,563,444 円	1,639,595 円	862,671 円
①	1,239,062 円	1,144,147 円	① 518,099 円
②	324,382 円	495,448 円	② 344,572 円

※ ① 返却期日から10年経過、② 返却期日から5年経過かつ督促先不明

6 貸出年ごとの未返却冊数

(平成27年度から令和4年度までの累計 4,500冊)



※ 未返却率：未返却冊数（長期未返却冊数＋これまでの督促による返却数）÷貸出冊数

今後の督促により未返却冊数は減少する見込み

第 7 9 号議案

令和 5 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

令和 5 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

令和 5 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、下記のとおり議決に付す。

記

1 点検及び評価の内容について

別添資料 3 のとおり

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行う必要があるので、この案を提出いたします。

第 7 9 号議案説明資料

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

件 名	令和 5 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地教行法第 2 6 条の規定に基づき、令和 5 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を実施し、報告書（別添資料 3）を作成したので、議案として提出する。</p> <p>1 目的 法に基づき、点検・評価を実施し、その結果を公表することで、区民への説明責任を果たすとともに、効果的な教育行政を推進する。</p> <p>2 点検・評価の概要 (1) 評価対象：足立区教育振興ビジョンの以下の施策に掲げる成果指標及び活動指標の令和 4 年度実績 ① 施策 1：児童・生徒の心身の健全な発達の支援 ② 施策 2：確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み ③ 施策 3：不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実 ④ 施策 4：快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実 ⑤ 施策 5：子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援 (2) 実施時期：令和 5 年 4 月から 8 月にかけて評価を実施 (3) 評価方法 ア 自己評価 各所管は、戦略毎に成果指標及び活動指標の達成状況や課題の分析、今後の方向性について自己評価を行った。 イ 外部評価 点検・評価委員は、各所管による自己評価やヒアリングを通して、戦略毎に、観点別評価（4つの観点について 7 段階）及びこれに基づく全体評価（A から E までの 7 段階）を行った。 (4) 令和 5 年度点検・評価委員 ① 学齢期 石塚 等（横浜国立大学 教職大学院 教授） ② 就学前 齊藤 多江子 （日本体育大学 児童スポーツ教育学部 教授） ③ 不登校、発達支援等 米川 和雄（名古屋市立大学 大学院 准教授）</p> <p>3 計画の進捗状況 (1) 「目標通りできた」（達成度 100%以上）となった成果指標及び活動指標は約 4 割だったが、「<u>おおむね目標通りできた</u>」（90%以上）以上では、<u>成果指標は 8 割弱、活動指標は 7 割弱の達成率</u>となった。 (2) <u>基準年度である平成 3 0 年度の実績値と比較した際、これを上回った成果指標は約 6 割にとどまった。</u>前年度比で見ると特に活動指標は 8 割弱が上回っており、新型コロナウイルス感染症からは回復基調にあるものの、<u>平成 3 0 年度比では、主に児童・生徒の意識調査を活用した指標を中心に実績値の落ち込み</u>が見られ、依然として影響は大きいと考えられる。</p>

4 点検・評価委員による令和5年度評価概要

- (1) 全体評価は、3戦略が7段階中上から2番目のB⁺評価となった。
- (2) 今回の評価でもC⁻評価以下の評価はなかった。
- (3) 観点1「助言や今後の期待・要望への反映率」は7点中平均5（昨年度4.8）であった。
- (4) 観点2「目標・成果の達成状況」は評価4（課題が見られる）以下となった戦略は3割と減少し、初めて平均5を超えた。
- (5) 観点3「各取り組みが戦略の方向性に沿ったものか」は平均5.2と昨年並みであったが、観点4「児童・生徒にとって真に効果的か」は平均4.8と、一部観点2の実績が芳しくなかった戦略が影響し、昨年の5.2を下回った。

観点：7から1までの7段階評価

表2 令和5年度観点別評価及び全体評価一覧 全体：AからEまでの7段階評価

施策名・戦略名	観点1 反映率	観点2 達成状況	観点3 方向性	観点4 効果的	全体	全体 (前年)
【施策1】 児童・生徒の心身の健全な発達の支援						
戦略1 豊かな心の育成	5 ⁽⁵⁾	5 ⁽⁴⁾	6 ⁽⁶⁾	6 ⁽⁵⁾	B	B
戦略2 健やかな体の育成	6 ⁽⁵⁾	5 ⁽⁴⁾	5 ⁽⁵⁾	5 ⁽⁴⁾	B	C
【施策2】 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み						
戦略1 教員の授業力向上	- ⁽⁻⁾	4 ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	4 ⁽⁻⁾	C	-
戦略2 個に応じた学習指導・学習機会の充実	- ⁽⁻⁾	4 ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	C	-
戦略3 就学前教育の推進	- ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	4 ⁽⁻⁾	B	-
【施策3】 不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実						
戦略1 不登校や発達支援等の課題を抱える子どもの心のケア・悩み相談	- ⁽⁻⁾	6 ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	6 ⁽⁻⁾	B ⁺	-
戦略2 不登校の未然防止と学校復帰・社会的自立の支援	- ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	4 ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	B	-
戦略3 切れ目のない特別支援教育の推進	- ⁽⁻⁾	6 ⁽⁻⁾	4 ⁽⁻⁾	4 ⁽⁻⁾	B	-
戦略4 いじめの早期発見・早期対応	- ⁽⁻⁾	6 ⁽⁻⁾	6 ⁽⁻⁾	4 ⁽⁻⁾	B ⁺	-
【施策4】 快適に学べる教育施設の整備と運営の充実						
戦略1 安全で環境に優しい施設整備	5 ⁽⁵⁾	6 ⁽⁶⁾	6 ⁽⁵⁾	6 ⁽⁶⁾	B ⁺	B
戦略2 適正規模・適正配置	5 ⁽⁵⁾	5 ⁽⁴⁾	6 ⁽⁶⁾	5 ⁽⁵⁾	B	B
戦略3 学校運営支援	4 ⁽⁴⁾	4 ⁽⁴⁾	5 ⁽⁵⁾	5 ⁽⁵⁾	C	C
戦略4 就学環境の整備	5 ⁽⁵⁾	6 ⁽⁶⁾	6 ⁽⁵⁾	5 ⁽⁵⁾	B	B
【施策5】 子ども・若者が社会と関わる力を育成するための成長支援						
戦略1 多様な体験活動の提供とその充実	- ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	B	-
戦略2 家庭教育支援の充実	- ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	B	-
戦略3 社会的自立に必要な力の育成・支援	- ⁽⁻⁾	4 ⁽⁻⁾	5 ⁽⁻⁾	4 ⁽⁻⁾	C	-
平均	5.0 ^(4.8)	5.1 ^(4.7)	5.2 ^(5.3)	4.8 ^(5.2)		

※ ()内は昨年度の数値(施策1及び4以外の3施策は昨年度評価対象外となっており評価実績はなく、「-」とした。また、これら3施策は前年度に提言を受けていないため、昨年度の評価を踏まえて点数付けを行う観点1についても「-」とした)。

表3 令和5年度全体評価集計

評点	全体評価(戦略数)	割合(%)
A	0(0)	0(0)
B ⁺	3(0)	18.8(0)
B	9(4)	56.3(67.7)
C	4(2)	25.0(33.3)
C ⁻	0(0)	0(0)
D	0(0)	0(0)
E	0(0)	0(0)
合計	16(6)	100

()内は昨年度の数値

5 点検・評価委員からの主な意見

(1) 全体評価

ア 不登校には様々な理由が要因となるほか、単純に登校＝解決だけを成果とせず、「改善」という、子どもの状況をよりよくしていく項目が各機関の成果に定められていた点が意義のあることと考えられる。

イ 基本的な生活習慣や学びの芽を育むこと、教育内容の向上、幼児教育から小学校教育への移行については、実態把握、課題抽出、改善に取り組んでおり一定の評価ができるが、教育・保育施設の運営については、より「子どもの最善の利益」を重視した取り組み方が必要になる。

ウ 学習状況(学力・意識部分ともに)に中学校に課題があるため要因等の分析と取組の一層の充実が求められる。

(2) 今後の期待・要望

ア 生活習慣やむし歯について、児童・生徒が適切な意思決定・行動選択を行う力があるかどうかを確認したり、それを育成するための取組をより一層充実させることが重要であり、園児においても自ら取り組んでいるかどうかの視点やそのための保育者の取り組み方についても視点が必要である。

イ 不登校児童生徒への支援開始前と開始後の変容(改善状況)を捉える指標の設定が望まれる。

ウ 目標値を下回った指標についてはコロナ禍の影響によるものが考えられるが、課題を分析し今後の方針を明確にして改善に取り組んで欲しい。

6 今後の方針

(1) 本議案が可決された際には、文教委員会に報告するとともに、区 HP に公開する。

(2) 今回の評価結果は各所管へフィードバックし、次年度の事業展開や改善に反映させるとともに、次年度の評価の際に「反映結果」として評価する。

(3) 指摘を受けたり、事業が終了・変更したため新設が必要となる指標については、適切な指標の設定に努める。

第 80 号議案

「令和 5 年度足立区一般会計第 6 号補正予算（案）」に関する教育
委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「令和 5 年度足立区一般会計第 6 号補正予算（案）」に関する教
育委員会の意見について

「令和 5 年度足立区一般会計第 6 号補正予算（案）」について、足立
区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものど
する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 8 0 号議案説明資料

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

件 名	「令和 5 年度足立区一般会計第 6 号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、予算案の作成にあたり足立区長より意見を求められた。内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 予算名 令和 5 年度足立区一般会計第 6 号補正予算（案）</p> <p>2 主な内容 P 4 7 ～ 4 9 のとおり</p>

令和5年度教育関係第6号補正予算（案）について

(1) 一般会計（歳入）

科 目		補正前の額	補正額	補正後の額
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
13	分担金及び負担金	834,513	0	834,513
	1 負担金	834,513	0	834,513
14	使用料及び手数料	346,865	0	346,865
	1 使用料	346,865	0	346,865
15	国庫支出金	9,477,316	32,279	9,509,595
	1 国庫負担金	8,459,668	0	8,459,668
	2 国庫補助金	1,013,210	32,279	1,045,489
	3 国庫委託金	4,438	0	4,438
16	都支出金	8,008,434	275,812	8,284,246
	1 都負担金	3,716,552	0	3,716,552
	2 都補助金	4,285,941	275,812	4,561,753
	3 都委託金	5,941	0	5,941
17	財産収入	56,802	0	56,802
	1 財産運用収入	56,502	0	56,502
	2 財産売払収入	300	0	300
18	寄付金	7,894	0	7,894
	1 寄付金	7,894	0	7,894
19	繰入金	5,601,701	2,757	5,604,458
	1 基金繰入金	5,601,701	2,757	5,604,458
21	諸収入	205,284	0	205,284
	3 貸付金元利収入	63,420	0	63,420
	5 雑入	141,864	0	141,864
22	特別区債	1,531,000	0	1,531,000
	2 教育債	1,531,000	0	1,531,000
歳 入 合 計		26,069,809	310,848	26,380,657

令和5年度教育関係第6号補正予算(案)について

(2) 一般会計(歳出)

科 目		補正前の額	補正額	補正後の額
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
2	総務費	4,154,701	0	4,154,701
	1 総務管理費	4,154,701	0	4,154,701
3	民生費	31,126,455	58,949	31,185,404
	2 児童福祉費	31,126,455	58,949	31,185,404
7	教育費	41,841,338	△ 840,143	41,001,195
	1 教育総務費	10,167,257	△ 64,717	10,102,540
	2 小学校費	12,742,399	△ 545,444	12,196,955
	3 中学校費	10,667,836	△ 311,791	10,356,045
	4 校外施設費	287,637	0	287,637
	5 幼稚園費	4,512,997	73,610	4,586,607
	6 社会教育費	3,069,187	8,199	3,077,386
	7 社会体育費	394,025	0	394,025
歳 出 合 計		77,122,494	△ 781,194	76,341,300

(3) 債務負担行為

1 追加

No.	事 項 名	期 間	限 度 額
1	学習系ICT環境の更改	令和 5年度から 令和 6年度まで	1,774,950千円
2	小学校教科書採択に伴う教師用教科書・指導書の購入	令和5年度から 令和6年度まで	301,313千円
3	東加平小学校大規模改修工事(第三期)	令和 5年度から 令和 6年度まで	476,000千円
4	六木小学校大規模改修工事(第一期)	令和 5年度から 令和 6年度まで	300,000千円
5	花畑北中学校大規模改修工事(第二期)	令和 5年度から 令和 6年度まで	300,000千円
6	花保中学校大規模改修工事(第二期)	令和 5年度から 令和 6年度まで	300,000千円
7	六月中学校大規模改修工事(第二期)	令和 5年度から 令和 6年度まで	390,000千円
8	興本小学校外1校外壁改修その他工事	令和 5年度から 令和 6年度まで	468,600千円
9	西伊興小学校外2校屋上防水改修その他工事	令和 5年度から 令和 6年度まで	616,000千円
10	第一中学校外1校照明設備改修工事	令和 5年度から 令和 6年度まで	155,000千円
11	第五中学校プール改修工事	令和 5年度から 令和 6年度まで	76,000千円
12	栗島中学校外1校給水管改修その他工事	令和 5年度から 令和 6年度まで	145,000千円
13	西新井第一小学校人工芝改修その他工事	令和 5年度から 令和 6年度まで	280,000千円
14	桜花小学校外4校増圧給水設備改修その他工事	令和 5年度から 令和 6年度まで	150,000千円
15	宮城小学校施設更新に伴う設計等業務委託	令和 5年度から 令和 8年度まで	350,000千円
16	千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託	令和 5年度から 令和 7年度まで	250,000千円
17	東湊江小学校施設更新に伴う設計等業務委託	令和 6年度から 令和 9年度まで	108,960千円
18	就学・就学援助システム標準化に伴う適合分析委託	令和5年度から 令和6年度まで	7,524千円
19	学校用務委託	令和5年度から 令和8年度まで	2,227,329千円

5足政財発第546号
令和5年10月26日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第4回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 令和5年度足立区一般会計第6号補正予算(案)

教 育 委 員 会 報 告

令和5年11月10日

件 名	中学校司書の勤務時間について				
所管部課名	教育指導部教育政策課				
内 容	<p>中学校司書の勤務時間について、モデル校の取組状況と今後の方向性を報告する。</p> <p>1 現状</p> <p>(1) 経緯 制度開始当初は「放課後の居場所づくり」を目的とし、午後のみ の勤務時間としていたが、今年度から学校図書館の授業での活用等 を目的としモデル校での午前からの勤務を導入した。</p> <p>(2) 令和5年度の勤務時間</p> <table border="1" data-bbox="408 862 1331 1046"> <tr> <td>通常校 (19校)</td> <td>12時30分～17時30分 (5時間勤務)</td> </tr> <tr> <td>モデル校 (16校)</td> <td>10時45分～16時30分 (5時間勤務) ※ 前後30分の調整可。休憩時間45分</td> </tr> </table> <p>(3) モデル校における状況</p> <p>ア 午前中の授業の中で、司書が支援をしながら学校図書館を活用 する取組が少しずつ行われるようになっている。</p> <p>イ 放課後に読書や学習のため学校図書館を利用する生徒が一定程 度いることから、そうした生徒の居場所として放課後も開館した いという声がある。</p> <p>2 今後の方向性</p> <p>(1) 勤務時間変更 授業での学校図書館活用を進めるとともに、放課後での対応も可 能とするため、勤務時間を延長し午前からの勤務とする。 【変更案】10:15～17:00 勤務(6時間勤務・休憩45分)</p> <p>(2) 経過措置について 中学校司書の都合も考慮し、来年度は経過措置として今年度と同様 の勤務形態も認め、再来年度に完全移行する方向で調整を進める。</p> <p>(3) 放課後の居場所対応 中学校司書不在時の生徒の居場所づくりへの対応については、学習 支援ボランティア等の人材の活用を検討していく。</p>	通常校 (19校)	12時30分～17時30分 (5時間勤務)	モデル校 (16校)	10時45分～16時30分 (5時間勤務) ※ 前後30分の調整可。休憩時間45分
通常校 (19校)	12時30分～17時30分 (5時間勤務)				
モデル校 (16校)	10時45分～16時30分 (5時間勤務) ※ 前後30分の調整可。休憩時間45分				

教育委員会報告資料

令和5年11月10日

件名	文部科学省リーディングDXスクール事業について
所管部課名	教育指導部学校 ICT 推進担当課
内容	<p>文部科学省は、令和5年度から、ICTの活用が盛んな学校をモデル校として指定し、その取組事例を全国的に展開させることを目的とした「リーディングDXスクール事業」を開始し、区も「一人一台端末を活用した授業実践モデル校 ※1」の指定を受けている。</p> <p>今回、同事業に「生成AIを活用したパイロット校 ※2」が追加され、区も指定を受けたため報告する。</p> <p>※1 モデル校 一人一台端末を活用した授業が全国の模範となる学校</p> <p>※2 パイロット校 生成AIを活用した事例を実証実験する学校</p> <p>1 一人一台端末を活用した授業実践モデル校（活用事例の展開）</p> <p>(1) 目的 GIGA 端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を十全に活用しているモデル校の授業や校務の事例を全国展開する。</p> <p>(2) モデル校 興本扇学園、西新井小学校、舎人小学校、足立入谷小学校、第十四中学校</p> <p>(3) モデル校での取組内容</p> <p>ア 汎用的なソフトウェアやクラウド環境を活用した授業や校務の先進的な研究</p> <p>イ 研究内容について、各校1回の授業公開や実践報告会、ICT支援員との連携等を通じて、区内学校と共有</p> <p>ウ 文部科学省に対して、授業実践等を報告</p> <p>※ 都内では、足立区のほかに渋谷区が指定を受けている。</p> <p>2 生成AIを活用したパイロット校（実験的な事例の創出）</p> <p>(1) 目的 文部科学省における議論を深めるために、学校現場での生成AI活用について、パイロット校が実験的な事例を創出し、報告する。</p> <p>(2) パイロット校 興本扇学園、第九中学校、第十四中学校</p> <p>※ 本パイロット事業は、原則として中学校を対象としている。</p>

(3) パイロット校での取組内容

文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」に示されている事例をもとに、校務において生成 AI を活用し、その内容を文部科学省に報告する。

※ 都内では、足立区のほかに千代田区、八丈町が指定を受けている。

教育委員会報告資料

令和5年11月10日

件名	ジュニア ICT リーダーサミットへの参加について
所管部課名	教育指導部学校 ICT 推進担当課
内容	<p>Google パートナー自治体プログラムとして区が参加している「ジュニア ICT リーダー育成プログラム」について、他地域との交流を通じて、参加児童の見聞を広めることを目的としたサミットを開催したいとの意向を受けたため、以下のとおり、サミットへ参加する。</p> <p>1 ジュニア ICT リーダー育成プログラムについて</p> <p>Google for Education（以下「Google」という。）が児童に対して、ICTの操作方法やプレゼンテーションのポイントなどを直接指導してくれるプログラム。Google とパートナー自治体として提携した自治体のみを対象とするプログラムで、本区は小学校7校の児童が参加する。</p> <p>2 ジュニア ICT リーダーサミットへの参加について</p> <p>(1) パートナー自治体主催 ジュニア ICT リーダーサミット</p> <p>ア 主催 Google パートナー自治体（各自治体間のオンライン交流）</p> <p>イ 内容 児童が ICT で作成したプレゼン資料で「学校紹介」等を行う。</p> <p>ウ 実施日 令和5年12月3日（日）午後 2時間程度</p> <p>エ 対象 ジュニア ICT リーダー育成プログラムに参加する児童のなかで、参加を希望する児童</p> <p>オ その他 大分県玖珠町、山梨県甲府市とともに足立区教育委員会も実行委員として参画し、文部科学省が後援する。</p> <p>(2) Google 主催 ジュニア ICT リーダーサミット</p> <p>ア 主催 Google（Google 本社（渋谷）での各自治体間の交流）</p> <p>イ 内容 児童が ICT で作成したプレゼン資料で「学校紹介」等を行う。</p> <p>ウ 実施日 令和5年12月27日（水）時間未定</p> <p>エ 対象 ジュニア ICT リーダー育成プログラムに参加する児童のなか</p>

	<p>で、参加を希望する児童（プログラム参加校7校のうち、各校1名程度）</p> <p>オ その他</p> <p> サミット当日（12月27日）は、Google 本社内見学も予定されており、保護者の引率が必須</p>
--	---

教育委員会報告

令和5年11月10日

件名	令和5年度「東京都児童・生徒体力・運動能力等調査」の結果について																																																																																																																		
所管部課名	教育指導部教育指導課																																																																																																																		
内容	<p>令和5年度に実施した「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果（速報版）から見えた足立区の児童・生徒の体力等の現状を、以下のとおり報告する。</p> <p>1 調査対象及び実施期間</p> <p>(1) 対象 区立小中学校に通う全児童・生徒 (2) 期間 令和5年4月から同年6月までに実施</p> <p>2 調査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>握力</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>上体起こし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>長座体前屈</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>反復横跳び</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>20mシャトルラン・持久走 ※</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>50m走</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>立ち幅跳び</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ボール投げ(小:ソフトボール 中:ハンドボール)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小学生は20mシャトルランを実施。中学生はどちらかを選択して実施。</p> <p>3 総合得点の経年変化</p> <table border="1"> <caption>小学校 男子</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区</th> <th>都</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>45.5</td> <td>45.9</td> <td>▲0.4</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>45.0</td> <td>45.4</td> <td>▲0.4</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>44.4</td> <td>44.6</td> <td>▲0.3</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>44.4</td> <td>44.6</td> <td>▲0.2</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>44.7</td> <td>44.6</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>小学校 女子</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区</th> <th>都</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>46.5</td> <td>46.6</td> <td>▲0.1</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>46.2</td> <td>46.2</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>45.6</td> <td>45.5</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>45.4</td> <td>45.3</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>45.5</td> <td>45.0</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>中学校 男子</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区</th> <th>都</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>39.7</td> <td>40.8</td> <td>▲1.1</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>39.7</td> <td>40.5</td> <td>▲0.8</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>39.1</td> <td>39.9</td> <td>▲0.8</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>39.8</td> <td>40.1</td> <td>▲0.3</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>40.3</td> <td>40.3</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>中学校 女子</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区</th> <th>都</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>46.6</td> <td>48.7</td> <td>▲2.1</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>46.9</td> <td>48.5</td> <td>▲1.6</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>45.6</td> <td>46.9</td> <td>▲1.3</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>45.4</td> <td>46.3</td> <td>▲0.9</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>45.2</td> <td>46.0</td> <td>▲0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R2は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による休校措置のため未実施 ※ 表中の数字は、端数処理の関係で、差引が一致しない箇所もある。</p>	番号	調査項目	1	握力	2	上体起こし	3	長座体前屈	4	反復横跳び	5	20mシャトルラン・持久走 ※	6	50m走	7	立ち幅跳び	8	ボール投げ(小:ソフトボール 中:ハンドボール)	年度	区	都	差	H30	45.5	45.9	▲0.4	R1	45.0	45.4	▲0.4	R3	44.4	44.6	▲0.3	R4	44.4	44.6	▲0.2	R5	44.7	44.6	0.1	年度	区	都	差	H30	46.5	46.6	▲0.1	R1	46.2	46.2	0.0	R3	45.6	45.5	0.2	R4	45.4	45.3	0.1	R5	45.5	45.0	0.5	年度	区	都	差	H30	39.7	40.8	▲1.1	R1	39.7	40.5	▲0.8	R3	39.1	39.9	▲0.8	R4	39.8	40.1	▲0.3	R5	40.3	40.3	0.0	年度	区	都	差	H30	46.6	48.7	▲2.1	R1	46.9	48.5	▲1.6	R3	45.6	46.9	▲1.3	R4	45.4	46.3	▲0.9	R5	45.2	46.0	▲0.8
	番号	調査項目																																																																																																																	
	1	握力																																																																																																																	
	2	上体起こし																																																																																																																	
	3	長座体前屈																																																																																																																	
	4	反復横跳び																																																																																																																	
	5	20mシャトルラン・持久走 ※																																																																																																																	
	6	50m走																																																																																																																	
	7	立ち幅跳び																																																																																																																	
	8	ボール投げ(小:ソフトボール 中:ハンドボール)																																																																																																																	
年度	区	都	差																																																																																																																
H30	45.5	45.9	▲0.4																																																																																																																
R1	45.0	45.4	▲0.4																																																																																																																
R3	44.4	44.6	▲0.3																																																																																																																
R4	44.4	44.6	▲0.2																																																																																																																
R5	44.7	44.6	0.1																																																																																																																
年度	区	都	差																																																																																																																
H30	46.5	46.6	▲0.1																																																																																																																
R1	46.2	46.2	0.0																																																																																																																
R3	45.6	45.5	0.2																																																																																																																
R4	45.4	45.3	0.1																																																																																																																
R5	45.5	45.0	0.5																																																																																																																
年度	区	都	差																																																																																																																
H30	39.7	40.8	▲1.1																																																																																																																
R1	39.7	40.5	▲0.8																																																																																																																
R3	39.1	39.9	▲0.8																																																																																																																
R4	39.8	40.1	▲0.3																																																																																																																
R5	40.3	40.3	0.0																																																																																																																
年度	区	都	差																																																																																																																
H30	46.6	48.7	▲2.1																																																																																																																
R1	46.9	48.5	▲1.6																																																																																																																
R3	45.6	46.9	▲1.3																																																																																																																
R4	45.4	46.3	▲0.9																																																																																																																
R5	45.2	46.0	▲0.8																																																																																																																

4 調査結果

(1) 令和4年度からの変容 (◎向上 ▲低下 ー同程度)

種 目	小学生		中学生	
	男子	女子	男子	女子
握力 (筋力)	▲	▲	◎	ー
上体起こし (筋力・筋持久力)	◎	◎	▲	▲
長座体前屈 (柔軟性)	◎	◎	◎	◎
反復横跳び (敏捷性)	◎	◎	◎	▲
20mシャトルラン (全身持久力)	◎	▲	◎	▲
持久走 (全身持久力)			◎	▲
50m走 (スピード)	◎	ー	▲	▲
立ち幅跳び (瞬発力)	◎	◎	◎	◎
ソフトボール投げ (巧緻性・瞬発力)	◎	◎		
ハンドボール投げ (巧緻性・瞬発力)			◎	▲

- ① 令和4年度の記録と比較して、全体的に向上している項目が多い。
- ② 長座体前屈 (柔軟性) や立ち幅跳び (瞬発力) が小学校・中学校の男女ともに向上している。
- ③ 中学生女子の全体的な体力低下が目立つ。

(2) 東京都の平均との比較 (◎高い ▲低い ー同程度)

種 目	小学生		中学生	
	男子	女子	男子	女子
握力 (筋力)	▲	▲	◎	◎
上体起こし (筋力・筋持久力)	◎	◎	◎	▲
長座体前屈 (柔軟性)	▲	▲	▲	▲
反復横跳び (敏捷性)	◎	◎	◎	▲
20mシャトルラン (全身持久力)	◎	◎	▲	▲
持久走 (全身持久力)			▲	▲
50m走 (スピード)	▲	ー	▲	▲
立ち幅跳び (瞬発力)	◎	◎	◎	▲
ソフトボール投げ (巧緻性・瞬発力)	▲	◎		
ハンドボール投げ (巧緻性・瞬発力)			▲	▲

- ① 敏捷性や瞬発力、筋力について東京都の平均より高い傾向がある。
- ② 長座体前屈 (柔軟性) 及び50m走 (スピード) が小学校・中学校ともに東京都の平均より低い傾向がある。
- ③ ボール投げ (巧緻性・瞬発力) の記録は令和4年度と比較すると

改善がみられるが、依然として東京都の平均と比べて低い傾向がある。

5 今後の方針

- (1) 令和5年11月下旬を目途に、東京都から確定値が送付される予定である。確定値をもって、結果の経年比較や詳細な分析を行う。
- (2) 児童・生徒の体力に関する課題や対策について、校長会、区小研、区中研等と共有・連携をし、「体力向上につながる好事例を区立小中学校へ広げる機会の設定」や「運動機会を創出する関係団体等と連携した取組」など、課題解決に向けた継続性のある実践を推進していく。
- (3) 東京都、足立区ともに、平成30年度から比較すると体力が低下傾向にある。児童・生徒の日常的な運動習慣の確立と、運動の楽しさや喜びを味わうことのできる授業実践に係る取組を推進していく。

教育委員会報告

令和5年11月10日

件名	不登校未然防止事業の進捗状況について																		
所管部課名	教育指導部教育指導課																		
内容	<p>六月中学校でモデル実施している「不登校未然防止事業」の進捗状況を報告する。</p> <p>1 本事業と別室登校支援の差異について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>登校支援室（モデル事業）</th> <th>別室登校支援（既存事業）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>自力登校可だが、教室に居られない者</td> <td>自力登校不可の者</td> </tr> <tr> <td>支援場所</td> <td colspan="2">教室以外の校内別室 ※六月中では両支援を同室で実施、効果検証中</td> </tr> <tr> <td>指導員・支援員</td> <td> 学校長OB、副校長OB、教員OB等 ※学習指導に対応できる者、常駐 </td> <td> 登校サポーター ※学習指導対応不可、1日3時間限度 </td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td>寄り添い支援＋相談・学習指導にも対応</td> <td>寄り添い支援</td> </tr> <tr> <td>期待する効果</td> <td>教室復帰・適した学習環境へのつなぎ</td> <td>登校の定着</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 現在の六月中別室（SSR*）の利用状況 令和5年10月末時点で18名の生徒が利用している。 *SSRは、スモールステップルームの略称</p> <p>3 SSRで改善が見られた事例</p> <p>【事例1】2年男子 教室にいられず、校内を徘徊したり、トイレにとじこもったりしていたが、SSRを利用させるようになってから、ほぼ毎日9時～15時過ぎまでSSRで勉強(小学校の内容を短時間)や簡易卓球をして過ごしている。</p> <p>【事例2】2年女子 6月ぐらいまでSCとの面談に来ていたがなかなか定着していなかった。SCからSSRの利用を促されて水曜日と金曜日はほぼ登校してSSRで勉強して過ごしている。</p> <p>【事例3】3年女子 気分の浮き沈みで、保健室に話を聞いてもらいに時々来ていた。体調不良者が多いときにSSRへ行かせたところ、そこにいるスタッフにしゃべりたいだけしゃべると次の時間は自分で教室に戻ることができた。その後も時々SSRに来ては、気分転換して教室に戻れるようになった。</p>		登校支援室（モデル事業）	別室登校支援（既存事業）	対象者	自力登校可だが、教室に居られない者	自力登校不可の者	支援場所	教室以外の校内別室 ※六月中では両支援を同室で実施、効果検証中		指導員・支援員	学校長OB、副校長OB、教員OB等 ※学習指導に対応できる者、 常駐	登校サポーター ※学習指導対応不可、1日3時間限度	支援内容	寄り添い支援＋相談・学習指導にも対応	寄り添い支援	期待する効果	教室復帰・適した学習環境へのつなぎ	登校の定着
		登校支援室（モデル事業）	別室登校支援（既存事業）																
対象者	自力登校可だが、教室に居られない者	自力登校不可の者																	
支援場所	教室以外の校内別室 ※六月中では両支援を同室で実施、効果検証中																		
指導員・支援員	学校長OB、副校長OB、教員OB等 ※学習指導に対応できる者、 常駐	登校サポーター ※学習指導対応不可、1日3時間限度																	
支援内容	寄り添い支援＋相談・学習指導にも対応	寄り添い支援																	
期待する効果	教室復帰・適した学習環境へのつなぎ	登校の定着																	

4 今後の方針

(1) 指導主事のSSR訪問など六月中学校との連携を密にし、生徒の状況を共有するとともに、現場の望む環境整備を支援していく。

(2) 支援の成果指標を設定し、事業効果を測っていく

【成果指標の設定例】

- ① 行動の変容が見られた生徒数
- ② 自己肯定感の向上が見られた生徒数
- ③ 個々の生徒の状況に適した学習環境へのつなぎ件数・つなぎ先の定着率

教 育 委 員 会 報 告

令和5年11月10日

件 名	令和6年度用務業務委託のプロポーザル方式から競争入札への移行について
所管部課名	学校運営部学校支援課
内 容	<p>小中学校用務業務委託の業者選定はプロポーザル方式で行っていたが、令和4年度監査結果報告の監査委員意見を受け、令和6年度契約から、以下のとおり競争入札へ移行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約件名 小中学校用務業務委託 2 契約方法 指名競争入札 3 競争入札となる契約期間（予定） 令和6年4月1日～令和9年3月31日 4 対象校数及び契約数 合計27校（小学校17校、中学校10校） 5契約（1契約5～6校のグループ） 5 入札参加要件 本件指名日現在で過去5年間において、学校用務業務の契約実績があること。また、現在履行中の実績を含める。 6 履行状況の評定（予定） 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき履行状況の評定を行う予定である。 7 今後の方針 全102校のうち、残りの75校については、順次、令和7年度に39校、令和8年度に36校を競争入札に移行していく。

教育委員会報告

令和5年11月10日

件名	足立区立校外施設の賄料（食事料）の変更について																												
所管部課名	学校運営部学務課																												
内容	<p>足立区立校外施設における一般利用の賄料（食事料）を以下のとおり変更する。</p> <p>1 変更の理由</p> <p>足立区立校外施設条例施行規則に規定されている一般利用の賄料は、平成4年から30年以上金額が変わっていない。昨今の物価高騰もあり、食事の質を今後も維持することが困難なため、以下のとおり金額を変更する。</p> <p>2 変更の内容（賄料）</p> <table border="1" data-bbox="432 902 1385 1111"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人用（朝・夕食）</td> <td>2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>+500円</td> </tr> <tr> <td>こども用（朝・夕食）</td> <td>1,000円</td> <td>1,250円</td> <td>+250円</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>600円</td> <td>750円</td> <td>+150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 令和5年度の食材料費（食用油・小麦粉等）は、令和3年度と比べ約25%増となっているため、現行料金×1.25とした。</p> <p>(2) 賄料は、上記範囲内で、教育委員会の承認を得て、指定管理者が決定することができる。</p> <p>(3) 賄料の増額に従い、一般利用料金は以下のとおりとなる。</p> <p>【施設使用料+賄料】</p> <table border="1" data-bbox="432 1406 1385 1568"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>増額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>3,650円</td> <td>4,150円</td> <td>+500円</td> </tr> <tr> <td>こども</td> <td>1,750円</td> <td>2,000円</td> <td>+250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 施設使用料（大人1,650円／こども750円）は、変更なし。</p> <p>3 適用年月日（予定）</p> <p>令和6年4月1日以降の宿泊分から適用する。</p> <p>4 今後の方針</p> <p>(1) 第12回教育委員会定例会に校外施設条例施行規則の改正の案件を提出する。</p> <p>(2) 今後、原則として5年おきに賄費の価格改定の検討をしていく。ただし、大幅な物価変動が生じた場合等については、その都度、見直しを行う。</p>	区分	変更前	変更後	増額	大人用（朝・夕食）	2,000円	2,500円	+500円	こども用（朝・夕食）	1,000円	1,250円	+250円	昼食	600円	750円	+150円	区分	変更前	変更後	増額	大人	3,650円	4,150円	+500円	こども	1,750円	2,000円	+250円
区分	変更前	変更後	増額																										
大人用（朝・夕食）	2,000円	2,500円	+500円																										
こども用（朝・夕食）	1,000円	1,250円	+250円																										
昼食	600円	750円	+150円																										
区分	変更前	変更後	増額																										
大人	3,650円	4,150円	+500円																										
こども	1,750円	2,000円	+250円																										

教 育 委 員 会 報 告

令和5年11月10日

件 名	足立区立校外施設指定管理者評価結果について																																								
所管部課名	学校運営部学務課																																								
内 容	<p>鋸南自然の家及び日光林間学園の令和4年度業務について、足立区立校外施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。</p> <p>1 主な業務内容</p> <p>(1) 鋸南自然の家 区立小学校5年生の自然教室及び一般利用宿泊施設 (2) 日光林間学園 区立小学校6年生の自然教室及び一般利用宿泊施設</p> <p>2 指定管理者・指定管理期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>指定管理者</th> <th>指定管理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋸南自然の家</td> <td rowspan="2">株式会社フォレスト (代表取締役 石田 浩二)</td> <td>令和元年度～令和5年度</td> </tr> <tr> <td>日光林間学園</td> <td>平成30年度～令和4年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定管理料（令和4年度）</p> <p>(1) 鋸南自然の家</p> <table> <tr> <td>① 非精算</td> <td>94,394,024円（税込）</td> </tr> <tr> <td>② 要精算（修繕費・光熱水費・補助員賄費）</td> <td>19,593,243円（税込）</td> </tr> <tr> <td>合計（①+②）</td> <td>113,987,267円（税込）</td> </tr> </table> <p>(2) 日光林間学園</p> <table> <tr> <td>① 非精算</td> <td>63,539,475円（税込）</td> </tr> <tr> <td>② 要精算（修繕費・光熱水費・補助員賄費）</td> <td>14,961,323円（税込）</td> </tr> <tr> <td>合計（①+②）</td> <td>78,500,798円（税込）</td> </tr> </table> <p>4 評価対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>5 評価委員会開催日 令和5年8月4日</p> <p>6 評価委員会委員構成（計6名）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>氏名</th> <th>役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学識経験者 (有識者含む)</td> <td>小林 久美 【委員長】</td> <td>東京未来大学こども心理学部教授</td> </tr> <tr> <td>本田 一也</td> <td>中小企業診断士</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区 民</td> <td>大林 英夫</td> <td>青少年対策弘道地区委員会会長</td> </tr> <tr> <td>山下 友美</td> <td>西新井第二小学校PTA会長</td> </tr> <tr> <td>学校長</td> <td>向山 敦子</td> <td>湊江小学校校長</td> </tr> <tr> <td>区職員</td> <td>絵野沢 秀雄</td> <td>学校運営部長</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	指定管理者	指定管理期間	鋸南自然の家	株式会社フォレスト (代表取締役 石田 浩二)	令和元年度～令和5年度	日光林間学園	平成30年度～令和4年度	① 非精算	94,394,024円（税込）	② 要精算（修繕費・光熱水費・補助員賄費）	19,593,243円（税込）	合計（①+②）	113,987,267円（税込）	① 非精算	63,539,475円（税込）	② 要精算（修繕費・光熱水費・補助員賄費）	14,961,323円（税込）	合計（①+②）	78,500,798円（税込）	種別	氏名	役職等	学識経験者 (有識者含む)	小林 久美 【委員長】	東京未来大学こども心理学部教授	本田 一也	中小企業診断士	区 民	大林 英夫	青少年対策弘道地区委員会会長	山下 友美	西新井第二小学校PTA会長	学校長	向山 敦子	湊江小学校校長	区職員	絵野沢 秀雄	学校運営部長
	施設名	指定管理者	指定管理期間																																						
	鋸南自然の家	株式会社フォレスト (代表取締役 石田 浩二)	令和元年度～令和5年度																																						
	日光林間学園		平成30年度～令和4年度																																						
	① 非精算	94,394,024円（税込）																																							
	② 要精算（修繕費・光熱水費・補助員賄費）	19,593,243円（税込）																																							
	合計（①+②）	113,987,267円（税込）																																							
	① 非精算	63,539,475円（税込）																																							
	② 要精算（修繕費・光熱水費・補助員賄費）	14,961,323円（税込）																																							
	合計（①+②）	78,500,798円（税込）																																							
種別	氏名	役職等																																							
学識経験者 (有識者含む)	小林 久美 【委員長】	東京未来大学こども心理学部教授																																							
	本田 一也	中小企業診断士																																							
区 民	大林 英夫	青少年対策弘道地区委員会会長																																							
	山下 友美	西新井第二小学校PTA会長																																							
学校長	向山 敦子	湊江小学校校長																																							
区職員	絵野沢 秀雄	学校運営部長																																							

7 評価方法

評価委員会への提出書類の確認及び所管課の実態調査により実施した。

<提出資料>

1	業務評価シート	8	個人情報取り扱いマニュアル
2	労働条件審査主要チェックシート	9	会社全体の決算報告書
3	目標設定シート	10	鍵貸出管理簿
4	前回の評価結果の反映状況	11	金銭出納簿
5	令和4年度実施報告書	12	備品修繕記録簿
6	消防計画	13	運営事業計画書
7	施設巡回簿	14	お客様アンケート集計表

8 評価結果

- (1) 鋸南自然の家 45点/65点 得点率69.2% 総合評価 B+
- (2) 日光林間学園 42点/65点 得点率64.6% 総合評価 B
(評価項目等は、P65～74「業務評価シート」参照)

9 委員会での主な意見と対応等

(1) 鋸南自然の家

ア 昨年度の評価委員会で指摘事項にあった一般利用者へのアンケートへのQRコードの掲載を実施し、回収率の向上に努めた。

イ 新たに地元の講師を招いた自主企画を実施したことは評価できる。

ウ 食事について、普段学校で食べている「おいしい給食」を施設でもお願いしたい。

(対応策) 自然教室の食事は給食とは提供方法が異なるが、「おいしい給食基本理念」を踏まえた食事の提供ができるように、指定管理者と共に検討をしていく。

(2) 日光林間学園

ア 昨年度よりは利用者数が増加したものの、新型コロナウイルスの影響により夏季の団体利用のキャンセルがあり、目標値には至らなかった。

イ 昨年度に引き続き、コロナ禍の影響により消防署を招聘してのAED研修ができなかったため、年2回DVDでの研修を行った。ほとんどの職員が操作可能となり、職員のスキル向上につながった。

ウ 利用者アンケートで従業員の接客態度や食事については高評価を得ているため、集客につながる対策を検討した方が良い。

(対応策) 利用者増につながる対策を指定管理者と共に検討していく。

10 今後の方針

教育委員会及び文教委員会に報告後、12月下旬に区HPにて公表する。

足立区立校外施設指定管理者評価委員会

業務評価シート

【評価対象施設】 足立区立鋸南自然の家

【評価対象年度】 令和4年度 【自己評価】 令和5年6月15日【評価委員会】 令和5年8月4日

【評価点】 水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり（水準クリア）：3点
水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目				
1 管理運営	(1) 適切な管理の履行	基本協定や年度協定に沿って適切に管理が行われているか		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員	
		①開館日の設定(一般利用) ◆需要を見込んだ効率的な開館計画	3	3	3.0	
		②施設・設備の保守点検(内容、回数) ◆仕様書に基づく、保守点検・環境衛生・園庭管理の実施	3	3		
		③施設の清掃(内容、回数) ◆仕様書に基づく、清掃・害虫駆除の実施と施設内の整理整頓	3	3		
		④人員配置(配置数、専門性) ◆知識・経験・技量を有する人員の配置(フロント、調理担当、設備担当)	3	4		
		⑤人材育成の取組み(知識・技術向上) ◆各種研修・講習の開催、スタッフの意識改革プログラムの実行	4	4		
			計①	16	17	
			項目数②	5	5	(満点=5点)
			評価点①÷②	3.2	3.4	
		指定管理者記入欄	<p>【アピールポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館日は、R4年度の祝祭日とR3年度の開館予定を考慮して、区民利用が望めそうな日を設定した。今年度は開館にあたりコロナの影響はなく、予定通りの開館が出来、お客様の需要も増えた。 ・設備の保守点検や清掃は、指定管理仕様書の計画や回数を遵守した内容で実施。特に専門性の高い業務については、外部委託としているが、大きな事故はなかった。また点検時等で判明した不具合箇所についても随時学務課へ報告し、必要箇所の修繕等を行った。今後も異常があった際には速やかに区へ報告する体制を継続していく。 ・人員配置については、自然教室期間開催日程において、通常の施設勤務者に加えて弊社他施設より必要人員の応援補充をおこなう事で、業務上の支障が出ないように努めた。 ・R3年度に「自然教室」が短縮日程ながら開催された事により、自然教室における情報や知識の蓄積が出来たことにより今年度に繋がる経験となった。 ・普通救命講習を受講していないスタッフについて、受講を予定し、昨年はコロナの影響で機会を失ったものの、本年度は3月22日に消防署員を招聘して実施。人命救急に対する意識を高め、各従業員が緊急時に対応出来る体制を整えた。尚、コロナ禍の社会情勢から、傷病者対応やAED使用方法が以前と異なり、改めて共有できた。 ※本年度は、従業員が勤務中に卒倒する緊急事態があった。その際、救急車到着までの間AEDを使用。心肺停止はしておらず、電気ショックの必要は無かったものの、意識が無い状態だった。その後搬送され、当日中に意識も回復し、日常生活への支障も無く大事には至らなかった。初期対応が遅れていれば人命に関わっていたかもしれないが、救命講習の経験を活かし適切な対処が出来た。 			
		記入欄	<p>【改善すべき点・課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理従事者について、調理人員を増員することが出来たが、調理業務での時間削減が難しく、過度な負担が出ないように勤務体制をつくっていく。 ・新型コロナウイルス感染症に対しては、引き続き学務課との連絡を密に行い、スタッフ全員で共有・遵守し、迅速かつしっかりと行い対応していく。 			
		区記入欄	<p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館日は113日で、計画通りの開館となった。利用者数も昨年度に比べて大幅に増加した。 ・フロント・設備・調理担当も、経験を有する技量ある職員が配置されているとともに、職員の利用者への接客対応は、本業（旅館業）のノウハウが活かされており、一人一人のスキルが非常に高い。 ・消防署・警察を招聘して、施設利用者の安全や安心を守るための研修を実施し、職員の人命救急の意識を高めた。 			
		記入欄	<p>【評価すべき点】 本業の経営スキルを活かした運営ができているところが評価できる。</p> <p>【改善すべき点】 特になし。</p> <p>【その他注意点】 特になし。</p>			
		(2) 改善事項への取り組み	(2) 改善事項への取り組み	前回の評価委員会で指摘された改善事項に対してどう取り組んでいるか		評価点
	指定管理者			担当課	評価委員	
①別紙『前回の評価結果の反映状況』を参照	3			3	3.0	
	計①			3.0	3.0	(満点=5点)
	項目数②			1.0	1.0	
	評価点①÷②			3.0	3.0	
指定管理者記入欄	<p>【アピールポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AED研修のDVDやオンライン研修などの代替手段に対し、「応急手当WE日講習（60分程度）」のオンライン研修を受講することが可能だった為、web研修も取り入れ定期的なAED研修対応を図った。(3月には消防署員を招聘しての研修も実施。) ・地域との連携という指摘事項(人材や食材についての交流や流通)に対し、地元業者から地元食材を取り入れたメニューや、交流から得た地域の食文化等を活用し、お客様に満足頂けるよう工夫した料理を取り入れ続けていくよう努める。 ・冬季の食事や飲み物の温度や提供方法に対し、汁物の提供において長時間保温可能な専用保管容器での対応及び児童が召し上がる直前の一部料理(ハンバーグ)へ施設職員の手によって熱いソース掛けるなどして美味しく満足頂けるよう改善を図った。 					
記入欄	<p>【改善すべき点・課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WEBアンケートやアンケート回収率の向上や集客、随時情報発信によるホームページ掲載及びSNS等、ネット関係の課題については、施設としての集客やお客様の利便性、更に満足感に繋がるような積極的な活用が求められており、対応をしていきたい。 					
区記入欄	<p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートへのQRコードの記載、AEDのオンライン研修、機械整備導入による支配人の負担軽減、地域人材交流や地元食材を取り入れたメニューなど前回の評価結果が適切に反映された運営をしている。 					
記入欄	<p>【評価すべき点】 アンケートにQRコードを付けたことはとても良かった。食事について、限られた予算の中で大人数の対応は簡単ではないと思うが、引き続き工夫していただくと良い。</p> <p>【改善すべき点】 特になし。</p> <p>【その他注意点】 アンケートの性別は男女だけではなくその他の欄を作るなどの対応を検討した方が良い。</p>					

大項目	中項目	確認項目				
1 管理運営	(3) 安全性の確保	施設の安全性は確保されているか		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員	
		①防災体制（火災、地震、台風等） ◆消防計画の策定、自衛消防訓練の実施	3	3	3.5	
		②防犯体制（運営事業計画書項目） ◆館内のセキュリティ管理、夜間警備体制 ◆施設内外の巡回、来所者の把握、鍵の管理	4	4		
		③事故等緊急時の体制・対策（運営事業計画書項目） ◆危機管理マニュアル、緊急時の体制、緊急連絡先一覧等の整備 ◆災害用の食糧等の備蓄・補充	3	4		
		④施設を安全に管理するための方策 ◆設備の破損や故障などへの迅速な対応	3	3		
			計①	13	14	
			項目数②	4	4	
			評価点①÷②	3.3	3.5	
		指定管理者 書記入欄	【アピールポイント】 ・防災体制は、支配人（防火管理者）が中心となり、自衛消防訓練を8月と3月に火災発生時の想定を変えて実施。有事の際の指揮系統を確認し、的確に対応出来るように備えている。訓練の際には、消防署から水消火器を借用し、実践的な初期消火対応等の実技訓練も行った。 ・支配人の施設住込みによる常駐と夜勤従事者による体制は今年度も維持し、夜間防犯及び施設巡回管理に務めた。非常時にも夜警、警備会社と協力し対応出来る体制を継続していく。来所者や鍵の記録簿も適切管理した。 ・防犯について、防犯用具（さすまた）を増やしネットランチャー（不審者・犯人捕獲用）を整え、警察署員を招聘しての防犯の心得及び防犯対策の実技講習と訓練を実施。有事の際に自分の身を護り対応出来るよう危機想定での備えとした。 ・従来の区用意の災害対策用備蓄品（施設倉庫保管分）に加えて、携行型の災害備蓄品を入れたリュックサックとヘルメットを事務所に常置しており、有事に持ち出し等で即対応出来るように備えている。 ・設備担当者を常勤させている事から、自前で修理対応出来るものは迅速に、専門性の高い困難な修理の際には速やかに区へ報告し関係先へ見積り手配及び報告・連絡・相談による検討を行っていただき対処を心掛けた。			
指定管理者 書記入欄	【改善すべき点・課題等】					
区 書記入欄	【特記事項】 ・区の災害用備蓄品のほかに、事業者独自の対策として携行型の災害用リュックを事務所に常置。 ・警察を招聘しての不審者への実技訓練、ネットランチャーを備えるなどの防犯対策をとり、有事に対応できるよう備えている。 ・事故発生時には区に迅速に報告するとともに宿泊者への連絡など的確に実施することで、利用者からの苦情がない。 ・軽微な修繕等は設備担当の職員が対応している。					
区 書記入欄	【評価すべき点】 特になし。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 引き続き緊急事態に備えてほしい。					
区 書記入欄	【特記事項】 ・個人情報に関する研修をフロント職員だけではなく、調理担当など、全職員に対し、繰り返し実施することで職員の意識を高めている。 ・個人情報流出等の事故はなかった。					
区 書記入欄	【評価すべき点】 特になし。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 特になし。					
1 管理運営	(4) 法令等の遵守（※倫理性も含む）	個人情報保護、各種法令等は遵守されているか		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員	
		①個人情報保護の取組み ◆内部規定の策定、研修の実施	3	4	3.0	
		②個人情報事故への対応 ◆個人データの漏洩や紛失事故の有無、データアクセスのID制御	3	3		
		③労働条件の遵守（労働基準法、労働安全衛生法等） ◆労働条件審査主要チェックシート等による確認	3	3		
		④各種法令等の遵守 ◆防火管理者・食品衛生責任者等の配置	3	3		
			計①	12	13	
			項目数②	4	4	
			評価点①÷②	3.0	3.3	
		指定管理者 書記入欄	【アピールポイント】 ・個人情報の保護について、データアクセスのID制御は無いが個人情報を扱うパソコンにはパスワードが設定されており、担当者以外はわからない様にしてはいる。また、USB等を用いた個人情報のデータ持ち出しの禁止を徹底する事で、R4年度も個人情報の取扱いに関する事故はなかった。 ・個人情報に係わる事案及びSNSでの不適切投稿（個人情報・社外秘の漏洩）の事案があった際は、毎月1回弊社運営各施設支配人が集うリモート会議にて情報共有をおこない、支配人より施設従業員間へ周知する事で漏洩防止に努めている。令和4年度も全社で該当する事案は無かった。 ・施設においても個人データ含む情報の外部持ち出し厳禁及び取扱周知と印刷等の情報物に関してもシュレッダー即時断裁処理を徹底している。 ・施設全従業員の勤務時間を毎日日本社へ報告することを義務付け、それに伴い弊社本社の総務部職員が随時報告や指導をおこなう事で、就労時間の適切管理に務めている。 ・防火管理者は支配人、食品衛生責任者は料理長を選任し、法令に準じた有資格者を適切に配置している。			
指定管理者 書記入欄	【改善すべき点・課題等】 ・統括管理である統括責任者の支配人について、常に非常時に備えなければならないという負担があるため、支配人の作業負担軽減と時間削減が難しく過度な負担が出ないように人員体制を考慮し勤務体制をつくっていく。					
区 書記入欄	【特記事項】 ・個人情報に関する研修をフロント職員だけではなく、調理担当など、全職員に対し、繰り返し実施することで職員の意識を高めている。 ・個人情報流出等の事故はなかった。					
区 書記入欄	【評価すべき点】 特になし。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 特になし。					

大項目	中項目	確認項目				
1 管理 運営	(5) 適切な財務・財産管理	適切な財務・財産管理が行われているか		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員	
		①収支状況(安定的な運営)	3	3	3.0	
		◆収支計画に沿った予算執行を行っているか。決算状況は良好か。 ◆経費削減に向けた取組を行っているか ◆会社全体の安定的な運営ができていますか				
		②現金や関係書類等の管理、経理処理	3	3		
		◆受入れた管理費は適切に記帳処理がされているか ◆帳簿・関係書類の整備・保存、経理状況の明確化				
		③経理を担当する常勤の職員	3	3		
		◆出納係または経理責任者等の配置 ◆現金、貴重品の取扱い時の二重チェック体制の構築				
		④備品の管理	3	3		
		◆動作確認、修繕・買替え計画				
	計①	12	12			
	項目数②	4	4	(満点=5点)		
	評価点①÷②	3.0	3.0			
指定管理者記入欄	<p>【アピールポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響で団体様の予約キャンセル等はあったが、年間で計画休館は無く、収支計画について、想定通りの収入が得られた。保守点検や環境衛生といった管理業務も計画に沿って滞りなく実施をおこなった。 ・売上金等は発生後に速やかに金融機関へ入金記帳処理をおこない、施設での現金保持は極力行わないように努めている。また経理業務は相互で行うことで、ミス無く1人に依存しない体制をとっている。更に対象銀行のネットバンキングを活用する事で、入金状況についても弊社経理部で常時把握出来るようにしている。(施設の出納責任者は支配人) ・区との協定に基づいた施設修繕費を適切に運用するように心掛け、過去の修繕履歴を踏まえ、経年劣化が見受けられる備品や買替が必要と思われる備品について施設修繕が必要になった際は、区担当者へ修繕内容の事前説明や2社以上の見積提示を速やかに行い、承認後の作業実施を順守した。 <p>【改善すべき点・課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社全体も新型コロナウイルスの影響を大きく受け続けているが、国の旅行支援施策で需要が増えつつある中でも想定していた収益は上げられなかった。会社全体のコロナ終息後の集客及び経費管理を徹底し、収益の向上を図る。 ・当施設が建てられてから約30年が経過し、箇所での故障時に該当適応品が廃盤となっているケースが目立つ。特に照明器具は一部を除きLED化が進んでいない箇所が多く、今後も当該修繕には注意を払って対応していきたい。 					
区記入欄	<p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による団体キャンセルはあったものの、家族やグループの利用などにより、利用者数が伸びたため、収支は黒字となった。 ・現金取り扱いについては、支配人が中心となり、本社と連携し、適切に実施することができている。 					
記入評価委員	<p>【評価すべき点】 金融機関と連携して資金繰りに計画的にあたられているということで安心できた。</p> <p>【改善すべき点】 特になし。</p> <p>【その他注意点】 特になし。</p>					
2 事業 効果	(6) 事業の取り組み	事業計画どおりのサービスが提供されているか		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員	
		①サービス向上に向けた取組み・方策	3	4	3.8	
		◆利用者がより快適な時間をすごせるようなサービスの提供 ◆地域のイベント、季節の花、気象情報、交通情報などの情報提供他				
		②利用者への適正かつ確実なサービス提供	3	3		
		◆予約・利用申込みにおける区の規定に従い優先順位の遵守、利用時間の遵守 ◆利用者の立場に立ちながら、公平な利用機会の提供				
		③多様化する利用者からのニーズに対応する取組み	3	3		
		◆車いす利用の方への対応 ◆高齢・障がいをお持ちの方への対応 ◆子育て世帯への対応				
		④利用者とのトラブル防止策	3	3		
		◆対応マニュアル等による従業員への徹底、ヒューマンエラーの防止策 ◆トラブル内容の明確化と原因の調査、従業員への周知と業務への反映				
⑤痛い業務体制と衛生管理の取組み	4	4				
◆食事の質の向上への取組み、季節にあわせたメニューの提供、特別料理の提供など ◆食品衛生・環境衛生への配慮						
	計①	16	17			
	項目数②	5	5	(満点=5点)		
	評価点①÷②	3.2	3.4			
指定管理者記入欄	<p>【アピールポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設常置の社用車は、最寄り駅や道の駅など近隣の利用客送迎で主に使用しており、利用客が希望する時間帯に運行出来るようにし、利便性を高めている。 ・一般客利用時のお子様向けイベントとして、企画を増やし「壁面水族館クイズ」「バードコール(鳥笛)づくり」「鹿の角アクセサリーづくり」の3つを実施し、大変好評であった。「壁面水族館クイズ」では、子供達へ参加賞品として駄菓子詰め合わせを用意し、とても喜ばれた。また、大人の方へのアンケート記入でも大変良い取組として高評価して頂き、ご意見ご要望も多くお寄せ頂いた。 ・一般利用時のハガキ抽選は当社独自のフロントシステムの抽選機能により公平に行っており、電話及びFAXに対しての予約受付の決まりも遵守し、受付期間外の予約は受付していないが、年末年始やゴールデンウィークなどの人気日は予約申込開始時期を尋ねる電話が多くあり、施設の申込規定を丁寧に説明する事でご理解を頂けるよう努めている。 ・車いす利用や盲導犬利用のお客様に対しては、バリアフリールームを用意し、電話説明の他、ウェブ抽選申込み画面でも該当要項項目を設けるなどして積極利用を促している。なお、シャワー室もしくは小浴室の案内を行い、不自由なく宿泊出来る様サポートしている。また、何らかの事情で大浴場へ入浴出来ないお客様にも、通常開放していない小浴室を家族風呂としてご利用頂く対応をとり、快適に過ごして頂く様配慮している。 ・正月三が日にはミニおせちを盛り込んだ朝食を提供する事で皆様にとっても喜んでいただけた。また海近くの立地から刺身舟盛合せの注文を受ける事が多々あるが、そのボリュームは毎回お客様に驚かれる位の内容となっており、ご好評頂いている。 ・社会情勢から食材の高騰している中で、地域連携として、地元業者から地元食材を取り入れたメニューや交流から得た地域の食文化等を料理長のノウハウで活用し、お客様に満足頂けるよう工夫した料理を取り入れ、質を落とすことの無い様提供し続けている。 <p>【改善すべき点・課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設前の保田川沿いには河津桜(房総エリアでは源氏ゆかりの「頼朝桜」と呼ばれる)があり、早春には見物客もいる。また施設への坂道にはソメイヨシノが多く植えられており、満開時には見事で過去には映画ロケにも使われた。その他敷地内の樹木等自然風景をよりアピールしていけるよう努めたい。 <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設と駅間の無料送迎やコーヒーサービスなどにより利用者の利便性の向上を図っている。 ・職員の接客スキルが非常に高く、利用者が快適な時間をすごすことができている。アンケートでの評価も高い。 ・車椅子の方へのシャワー室または小浴室の開放など様々な利用者に向けたサービスを実施している。 ・刺身盛り合わせなどの特別料理をお手頃な価格で提供しており、利用者から好評を得ている。 					
区記入欄	<p>【評価すべき点】 イベントが好評で良い。今後も引き続き様々な企画を提案してほしい。</p> <p>【改善すべき点】 特になし。</p> <p>【その他注意点】 特になし。</p>					
記入評価委員	<p>【評価すべき点】 イベントが好評で良い。今後も引き続き様々な企画を提案してほしい。</p> <p>【改善すべき点】 特になし。</p> <p>【その他注意点】 特になし。</p>					

大項目	中項目	確認項目				
2 事業 効果	(7) 自然 教室 への 取組 み	自然教室について適切に運営がされているか	評価点			
			指定管理者	担当課	評価委員	
		①校外学習の向上に向けた取組み・方策 ◆児童が集団生活の中で、社会性・自律性・創造性を学ぶためへの支援 ◆施設内や施設外の附属設備で実施可能なプログラムの検証・提案	3	3	3.3	
		②食育に向けた取組み・方策 ◆食への感謝と理解を深め、食に対する楽しさや興味への喚起、食材や栄養への知識の提供 ◆栄養バランスの整った食事、野菜摂取量、おいしい給食(食事)への取組み	3	3		
		③アレルギー対応 ◆学校との打ち合わせ、チェック体制、配膳方法、学校からの評価	3	4		
		③感染症対策(感染性胃腸炎他) ◆予防と拡大防止、児童の健康情報の学校との共有化	3	3		
			計①	12	13	(満点=5点)
			項目数②	4	4	
			評価点①÷②	3.0	3.3	
		指定 管理 者 記 入 欄	【アピールポイント】 ・R3年度に「自然教室」が1泊2日の短縮日程ながら開催された事で、自然教室における情報や知識の蓄積が出来たことにより今年度に繋がる経験となり、区の小学校全68校を無事迎える事が出来た。 ・自然教室献立は全て事前に使用食材や内容を取り決め、カロリー表や野菜摂取量表についても事前提出をおこない、学務課を通じて学校関係者がいつでも内容確認出来るようにした。また、自然教室の献立に関しては添加物の入った食材の使用を極力減らして作成。カレーの味付けに関しては特に好評を頂いている。 ・期間中は施設独自に2階にある1部屋を専用隔離室と設定し、発熱等の体調不良時にすぐに移り、病院受診や保護者迎えの為に判断を待つ待機部屋として使用した。なお、令和4年度自然教室利用時におけるコロナウイルス感染拡大防止対策が功を奏し、館内での感染症拡大の事案は無かった。			
区 配 入 欄	【特記事項】 ・アレルギー対応は、きめ細やかに対応しており、自然教室での事故はなく、学校の評価も高かった。 ・感染症対策についても、消毒や換気、人数制限など適切な対応をとることができ、安心して自然教室を実施することができた。 ・自然教室がスムーズに運営できるよう学校を支援しているが、各学校に体験プログラムの提供をすすめるまでには至っていない。					
記 入 欄 評 価 委 員	【評価すべき点】アレルギー対応について、学校側からの意見で「良い」がほとんどであることは評価できる。 【改善すべき点】今後、新たな体験プログラムを紹介できると学校側も選択幅が広がるため、検討してほしい。 【その他注意点】特になし。					
(8) 利用 率 上 向 の 取 組 み	利用率向上の取組みがされているか	評価点				
		指定管理者	担当課	評価委員		
	①一般利用者の利用率が上がる自主企画の提案 ◆地域特性を活かしたプログラムの実施・新規プログラムの開拓 ◆利用者が少ない時期に利用者増を目的に実施する企画やサービス等の実施	4	4	3.8		
	②利用率向上に向けた情報発信 ◆SNS、広報等の活用等 ◆区民利用を促すための独自の広報戦略	3	4			
		計①	7		8	
		項目数②	2		2	
		評価点①÷②	3.5	4.0	(満点=5点)	
	指定 管理 者 記 入 欄	【アピールポイント】 ・お子様向けイベントとして、施設内の各階には海洋生物を模った壁画の「壁画水族館クイズ」、更に地元農家兼業の講師を招き「バードコール(鳥笛)づくり」「鹿の角アクセサリーづくり」と3つを実施し、大変好評であった。「壁画水族館クイズ」では、館内探索をしつつ壁画名称を見つけるという企画で、参加した子供達をはじめ見守った保護者の方達にも好評頂き子供達へ参加賞景品として駄菓子詰め合わせを用意し、とても喜ばれた。また、大人の方へのアンケート記入でも大変良い取組として高評価して頂き、ご意見ご要望も多く寄せられた。				
	区 配 入 欄	【特記事項】 ・昨年度から実施している水族館クイズのほかに、地元の方の協力のもと、バードコールづくりや鹿の角アクセサリーづくりなど新たな自主企画を実施した。 ・SNS投稿、あだち広報、HP掲載などにより利用率向上のための広報戦略を図っている。特にSNSでは、館内イベント情報を中心に年の13回程度投稿し、利用率増を図っている。				
	記 入 欄 評 価 委 員	【評価すべき点】地元の講師を招くなど自主企画についての努力が伺えるため評価できる。 【改善すべき点】特になし。 【その他注意点】特になし。				
(9) 利用 の 状 況	計画どおりの利用状況となっているか	評価点				
		指定管理者	担当課	評価委員		
	①利用状況 ◆年間利用者数(一般利用者の延べ数)	4	4	4.0		
	②施設稼働率 ◆年間稼働率(一般利用者への開館日に対する稼働率)	4	4			
		計①	8		8	
		項目数②	2		2	
		評価点①÷②	4.0	4.0	(満点=5点)	
	指定 管理 者 記 入 欄	【アピールポイント】 ・令和4年度の一般利用における開館日は113日、利用者数の目標値:6,360名に対し実績値:7,143名(目標対比:112.3%+783名増)、稼働率の目標値:60.0%に対し実績値:65.5%(目標対比:109.3%+5.6%増)の結果となった。 ・区の優先予約である8月から9月の関係団体客の多くが取り消しとなる中、一般利用者の予約利用者が増え計画時の想定を上回り、ご家族やグループでのご利用が増えた事が要因となり、本実績となった。				
	区 配 入 欄	【特記事項】 ・コロナにより、夏季優先使用団体からのキャンセルがあったにもかかわらず、家族やグループなどの個人利用が伸び、昨年度実績よりも大幅に利用者数が増加した。 ・利用者数・稼働率とも目標値(利用者数6,360人・稼働率60%)を上回った。				
	記 入 欄 評 価 委 員	【評価すべき点】団体のキャンセルもあつたが、利用者・稼働率とも目標値を上回っているため評価できる。 【改善すべき点】特になし。 【その他注意点】特になし。				

大項目		中項目		確認項目		
2 事業 効果	(10) 利用者の満足度	利用者の満足を得られているか(×2)		評価点		
				指定管理者	担当課	評価委員
		①従業員の接客態度 ◆親切さ、説明のわかりやすさ、電話対応等、アンケート(従業員の対応)の評価	8	10	7.5	(満点=10点)
		②施設・設備 ◆施設の清潔さ、使いやすさ、案内サイン等、アンケート(客室・風呂)の評価	8	8		
		③食事 ◆提供する内容、アンケート(食事の味や量)の評価	8	8		
		④苦情・要望対応 ◆苦情・要望等の対応の適切さ・迅速さ	6	6		
			計①	30	32	
			項目数②	4	4	
			評価点①÷②	7.5	8.0	
		指定管理者 記入欄	【アピールポイント】 ・アンケートにおいて、接客態度は非常に高評価を継続して頂戴している。特にフロント受付においては、電話及び受付対応でも懇切丁寧な説明を行い、利用者の良好な評価を頂いており、お客様に満足して頂いていると判断している。 ・R4年度のアンケートでのご要望・ご指摘・ご意見を頂いた点については、即座に支配人より担当者へ伝達の上、改善を図っている。			
区記入欄	【改善すべき点・課題等】 ・湯温不安定のご指摘については、温度調整における機器不具合等から発生しており、適温保てるよう施設設備担当者が出来る限りの諸対応をおこなっているが、根本的な解決には大掛かりな修繕が必要であり、学務課はじめ関係先と今後も協議していく。 ・食事の味についての低評価は少ないものの、ご飯をはじめとする料理の品々については、もっと良い状態で提供求める声をアンケートでも頂戴している事から、評価を真摯に受け止め、料理内容やその提供方法等については今後も改善をおこなっていききたい。					
区記入欄	【特記事項】 ・従業員の接客態度は非常に丁寧で、お客様アンケートでも非常に高い評価を受けている。 ※アンケートの満足+大いに満足の割合(従業員の接客:96.5%/清掃:89.7%/食事:90.3%) ・苦情対応も、事業者ができることはすぐに対応しており、丁寧な対応をしている。					
区記入欄	【評価すべき点】 アンケート結果からは高い満足度が伺えるため評価できる。 【改善すべき点】 ご飯のばさつき、固いという意見がいくつかあったため、改善した方がよい。 【その他注意点】 お風呂の出入りの指導はできるが、湯温不安定は学校利用では特に困るため、気を付けてほしい。					
区記入欄	【特記事項】 ・自然教室の実施報告書では、各学校より概ね良好な評価を頂いている。引き続き事故の無いよう様々な面に気を配り対応していく。 ・食事等の提供において、汁物は長時間保温可能な専用保管容器での対応を行い、一部料理(ハンバーグ)は児童が召し上がる直前に施設職員の手によって熱いソース掛けるなどの工夫をして美味しく満足頂けるよう図った。 ・感染症及び大きな怪我人が出るような事態に備えて搬送用の車両は施設に常置し、いつでも職員が搬送出動できるように勤めていた。					
区記入欄	【改善すべき点・課題等】					
区記入欄	【特記事項】 ・学校からの実施報告書での大変よい割合(運営:98.5%/食事:86.7%/病児対応:98.3%) ・適切に学校が実施する自然教室に対する支援をしており、学校からの感謝の声も多い。 ・大量の食事を子ども達が入室する前に配膳するため、料理が冷めてしまうが、温かいまま食べられるような工夫した。 ・自然教室中の児童の発病や病院搬送、途中帰宅などが非常に多く、夜中まで対応したこともあった。					
区記入欄	【評価すべき点】 蛍光灯の交換などすぐに対応できるものは対応していることは評価できる。また、自然教室中の体調不良の児童の搬送を実施していることは良い。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 食事については、学校給食と同じようにおいしい状態で提供できるよう努めてほしい。					
		44.7	48.1	45.4	(満点=65点) (満点=65点) (満点=65点)	

評価委員 評価意見	本業のホテルや旅館の経営スキルを活かして適切に運営されている。限りのある予算の中で工夫して運営向上に努める姿勢も見られる。従業員の接客や対応も良い。自主事業のイベントも好評であるため、引き続き利用者の満足度の高い施設の運営を行ってほしい。
--------------	---

【評価委員会評価結果】

評価委員会 評価結果	得点	評価
	45	B+

ランクダウン
有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

総合評価
B+

※評価結果は評価委員会が行う。
※小数点以下は切り捨て、整数とする。

【評価委員会評価基準】

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			～		54%以下	
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
65点	39点	58点以上	54点以上 57点以下	48点以上 53点以下	43点以上 47点以下	39点以上 42点以下	35点以上 38点以下	35点以下
得点率		90%以上	～	83%以下	67%以上	～	59%以下	54%以下

※「標準点」……評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

※「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上げ）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨て）とする。

**足立区立校外施設指定管理者評価委員会
業務評価シート**

【評価対象施設】 足立区立日光林間学園

【評価対象年度】 令和4年度 【自己評価】 令和5年6月15日 【評価委員会】 令和5年8月4日

【評価点】 水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり（水準クリア）：3点
水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目	評価点			
1 管理運営	(1) 適切な管理の履行	基本協定や年度協定に沿って適切に管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員	
		①開館日の設定（一般利用） ◆需要を見込んだ効率的な開館計画	3	3	3.3	
		②施設・設備の保守点検（内容、回数） ◆仕様書に基づく、保守点検・環境衛生・園庭管理の実施	3	3		
		③施設の清掃（内容、回数） ◆仕様書に基づく、清掃・害虫駆除の実施と施設内の整理整頓	3	3		
		④人員配置（配置数、専門性） ◆知識・経験・技量を有する人員の配置（フロント、調理担当、設備担当）	3	4		
		⑤人材育成の取組み（知識・技術向上） ◆各種研修・講習の開催、スタッフの意識改革プログラムの実行	3	3		
			計①	15	16	(満点=5点)
			項目数②	5	5	
			評価点①÷②	3.0	3.2	
			指定管理者記入欄 【アピールポイント】 本年度は、新型コロナウイルスによる休館はなく、年度計画に従い業務を実施した。しかし、コロナの影響もあり、スポーツ団体他、優先予約の団体のキャンセルが相次ぎ、また、一般利用者の予約も思うようではなかった。施設の保守点検については、計画的に業務を実施した。専門性の高い業務については継続して外部委託とし大きな事故は無かった。園庭管理業務に関しても、7月、11月に定期業務を行い、さらに、落ち葉や雑草の除去は随時従業員が行い、景観を保っている。定期清掃は、仕様書通りに実施した。資料13のお客様アンケートでは、お客様から館内の清潔感について高評価を頂いている。看護師は自然教室時のみ従事。業務にあたり、法令に準じた有資格者を適切に配置し人員の確保もしている。夜間は住み込みの副支配人が対応。9月以降は支配人が住み込み対応。支配人は休憩中でも、公休中でも連絡が取れる状態とし、迅速に報告、対応を行う体制をとった。 【改善すべき点・課題等】 特になし			
	区記入欄 【特記事項】 ・開館日は98日で、計画どおりの開館となった。利用者数も昨年度に比べて大幅に増加した。 ・フロント・設備・調理担当に経験を有する技量ある職員が配置されているとともに、職員の利用者への接遇対応は、本業（旅館業）のノウハウが活かされておき、一人一人のスキルが非常に高い。 ・AED取扱い研修をDVDにて実施することができた。					
	記評価委員欄 【評価すべき点】 AED研修を年2回実施しており、ほとんどの職員が操作可能であるところが評価できる。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 特になし。					
(2) 改善事項への取り組み	指定管理者記入欄	前回の評価委員会で指摘された改善事項に対してどう取り組んでいるか	指定管理者	担当課	評価委員	
		①別紙『前回の評価結果の反映状況』を参照	3	3	3.3	
			計①	3.0	3.0	(満点=5点)
			項目数②	1.0	1.0	
			評価点①÷②	3.0	3.0	
			指定管理者記入欄 【アピールポイント】 アンケート用紙を新たに作り変え、従来の紙アンケートとWEB（携帯も）でもいつでもどこでも簡単にアンケート回答が出来る様にQRコードを記載し実施した。統計も自動で出来る様にした。一般利用日の際は、メニューの他にお米、お肉、野菜等産地を明記した物を用意した。自然教室アレルギー児童への対応では、事前に出来るだけ持参食のメニューを聞くなどし、到着後の学校との打合せの際、預かった持参食は担当の教諭と共に名前、メニュー、喫食日を確認し、喫食する分をクリアケースで個別に保管し、提供する際も教諭と共に確認を怠らない様務めた。学園側の担当は原則支配人が行う。また、料理長、サービススタッフとの朝礼・夕礼の際にもアレルギー児童の学校・人数の確認をし、注意を図った。 【改善すべき点・課題等】 特になし			
			区記入欄 【特記事項】 ・アンケートへのQRコードの記載、一般利用の際の食材の産地表示、アレルギー児童への対応など、前回の評価結果が適切に反映された運営をしている。			
			記評価委員欄 【評価すべき点】 アンケートにQRコードを載せるなど前回の評価結果の対応をきちんと対応していることは評価できる。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 アレルギー食の取り違えはあってはならないことのため、今後も最善の注意をお願いしたい。			

大項目	中項目	確認項目				
1 管 理 運 営	(3) 安 全 性 の 確 保	施設の安全性は確保されているか		評 価 点		評価委員
			指定管理者	担当課		
		①防災体制（火災、地震、台風等） ◆消防計画の策定、自衛消防訓練の実施	3	3	3.0	
		②防犯体制（運営事業計画書項目） ◆館内のセキュリティ管理、夜間警備体制 ◆施設内外の巡回、来所者の把握、鍵の管理	3	3		
		③事故等緊急時の体制・対策（運営事業計画書項目） ◆危機管理マニュアル、緊急時の体制、緊急連絡先一覧等の整備 ◆災害用の食糧等の備蓄・補充	3	4		
		④施設を安全に管理するための方策 ◆設備の破損や故障などへの迅速な対応	3	3		
			計①	12	13	(満点=5点)
			項目数②	4	4	
			評価点①÷②	3.0	3.3	
		指定管理者者記入欄	【アピールポイント】 施設責任者（支配人）を防火管理者に選任。支配人が中心となって自衛消防訓練を実施。キャンプファイヤーの実施時にはその都度日光消防署に連絡を入れ防火に努め安全に配慮した。 新たにチェックシートを作成し残りの火のチェックを行った。また、一般利用のお客様の花火の取扱についても注意事項を記載した用紙を配り説明を行った。 夜間警備体制は、機械警備と並行し、スタッフの巡回を継続。また、副支配人が館内で生活する事により（9月以降支配人）非常時にも警備会社と協力し対応出来る体制を継続し確保。 鍵の管理に関して、鍵貸出管理簿を用いて行い令和4年度も鍵の紛失はなかった。 令和4年度も各種非常事態に対するマニュアルを策定・有事に適切に行動出来るように努め、大きな事故はなかった。 本年度も食糧等備品にあたり、非常用食品の他、日常的に使う食材のうち、米・塩は一週間分相当を常時オーバーストックし、緊急災害時でも食事提供が出来る様、プロパンガス炊き出しセットを備えている。 災害備蓄品（リュックサック型）に食料品だけでなく、乾電池等の災害時に必要になりそうな物品も常時備蓄し、フロント内に13個保管するとともに自然教室時使用している保健室に必要な備品・衛生電話についても有事の際には活用できる体制をとった。 【改善すべき点・課題等】 日光消防署の署員を招聘しての消防訓練・救命救急講習など1回はスタッフ全員で受講する。			
区記入欄	【特記事項】 ・区の災害用備蓄品のほかに、事業者独自の対策として携行型の災害用リュックを事務所に常置。 ・防犯・防災体制は、有事にそなえた体制を整えている。 ・事故発生時には、区に迅速に報告するとともに宿泊者への連絡や対応など的確に実施することで利用者からの苦情がない。					
記入欄 評価委員	【評価すべき点】 特になし。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 特になし。					
(4) 法 令 等 の 遵 守 (※ 倫 理 性 も 含 む)	t		評 価 点		評価委員	
		指定管理者	担当課			
	①個人情報保護の取組み ◆内部規定の策定、研修の実施	3	4	3.0		
	②個人情報事故への対応 ◆個人データの漏洩や紛失事故の有無、データアクセスのID制御	3	3			
	③労働条件の遵守（労働基準法、労働安全衛生法等） ◆労働条件審査主要チェックシート等による確認	3	3			
	④各種法令等の遵守 ◆防火管理者・食品衛生責任者等の配置	3	3			
		計①	12	13	(満点=5点)	
		項目数②	4	4		
		評価点①÷②	3.0	3.3		
	指定管理者者記入欄	【アピールポイント】 個人情報に関する取り扱いに対し、本社管理部と共に研修を行い厳重に取り扱うよう周知し漏洩防止に努めた。 月1回の弊社運営各施設の支配人会議にて、個人情報保護に係る事業があった際には、情報共有を行い、支配人より各部署ミーティングを行い周知する事で漏洩防止に努めた。 令和4年度も個人情報漏洩事故等はなかった。雇用保険については、正社員以外のパート・アルバイトも年間を通じて週20時間以上の勤務があるものは加入している。 施設により繁忙期・閑散期があるが、勤務シフトの調整及び社内の応援人員の調整により、4週4日以上の日を休んでいる。また、閑散期には有給休暇の取得を奨励している。 【改善すべき点・課題等】 特になし				
区記入欄	【特記事項】 ・個人情報に関する研修をフロント職員だけではなく、調理担当など全職員に対し、繰り返し実施することで職員の意識を高めている。 ・個人情報流出等の事故はなかった。					
記入欄 評価委員	【評価すべき点】 特になし。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 特になし。					

大項目	中項目	確認項目				
		評価点	指定管理者	担当課	評価委員	
1	(5) 適切な財務・財産管理	適切な財務・財産管理が行われているか				
		①収支状況(安定的な運営) ◆収支計画に沿った予算執行を行っているか。決算状況は良好か。 ◆経費削減に向けた取組を行っているか ◆会社全体の安定的な運営ができていますか	3	3	3.0	
		②現金や関係書類等の管理、経理処理 ◆受入れた管理費は適切に記帳処理がされているか ◆帳簿・関係書類の整備・保存、経理状況の明確化	3	3		
		③経理を担当する常勤の職員 ◆出納係または経理責任者等の配置 ◆現金、貴重品の取扱い時の二重チェック体制の構築	3	3		
		④備品の管理 ◆動作確認、修繕・買替え計画	3	3		
			計①	12	12	(満点=5点)
			項目数②	4	4	
			評価点①÷②	3.0	3.0	
		指定管理者 記入欄	【アピールポイント】 金銭の管理は本部経理が主導し、施設では小口現金と、宿泊費等の現地精算分の売上以外は取り扱わない体制を継続している。現地精算分の売上金については、チェックアウト時にフロントシステムの売上状況一覧表でレジ中の現金と売上金額が合っているかを確認し確認後システム上の日計締切処理を行い、売上日計表を出力し再確認。入金・通帳記帳時に入金額と売上金額を再度照合している。入金された売上金と売上状況一覧表、売上日計表との照合は本社と施設の両方で実施している。消耗品の購入等は小口現金で行っており、手書きの小口現金出納帳で管理している。各種請求書は本社で一括処理を行っている。過去の修繕履歴を踏まえ、経年劣化や買替が必要と思われる備品については、早期に区担当者へ報告と相談をするよう努めている。突然の不調の際は、速やかに区担当者へ報告・相談を行い対応している。			
		区記入欄	【改善すべき点・課題等】 特になし			
記入欄 評価委員	【特記事項】 ・収支は赤字となり、計画どおりにいかなかった。コロナ禍による外出控えなどによる利用者減と物価・燃料費高騰等による清掃などの委託料が急激に上がっていることが主な要因である。経費削減に向け、節電対策などの取り組みを積極的に行っている。 ・現金取り扱いについては、支配人が中心となり、本社との連携により適切に実施することができている。					
	【評価すべき点】 特になし。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 収支が赤字となっているため、利用者増の対策や経費の見直し等を図っていくことが必要ではないか。					
2	(6) 事業の取り組み	事業計画どおりのサービスが提供されているか				
		①サービス向上に向けた取組み・方針 ◆利用者がより快適な時間をすごせるようなサービスの提供 ◆地域のイベント、季節の花、気象情報、交通情報などの情報提供他	3	4	3.3	
		②利用者への適正かつ確実なサービス提供 ◆予約・利用申込みにおける区の規定に従い優先順位の遵守、利用時間の遵守 ◆利用者の立場に立ちながら、公平な利用機会の提供	3	3		
		③多様化する利用者からのニーズに対応する取組み ◆車いす利用の方への対応 ◆高齢・障がいをお持ちの方への対応 ◆子育て世帯への対応	3	3		
		④利用者とのトラブル防止策 ◆対応マニュアル等による従業員への徹底、ヒューマンエラーの防止策 ◆トラブル内容の明確化と原因の調査、従業員への周知と業務への反映	3	3		
		⑤賄い業務体制と衛生管理の取組み ◆食事の質の向上への取組み、季節にあわせたメニューの提供、特別料理の提供など ◆食品衛生・環境衛生への配慮	3	4		
			計①	15	17	(満点=5点)
			項目数②	5	5	
			評価点①÷②	3.0	3.4	
		指定管理者 記入欄	【アピールポイント】 JR日光駅・東武日光駅と施設間の無料送迎を継続実施し、電車利用のお客様の利便性確保に努めた。昨年の残りのトイレ暖房便座の交換を行った。お部屋の板の間の塗装剝がれも残りの2部屋の修繕も行った。東武日光駅集合・解散の周遊バスツアーを実施。参加したお客様には大変好評でした。夏休みイベント・冬休みイベントも開催・その中でも手持ち花火で遊ぶとう冬のキャンプファイヤーは大盛況でした。昨年同様、コーヒーサービスは食堂で実施した。アンケート用紙を新たに作り変え、従来の紙アンケートとWEBでも(携帯からでも)いつでもどこでも簡単にアンケート回答が出来る様にQRコードを記載し実施した。統計も自動で出来る様にした。宿泊予約申し込み抽選は、フロント予約システムにより公平に実施し、特定のお客様が優先的に当選するような事なく、対応している。予約受付ミス防止の為、予約を受けた職員とは別の職員がシステム入力を行い、ダブルチェックしている。車いす利用のお客様に対しては、205号室と職員風呂を家族風呂として開放する対応をとっている。また、何等かの事情で大浴場に入浴出来ないお客様にも職員風呂をご利用頂いた。未就学児のお子様には折り紙(ピカチュウ・コマ等)をプレゼントし、好評を得ている。稼働した月に関しては、資料12のアンケートを実施し、お客様より指摘があった事項に対しては、担当者に朝席に伝達の上、その状況を検討し改善を図り、利用者の満足度向上に努めた。アンケートの月次での取りまとめ及び本社への報告も例年通り行い、会社全体として共有しお客様満足度向上を図った。食品衛生責任者(料理長)が保健所主催の講習に参加し、内容を周知し改めて食品衛生への意識を高めた。調理業務従事者は毎月2回細菌検査を実施した。朝礼・夕礼時には、調理従事者・食堂スタッフの健康状態を確認、体調不良の際は従事させない様にした。一般開放時のメニューは季節毎に変更し、お正月にはお正月メニューを提供しお客様に満足いただけるよう務めた。			
区記入欄	【改善すべき点・課題等】 特になし					
記入欄 評価委員	【特記事項】 ・施設と駅間の無料送迎やコーヒーサービスなど利用者の利便性の向上を図るため、きめ細やかなサービスを行っている。 ・車椅子の方への職員風呂の開放、子どもへの折り紙サービスなど様々な利用者にもむけたサービスを実施している。 ・職員の接客スキルが非常に高く、利用者が快適な時間をすごすことができている。アンケートでの評価も高かった。 ・狭い厨房を上手に活用しながら、満足度の高い和食メニューの提供を行った。利用者の評価も高かった。					
	【評価すべき点】 様々な利用者への対応や、一般利用のメニューの変化、職員の接客スキルの向上、イベントの企画などが評価できる。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 特になし。					

	自然教室について適切に運営がされているか	評価点			
		指定管理者	担当課	評価委員	
2 事業 効果	①校外学習の向上に向けた取組み・方針 ◆児童が集団生活の中で、社会性・自律性・創造性を学ぶための支援 ◆施設内や施設外の附属設備で実施可能なプログラムの検証・提案	3	3	3.3	
	②食育に向けた取組み・方針 ◆食への感謝と理解を深め、食に対する楽しさや興味への喚起、食材や栄養への知識の提供 ◆栄養バランスの整った食事、野菜摂取量、おいしい給食(食事)への取組み	3	3		
	③アレルギー対応 ◆学校との打ちあわせ、チェック体制、配膳方法、学校からの評価	3	4		
	③感染症対策(感染性胃腸炎他) ◆予防と拡大防止、児童の健康情報の学校との共有化	4	3		
		計①	13	13	(満点=5点)
		項目数②	4	4	
		評価点①÷②	3.3	3.3	
	指定管理者記入欄	【アピールポイント】 学校側との事前の連絡・確認を緊密に行い、実施内容の齟齬発生を防止。学校側への事前確認を念入りに行った。学園では、学校ごとに打ち合わせ事項をもとに念入りな打合せをし(アレルギー児童の確認等含む)トラブルや問題の無いよう、更に事故やケガが無いよう対応した。 自然教室に関しては、添加物の入った食材の使用を極力減らしたものを提供。 地元の特産物を使用したメニューを提供した。「楽しむ・味わう・学ぶ」が出来る様日光特産品の日光ゆばを取り入れた食事提供も行った。 アレルギー児童の対応に関しては、事前の確認・打合せ・持参食・除去食等の確認を担当者と支配人に緊密に行い、「安心・安全」な食の提供を行う事で保護者・学校が安心出来るよう努めた。本年度アレルギーに関する事故はなかった。 本年度も自然教室期間中は、部屋の利用人数制限・食堂の椅子の配置・配膳・片付け方法、施設内の消毒等の感染防止対策を行った。			
	記入欄	【改善すべき点・課題等】 特になし			
	区記入欄	【特記事項】 ・日光の特産品である湯葉を使用したメニューなどを工夫して提供している。 ・アレルギー対応は、きめ細やかな対応をし、自然教室での事故はなく、学校の評価も非常に高かった。 ・感染症対策についても、消毒や換気、人数制限など適切な対応をとることができた。 ・自然教室がスムーズに運営できるよう支援したが、学校に独自プログラムの提供を促すところまでは至らなかった。			
記入欄	【評価すべき点】アレルギー対応は大変だと思うが、学校側から良い評価を受けており、事故なく対応されているため評価できる。 【改善すべき点】湯葉のメニューは良かった。食事も味付けなど「おいしい食事」を常に意識してほしい。 【その他注意点】特になし。				
	利用率向上の取組みがされているか	評価点			
	①一般利用者の利用率が上がる自主企画の提案 ◆地域特性を活かしたプログラムの実施・新規プログラムの開拓 ◆利用者が少ない時期に利用者増を目的に実施する企画やサービス等の実施	3	4	3.3	
	②利用率向上に向けた情報発信 ◆SNS、広報等の活用等 ◆区民利用を促すための独自の広報戦略	3	4		
		計①	6		8
		項目数②	2		2
		評価点①÷②	3.0	4.0	(満点=5点)
指定管理者記入欄	【アピールポイント】 東武日光駅集合・解散バスツアー(東武ワールドスクエアイルミネーションと世界遺産を巡る)を実施 夏休みイベントでは「折り紙遊び」「手持ち花火で遊ぼう」を実施。冬休みイベントでは「キャンプファイヤー」「折り紙遊び」を実施 キャンドルポット作り体験実施。 一般開放時の食事メニューは季節ごとに変更し、お正月には特別メニューを提供 SNSにて周知情報の発信を行い利用率向上を図っている。 公式ホームページにて最新の情報発信(イベント・観光情報・最新グルメ等)を実施				
記入欄	【改善すべき点・課題等】 特になし				
区記入欄	【特記事項】 ・キャンドルポットづくり、折り紙教室、キャンプファイヤー体験、バスツアーなど多種多様な自主企画を実施することができた。 ・SNS投稿やあだち広報、HPへの掲載などにより利用率向上のための広報戦略を図っている。SNSでは館内イベントを中心に月1回程度の投稿を行い、利用者増を図っている。				
記入欄	【評価すべき点】特になし。 【改善すべき点】イベントを実施するなど利用率向上の取組みの工夫はしているようだが、利用率につながっていないところが残念なため、利用率向上の取組みを検討した方がよい。 【その他注意点】特になし。				
	計画どおりの利用状況となっているか	評価点			
	①利用状況 ◆年間利用者数(一般利用者の延べ数)	3	2	2.8	
	②施設稼働率 ◆年間稼働率(一般利用者への開館日に対する稼働率)	3	2		
		計①	6		4
		項目数②	2		2
		評価点①÷②	3.0	2.0	(満点=5点)
指定管理者記入欄	【アピールポイント】 本年度は、新型コロナウイルスによる休館はなく、年度計画に従い業務を実施した。しかし、コロナの影響もあり、スポーツ団体他、優先予約の団体のキャンセルが相次ぎ、また、一般利用者の予約も思うようではなかった。 一般開放日は年間98日・年間利用人数4,023名・稼働率42.24%				
記入欄	【改善すべき点・課題等】 特になし				
区記入欄	【特記事項】 ・年間利用者数、稼働率は、昨年度を上回ったが、目標値には至らなかった。(目標達成率)利用者数:67%/稼働率:70% ・夏季にコロナの流行があったことで、夏季の団体利用のキャンセルが相次いだことが利用者数があまり伸びない要因の一つと考える。 ・施設稼働率もコロナ前には戻っていない。今後、一般利用者の増を図る対策をする必要があると考える。				
記入欄	【評価すべき点】特になし。 【改善すべき点】施設の立地条件等で集客が難しいと思うが、特殊性を持たせた案を出して頑張ってもらいたい。また、一般利用者増への対策が必要ではないか。 【その他注意点】特になし。				

大項目	中項目	確認項目	評価点			
			指定管理者	担当課	評価委員	
2 事業 効果	(10) 利用者の満足度	利用者の満足を得られているか (×2)				
		①従業員の接客態度 ◆親切さ、説明のわかりやすさ、電話対応等、アンケート（従業員の対応）の評価	8	10	7.5	
		②施設・設備 ◆施設の清潔さ、使いやすさ、案内サイン等、アンケート（客室・風呂）の評価	6	8		
		③食事 ◆提供する内容、アンケート（食事の味や量）の評価	6	8		
		④苦情・要望対応 ◆苦情・要望等の対応の適切さ・迅速さ	6	6		
			計①	26	32	(満点=10点)
			項目数②	4	4	
			評価点①÷②	6.5	8.0	
		指定管理者記入欄	【アピールポイント】 一般開放日のお客様アンケートでは、令和4年度も良好な評価を頂いており、お客様に満足して頂いていると判断している。 令和4年度のアンケートでのご要望・ご指摘・ご意見を頂いた案件については、即座に支配人より担当者へ伝達し、改善を図った。 また、学務課へも報告した。 【改善すべき点・課題等】 特になし			
		区記入欄	【特記事項】 ・お客様アンケートでは、良好な評価であり、特に従業員の接客態度には高い評価を受けている。 ・アンケートの「大いに満足+満足」の割合（従業員の態度:95.6%/清掃:87.5%/食事:89.7%） ・苦情対応も、事業者ができることは実施しており、丁寧な対応をしている。			
記評価委員欄	【評価すべき点】 食事の味付けや、あたたかいものはあたたかく提供するなど改善を図っていることは評価できる。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 特になし。					
(11) 自然教室における学校の満足度	自然教室において学校の満足を得られているか (×2)					
		①施設・運営 ◆教員・児童への対応、施設の清潔さ、学校からの実施報告書での評価等	8	10	7.0	
		②食事 ◆学校からの実施報告書による味付け・量・残菜等の評価等	6	6		
		③児童のけが・病気への対応 ◆施設看護師の処置・手当て、病院への送迎等	6	8		
			計①	20		24
			項目数②	3	3	
			評価点①÷②	7	8	
		指定管理者記入欄	【アピールポイント】 自然教室の実施報告書では、各学校より概ね良好な評価を頂いた。 【改善すべき点・課題等】 特になし			
		区記入欄	【特記事項】 ・学校からの実施報告書での「大変よい+よい」の割合（運営:95.6%/食事:79.4%/病気ケガ:83.3%） ・施設運営については、85%の学校が大変よいと評価している。適切に自然教室の運営を支援しており、学校からの感謝の声も多い。 ・自然教室では200人近い食事を児童が食堂入室前に配膳する必要があるため冷めてしまうが、保温鍋を使い冷めないような工夫をしている。 ・コロナもあり、自然教室中の発病や病院搬送が非常に多かったが、学校に寄り添い、夜中でも対応したことは評価できる。			
		記評価委員欄	【評価すべき点】 体調不良の搬送対応は学校側としてもありがたかったと思うので、評価できる。 【改善すべき点】 特になし。 【その他注意点】 特になし。			
		40.4 (満点=65点)	44.4 (満点=65点)	42.8 (満点=65点)		

評価委員 評価意見	利用者数の減少はコロナによる大口のキャンセルのため仕方がないと思う。利用者の満足度も高く、様々なイベントの計画や安全を考えたAED講習など、努力をしており、様々な制約もある中で、総じて良く運営されている。職員や食事等は高評価を得ていることから、リピーターや集客増の工夫が必要ではないか。
--------------	---

【評価委員会評価結果】

評価委員会 評価結果	得点	評価
	42	B

ランクダウン
有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

総合評価
B

※評価結果は評価委員会が行う。
※小数点以下は切り捨て、整数とする。

【評価委員会評価基準】

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			~			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
65点	39点	58点以上	54点以上 57点以下	48点以上 53点以下	43点以上 47点以下	39点以上 42点以下	35点以上 38点以下	35点以下
	得点率	90%以上	~	83%以下	67%以上	~	59%以下	54%以下

※「標準点」……評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

※「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上げ）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨て）とする。

教育委員会報告資料

令和5年11月10日

件名	文化・読書・スポーツ分野計画の一部改定案策定に伴う中間報告及びパブリックコメントの実施について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室 地域文化課、生涯学習支援課、3分野連携担当課、スポーツ振興課、中央図書館
内容	<p>「足立区文化芸術推進計画」「足立区読書活動推進計画」「足立区運動・スポーツ推進計画」の一部改定案策定に伴う中間報告及びパブリックコメントの実施について、次のとおり報告する。</p> <p>1 計画の全体構成</p> <p>(1) 第1章 計画改定の考え方</p> <p>ア 3分野共通の課題及び方向性</p> <p>3分野共通の課題として「アフターコロナへの対応」「共生社会に対する意識・理解の変化」「デジタル技術の進展」を設定し、取組みの方向性を記載</p> <p>イ 主な改定点</p> <p>(ア) 現行の施策体系を維持しつつ、3分野共通の課題に対する取組みを関連施策に追加</p> <p>(イ) 成果指標・活動指標を「より高い目標値の設定」「事業の開始・廃止に伴う指標の追加・削除」の視点で見直し</p> <p>(ウ) 3分野共通の課題を踏まえ、特に重点的に取り組むべき「重点項目」を追加</p> <p>文化：文化資源の次世代への継承</p> <p>読書：アフターコロナやデジタル化の進展などの変化に対応した読書支援活動</p> <p>スポーツ：「スポーツを通じた共生社会の実現」のための取組み</p> <p>(2) 第2章 共通理念【変更なし】</p> <p>人生100年時代を区民の誰もが心豊かに生きるために、3分野の計画が相互の関連を意識しつつ施策を組み立てていく上での統一した方向性として、共通理念「楽しさに気づき、深め、広げ、心豊かに生きる」を設定</p> <p>(3) 第3章 計画の考え方</p> <p>各計画の基本的事項として、各分野の「定義」「目指す将来の姿」「計画の位置づけと計画期間」「計画の推進体制」を記載</p> <p>(4) 第4章 現状と課題</p> <p>「社会状況の変化」や「文化・読書・スポーツに関するアンケート調査」等の結果から、各分野における課題を抽出。また、「施策目標の達成状況」を追加</p>

(5) 第5章 施策展開

ア 「課題」解決に向け、「施策の柱」「施策」「事業」を体系化

イ 全ての施策に「成果指標」を設定。また、施策を展開する全ての個別事業に「活動指標」を設定

2 パブリックコメントの実施について

(1) 実施期間

令和5年11月25日（土）から12月24日（日）まで

(2) 意見の提出方法

ア 生涯学習支援課及び地域文化課、中央図書館、スポーツ振興課窓口への持参

イ 郵送

ウ ファクシミリ

エ 区ホームページの意見受付フォーム入力

3 問題点・今後の方針

パブリックコメントの実施により区民意見を集約し、令和6年2月の計画一部改定に向けて引き続き改定作業を進める。

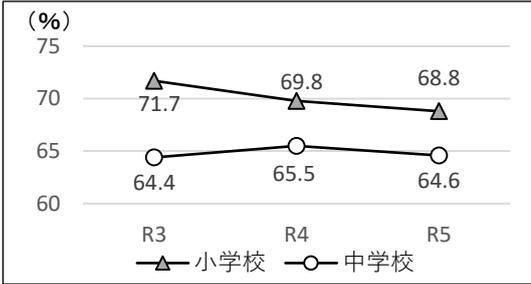
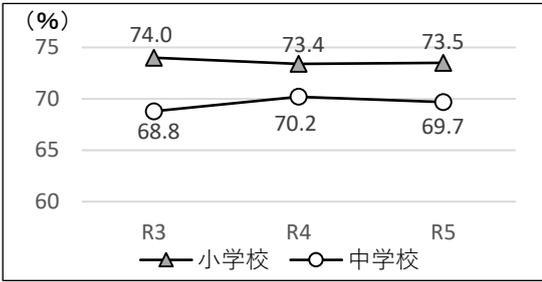
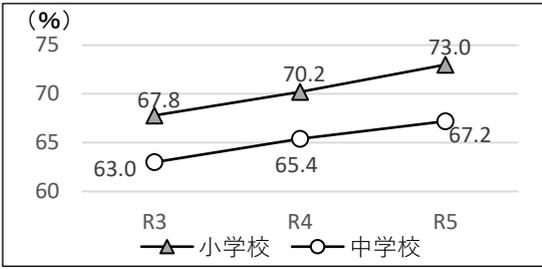
教育委員会情報連絡

令和5年11月10日

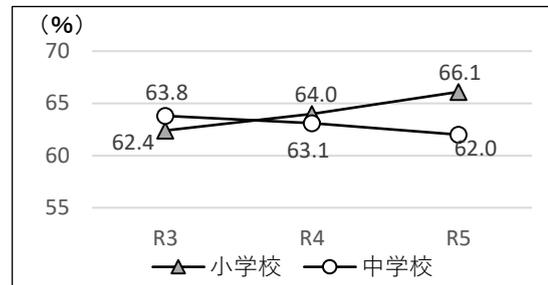
件名	実用英語技能検定受験支援事業における第1回受験結果及び第2回申込状況について																																										
所管部課名	教育指導部学力定着推進課																																										
内容	<p>今年度より開始した実用英語技能検定受験支援事業における、第1回の受験結果及び第2回の申込状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 内容 実用英語技能検定3級以上の受験費用を全額公費負担（一人1回まで）する。</p> <p>(2) 対象 区立中学校に通う中学3年生</p> <p>(3) 申込状況 全対象生徒（4,567人、5月1日現在）のうち、第1・2回合わせて39.8%（第1回：23.0%、第2回：16.8%）が申し込んだ。</p> <p>2 第1回（5～7月実施）の受験結果</p> <table border="1" data-bbox="454 1064 1366 1330"> <thead> <tr> <th></th> <th>1級</th> <th>準1級</th> <th>2級</th> <th>準2級</th> <th>3級</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受験者数</td> <td>3人</td> <td>1人</td> <td>47人</td> <td>331人</td> <td>669人</td> <td>1,051人</td> </tr> <tr> <td>合格者数</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>10人</td> <td>159人</td> <td>393人</td> <td>562人</td> </tr> <tr> <td>合格率</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>21.3%</td> <td>48.0%</td> <td>58.7%</td> <td>53.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第2回（9～11月実施）の申込状況</p> <table border="1" data-bbox="448 1404 1366 1523"> <thead> <tr> <th></th> <th>1級</th> <th>準1級</th> <th>2級</th> <th>準2級</th> <th>3級</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>1人</td> <td>7人</td> <td>48人</td> <td>175人</td> <td>538人</td> <td>769人</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 現場の声</p> <p>(1) 高校進学を見据えての受験勧奨がしやすくなった。</p> <p>(2) 支援事業があることで、より上位の級（準2級など）にチャレンジする生徒が増えた。</p> <p>(3) 3級に挑戦する生徒が増えたことで、受験のハードルが下がったように感じる。</p> <p>(4) そもそも英検に関心がない生徒がいることに加え、合格する自信がなく受験を固辞する生徒も一定数いる。</p>		1級	準1級	2級	準2級	3級	合計	受験者数	3人	1人	47人	331人	669人	1,051人	合格者数	0人	0人	10人	159人	393人	562人	合格率	0%	0%	21.3%	48.0%	58.7%	53.5%		1級	準1級	2級	準2級	3級	合計	人数	1人	7人	48人	175人	538人	769人
	1級	準1級	2級	準2級	3級	合計																																					
受験者数	3人	1人	47人	331人	669人	1,051人																																					
合格者数	0人	0人	10人	159人	393人	562人																																					
合格率	0%	0%	21.3%	48.0%	58.7%	53.5%																																					
	1級	準1級	2級	準2級	3級	合計																																					
人数	1人	7人	48人	175人	538人	769人																																					

教育委員会情報連絡

令和5年11月10日

件名	令和5年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学習意識調査部分）について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内容	<p>令和5年4月13日に実施した、令和5年度「足立区学力定着に関する総合調査」のうち、意識調査の結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 調査結果について</p> <p>(1) 学びに向かう力</p> <p>ア 授業で学習したことを振り返る活動を通じて、学習内容に対する興味や関心が深まったり、広がったりしたと思う 【学習に関する自己調整】</p>  <p>イ わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している 【粘り強さ】</p>  <p>(2) 言語能力、情報活用能力について</p> <p>ア 自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝えることができる 【言語能力】</p> 

イ 先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる【情報活用能力】



※ その他の主要項目の結果は、P 8 1～P 8 7 参照

2 調査結果の分析と今後の対応

(1) 結果の分析

ア 「学習に関する自己調整」「粘り強さ」は 小学校の「粘り強さ」を除き数値が微減している。足立スタンダードに基づく「めあて、まとめ、振り返り」の徹底と問題解決を中心とした授業における成功体験の積み重ねを通して、これら数値の向上を図っていく必要がある。

イ 「自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝える」の項目は 大きく改善した。足立スタンダード型の授業では、自らの意見を述べたり、他者の考えを聞く場面が設定されており、この授業スタイルが数値向上の要因と考える。

ウ 中学校の「必要な情報を集め、整理する」の項目は年々微減している。ICT機器活用に加え、学校図書館を活用した探究的な学習を推進していく必要がある。

(2) 今後の対応

ア 分析結果を指導主事・学力定着指導員・教科指導専門員等が共有し、スタンダードスタイルの更なる質的向上を図るべく授業改善を推進し、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」とともに「学びに向かう力」の育成を目指す。

イ 1人1台のタブレット環境とともに学校図書館を活用した探究的な学習を推進し、言語能力や情報活用能力等の「学習の基盤となる資質・能力」を育成していく。

3 周知方法・時期

(1) 調査結果の詳細及び各学校の学力向上への主な取り組み等を「調査結果報告書」（冊子）にとりまとめ、12月下旬に関係機関に配付予定（ただし学校別ページについては、学校選択の参考資料となることから、すでに区ホームページに掲載済）。

(2) 報告書の「概要版」（リーフレット）を保護者に配付予定。

《参考》

1 実施日

令和5年4月13日（木）

2 調査実施人数

(1) 小学校

単位：人

2年	3年	4年	5年	6年	計
4,614	4,714	4,654	4,832	4,839	23,653

(2) 中学校

単位：人

1年	2年	3年	計
4,155	4,104	4,137	12,396

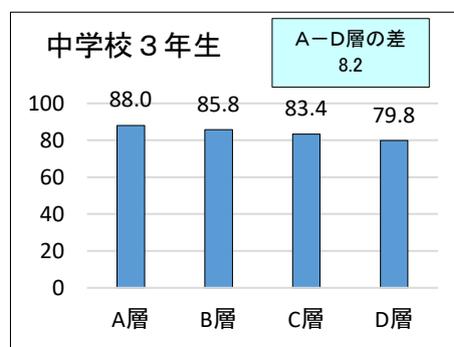
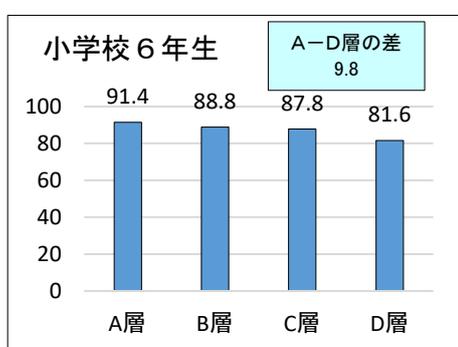
主要項目の学習意識調査結果（小中別・学力層別）

- ・ 学力層は、成績順にA層（上位層）、B層（中上位層）、C層（中下位層）、D層（下位層）の4層に区分したもの（各層概ね25%）
- ・ 各設問の数値は、肯定的な回答の割合を表す（単位：%）
- ・ カッコ内の数値は、昨年度からの増減を表す（単位：ポイント）

（1）学校への意識についての設問

ア 学校に行くのが楽しい

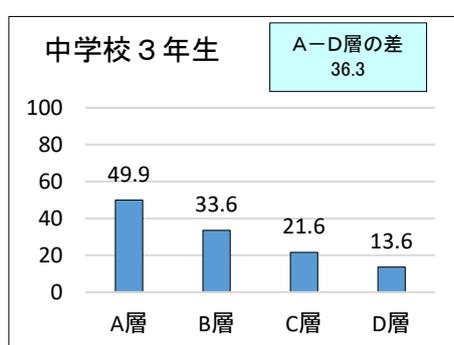
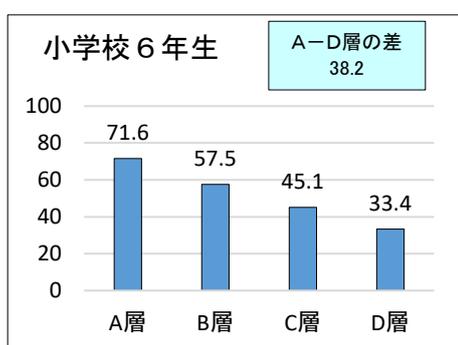
小学校全体	中学校全体
88.4 (−0.3)	86.2 (±0.0)



（2）勉強・教科に関する意識についての設問

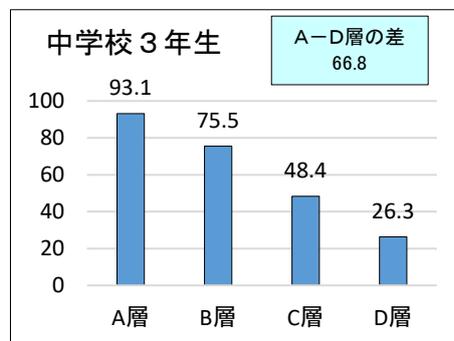
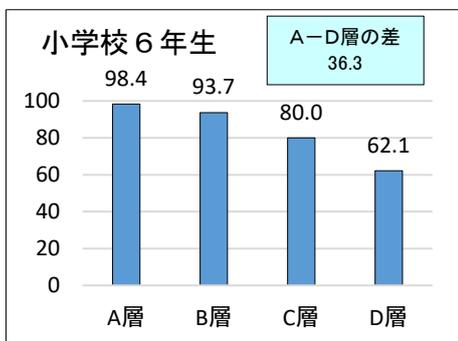
ア 勉強は好きだ

小学校全体	中学校全体
66.1 (−1.1)	34.1 (−2.6)



イ 学校の授業はどの程度分かるか

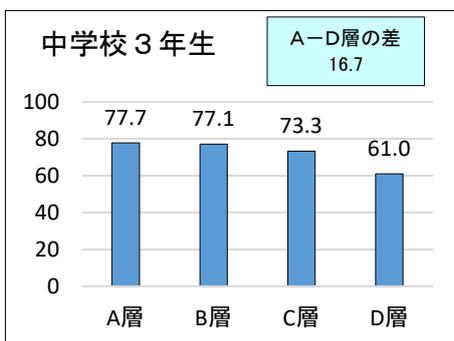
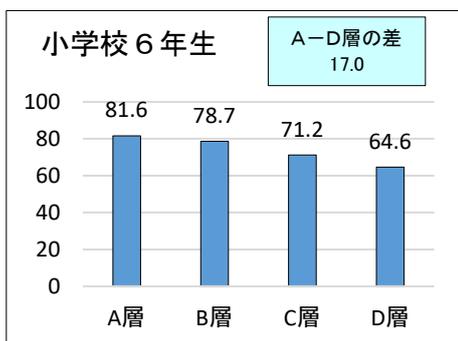
小学校全体	中学校全体
87.9 (+0.2)	66.5 (-0.9)



(3) 授業における学びの状況についての設問

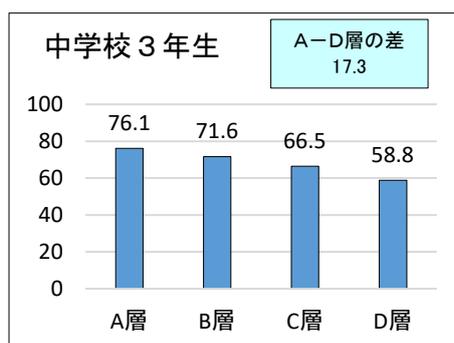
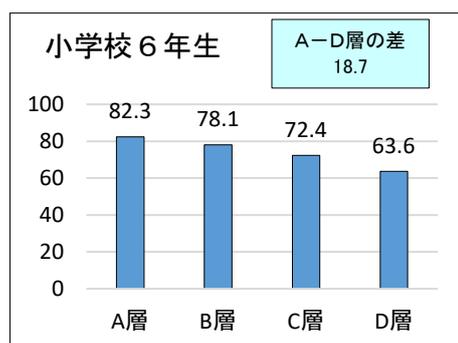
ア 授業のはじめに示された目標(めあて・ねらい)を理解し、見通しをもって学習に取り組んだと思う

小学校全体	中学校全体
74.6 (-2.9)	72.7 (-6.0)



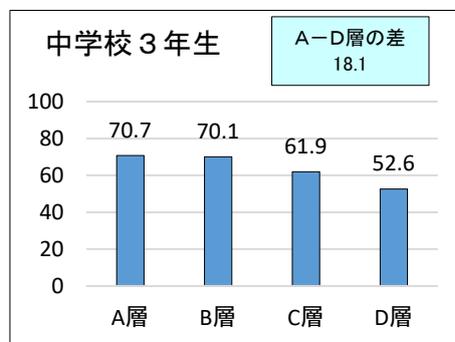
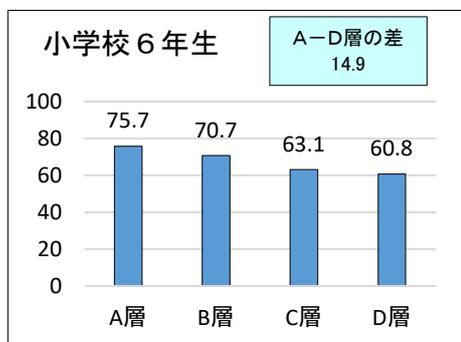
イ グループ活動やペア活動では、自分から積極的に発言したり、みんなで意見を出し合うことができたと思う

小学校全体	中学校全体
75.1 (+0.8)	68.3 (+1.4)



ウ 授業で学習したことを振り返る活動を通じて、学習内容に対する興味や関心が深まったり、広がったりしたと思う

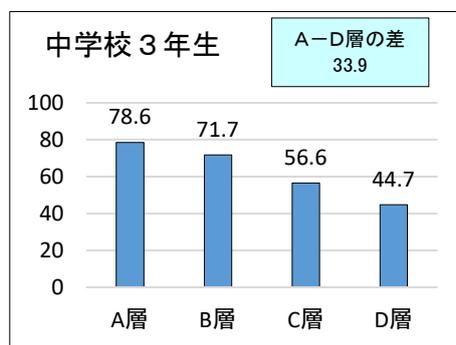
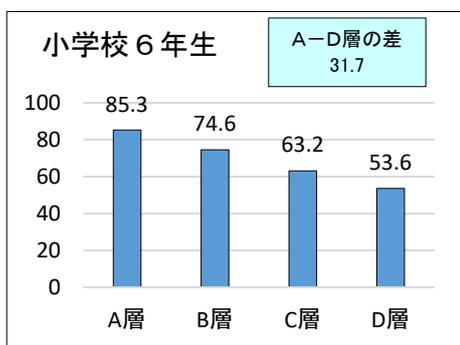
小学校全体	中学校全体
68.8 (-1.0)	64.6 (-0.9)



(4) 自ら学ぶ力についての設問

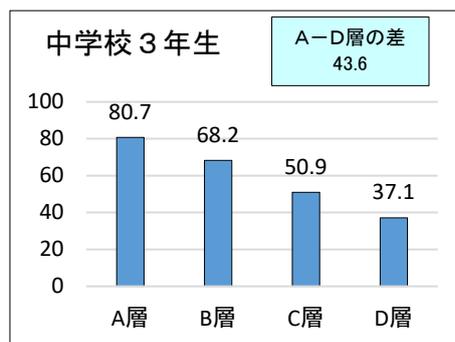
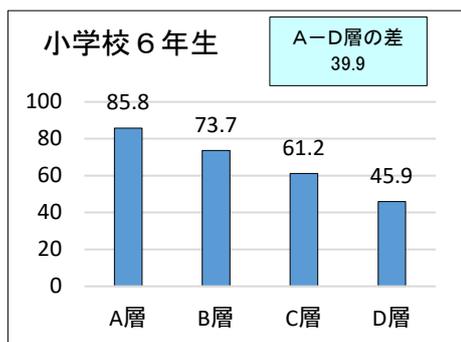
ア 先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる

小学校全体	中学校全体
66.1 (+2.1)	62.0 (-1.1)



イ これまで学習したことを使って新しい問題を工夫して解決している

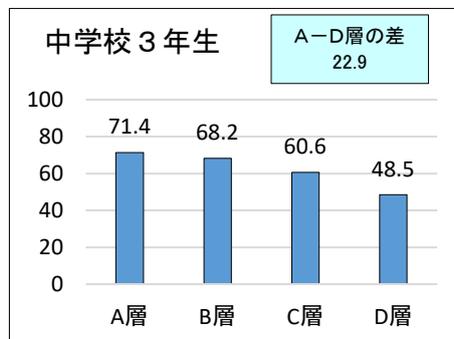
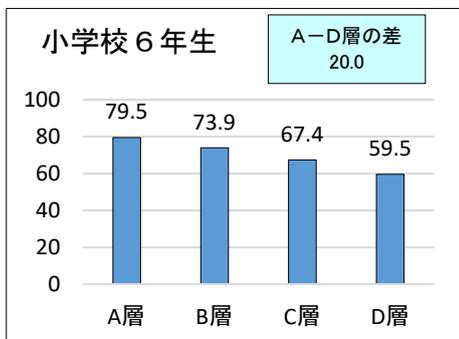
小学校全体	中学校全体
68.3 (+1.1)	60.1 (+0.6)



(5) 学びを律する力についての設問

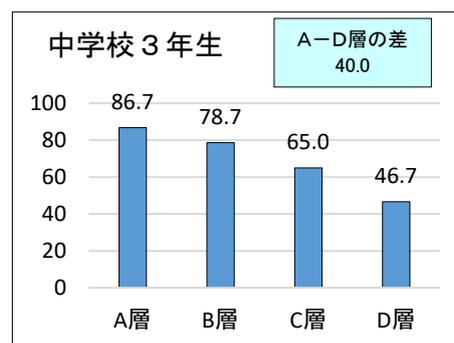
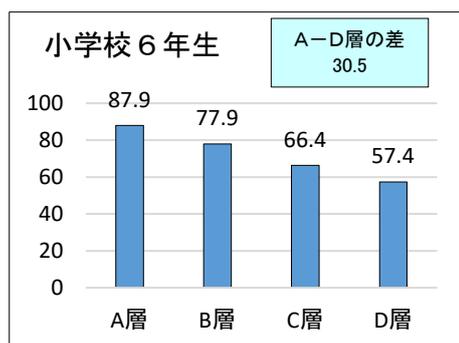
ア 不得意なことや苦手なことでも、自ら進んで取り組もうとしている

小学校全体	中学校全体
71.9 (+0.3)	64.2 (-0.3)



イ わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している

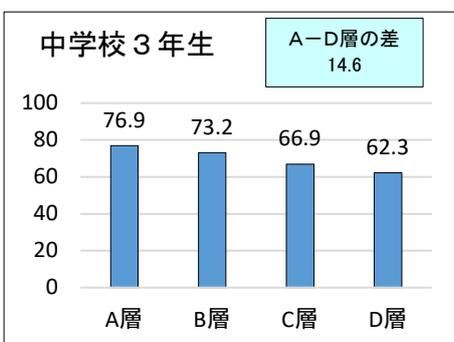
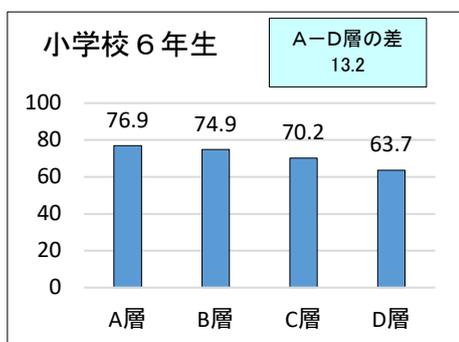
小学校全体	中学校全体
73.5 (+0.1)	69.7 (-0.5)



(6) 自己肯定感についての設問

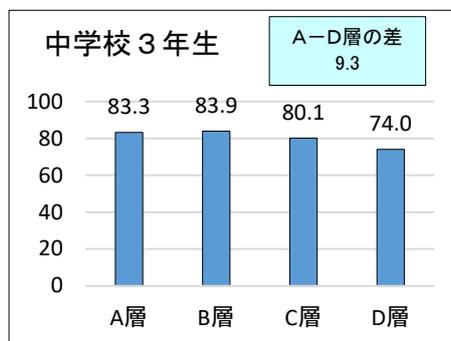
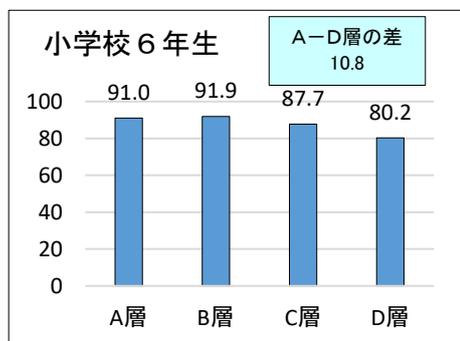
ア 自分にはよいところがあると思う

小学校全体	中学校全体
77.8 (+2.6)	69.8 (+1.2)



イ 努力をすれば、自分もたいいのことはできると思う

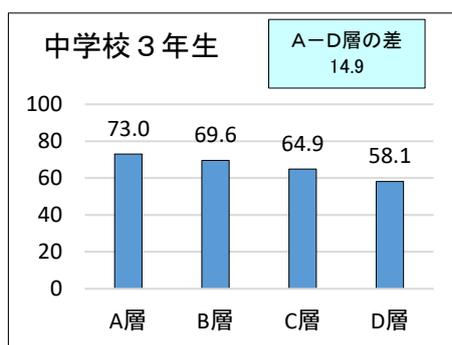
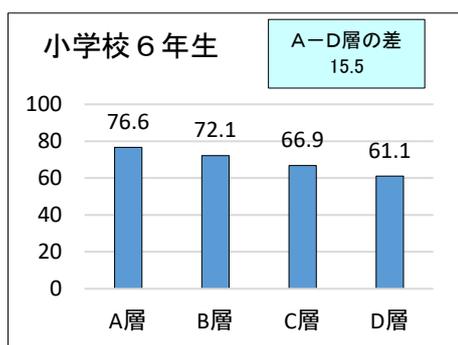
小学校全体	中学校全体
88.0 (+1.7)	82.4 (+0.9)



(7) 自制心・勤勉性についての設問

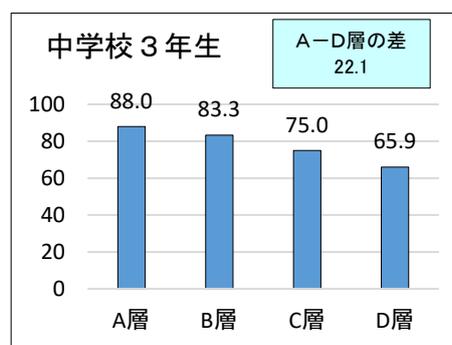
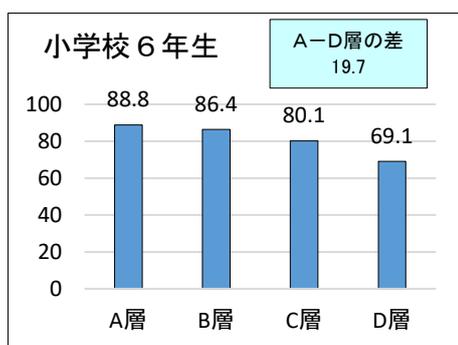
ア 難しいことでも、失敗をおそれないで、取り組んでいる

小学校全体	中学校全体
79.1 (+1.3)	67.4 (+1.5)



イ 自分がやらなければならないことは、やりたくないときでも、きちんとやりぬくことができる

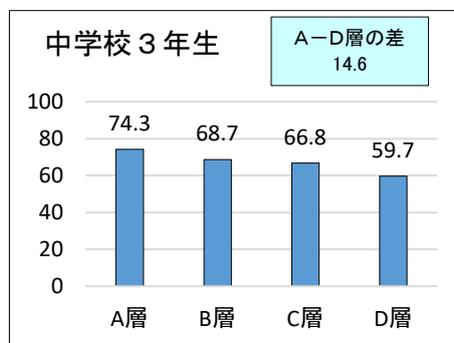
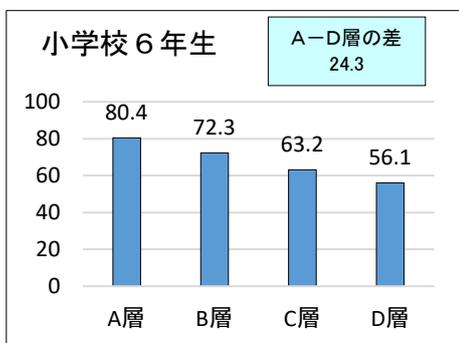
小学校全体	中学校全体
85.2 (+0.3)	79.1 (-0.3)



(8) 他者理解・協調性についての設問

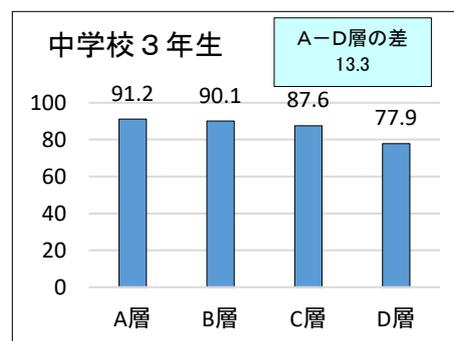
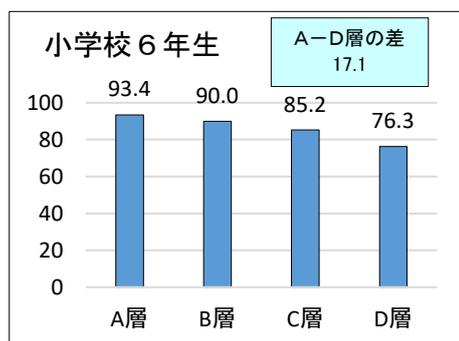
ア 自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝えることができる

小学校全体	中学校全体
73.0 (+2.8)	67.2 (+1.8)



イ 自分の果たすべき役割や分担を考え、周囲の人と力を合わせて行動しようとしている

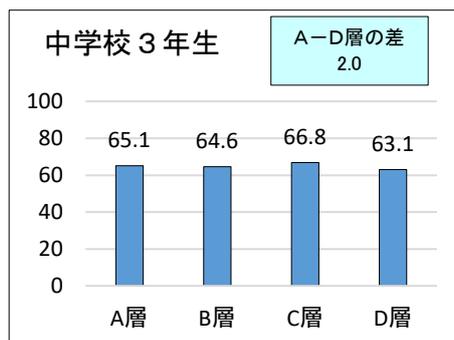
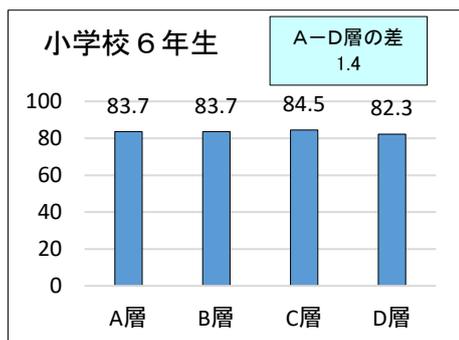
小学校全体	中学校全体
86.2 (+1.6)	86.1 (+1.4)



(9) キャリア形成意欲についての設問

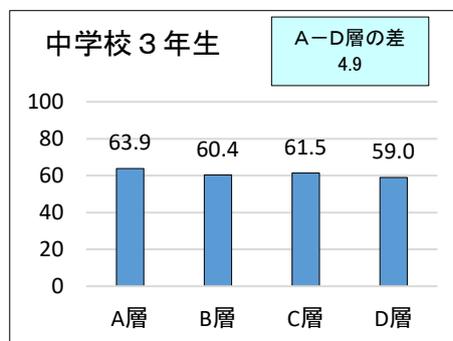
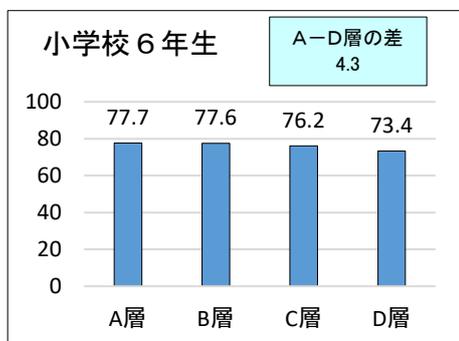
ア 将来の夢や目標を持っている

小学校全体	中学校全体
87.8 (+1.1)	70.7 (+1.0)



イ 自分の将来の夢や目標の実現に向かって努力したり、その方法を工夫・改善したりしている

小学校全体	中学校全体
77.5 (+1.3)	65.7 (+0.4)



教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和5年11月10日

件 名	金属探知機による区立小中学校、区立保育園・こども園の校庭等緊急点検の結果について
所管部課名	学校運営部 学校支援課 子ども家庭部 子ども施設運営課
内 容	<p>区立小中学校、区立保育園・こども園の土の校庭等に釘などの異物がないか金属探知機を使用した緊急安全点検の結果を、以下のとおり情報連絡する。</p> <p>1 実施期間</p> <p>(1) 小中学校 8月22日～9月20日の期間内において土グラウンドの学校で実施</p> <p>(2) 保育園・こども園 6月12日～10月10日の期間内において園庭のある園で実施</p> <p>2 対象校・園数</p> <p>(1) 小中学校 合計63校 内訳 小学校 30校 中学校 33校</p> <p>(2) 保育園・こども園 合計43園 保育園 40園 こども園 3園（園庭5）</p> <p>3 実施校・園数及び除去数【P89～93参照】</p> <p>(1) 小中学校59校（4校工事のため後日）</p> <p>ア 釘 2,654本 イ 釘以外 934本 合 計 3,588本</p> <p>※ 釘以外：鉄筋や有筋コンクリートなど</p> <p>(2) 保育園・こども園 43園</p> <p>ア 釘 170本 イ 釘以外 159本 合 計 329本</p> <p>※ 釘以外：鉄筋や空き缶など</p> <p>4 結果報告について</p> <p>各校・園から保護者へ周知及びあだち教育だよりやホームページへの掲載等、実施結果を周知していく。</p>

【各小中学校の内訳】

数	学校名	作業実施期間	除去数 釘	除去数 釘以外	除去数 合計	地中埋没等 残置箇所※1
1	青井小学校	9月11日～9月15日	58本	14本	72本	25箇所
2	梅島第一小学校	8月24日～8月28日	0本	20本	20本	489箇所
3	梅島第二小学校	8月23日～8月29日	0本	0本	0本	13箇所
4	桜花小学校	8月30日～9月1日	22本	0本	22本	35箇所
5	興本小学校	8月29日	14本	11本	25本	1箇所
6	栗原北小学校	8月29日～8月31日	60本	9本	69本	134箇所
7	皿沼小学校	9月14日	21本	3本	24本	72箇所
8	島根小学校	8月28日～8月31日	0本	0本	0本	0箇所
9	千寿常東小学校	8月28日～9月4日	482本	29本	511本	31箇所
10	辰沼小学校	8月29日～8月31日	21本	41本	62本	325箇所
11	舎人第一小学校	9月14日～9月15日	49本	0本	49本	126箇所
12	中川小学校	8月24日～8月25日	28本	1本	29本	4箇所
13	中川北小学校	8月25日～8月27日	233本	2本	235本	75箇所
14	中川東小学校	8月28日～9月8日	97本	17本	114本	0箇所
15	中島根小学校	8月29日	1本	10本	11本	330箇所
16	西新井第二小学校	9月12日	18本	10本	28本	91箇所
17	西伊興小学校	9月12日	4本	50本	54本	0箇所
18	西保木間小学校	8月25日～9月5日	3本	10本	13本	46箇所
19	花畑小学校	8月28日～8月30日	127本	21本	148本	62箇所
20	花畑西小学校	9月1日～9月5日	5本	1本	6本	12箇所
21	花保小学校	8月28日～8月31日	89本	1本	90本	16箇所
22	東伊興小学校	8月30日～9月12日	3本	4本	7本	22箇所
23	東栗原小学校	8月24日	3本	2本	5本	1箇所
24	東湊江小学校	8月23日	9本	49本	58本	230箇所
25	平野小学校	8月22日～8月29日	37本	30本	67本	83箇所

数	学校名	作業実施期間	除去数 釘	除去数 釘以外	除去数 合計	地中埋没等 残置箇所※1
26	浏江小学校	8月23日～9月6日	55本	2本	57本	100箇所
27	保木間小学校	8月23日～9月15日	36本	7本	43本	0箇所
28	六木小学校	8月29日～9月20日	310本	39本	349本	155箇所
29	第一中学校	9月4日～9月6日	66本	55本	121本	32箇所
30	第五中学校	8月23日～9月5日	90本	0本	90本	33箇所
31	第六中学校	8月24日～9月4日	5本	11本	16本	142箇所
32	第七中学校	9月12日	1本	1本	2本	21箇所
33	第九中学校	8月28日～9月7日	0本	0本	0本	71箇所
34	第十中学校	8月25日～9月5日	24本	2本	26本	0箇所
35	第十一中学校	8月29日～9月6日	0本	12本	12本	0箇所
36	第十二中学校	8月24日～8月29日	1本	8本	9本	97箇所
37	第十三中学校	9月12日～9月15日	4本	15本	19本	123箇所
38	第十四中学校	9月11日～9月15日	0本	0本	0本	46箇所
39	青井中学校	9月11日～9月14日	0本	12本	12本	0箇所
40	伊興中学校	9月14日	3本	4本	7本	49箇所
41	入谷中学校	8月25日～9月3日	8本	14本	22本	222箇所
42	入谷南中学校	9月15日	5本	1本	6本	51箇所
43	扇中学校	9月11日～9月12日	0本	4本	4本	29箇所
44	加賀中学校	9月14日	16本	26本	42本	76箇所
45	蒲原中学校	8月28日～9月7日	133本	161本	294本	13箇所
46	栗島中学校	8月23日～9月7日	62本	33本	95本	31箇所
47	江南中学校	9月8日～9月15日	0本	22本	22本	129箇所
48	江北桜中学校	9月12日	3本	0本	3本	9箇所
49	鹿浜菜の花中学校	8月30日～9月19日	2本	0本	2本	92箇所
50	千寿青葉中学校	8月28日	0本	26本	26本	70箇所
51	千寿桜堤中学校	8月29日	16本	38本	54本	25箇所

数	学校名	作業実施期間	除去数 釘	除去数 釘以外	除去数 合計	地中埋没等 残置箇所※1
52	竹の塚中学校	9月11日～9月14日	0本	0本	0本	167箇所
53	西新井中学校	8月29日～8月31日	132本	0本	132本	177箇所
54	花畑中学校	8月28日～9月14日	6本	12本	18本	174箇所
55	花保中学校	9月4日～9月13日	4本	1本	5本	104箇所
56	東島根中学校	8月25日～8月29日	2本	0本	2本	0箇所
57	渕江中学校	9月11日～9月12日	0本	0本	0本	44箇所
58	谷中中学校	8月29日～9月11日	121本	92本	213本	2,081箇所
59	六月中学校	8月23日～9月6日	165本	1本	166本	454箇所
60	足立入谷小学校	工事中のため10月下旬以降実施				
61	東加平小学校	工事中のため11月以降実施				
62	第四中学校	工事中のため12月以降実施				
63	花畑北中学校	工事中のため11月以降実施				
		合 計	2,654本	934本	3,588本	7,040箇所

※2

※1 地中埋没等残置箇所：概ね地中20cm以内にあることで、金属探知機には反応したが、深い場所で児童・生徒の活動上支障がないため、そのまま残置した。

※2 過去の建物の残骸等に断続的に反応したと思われる。

【各保育園・こども園の内訳】

数	園名	作業実施期間	除去数 釘	除去数 釘以外	除去数 合計	地中埋没等 残置箇所※
1	本木保育園	7月28日	0本	0本	0本	17箇所
2	上沼田保育園	8月8日	56本	25本	81本	121箇所
3	あやせ保育園	7月13日	0本	0本	0本	0箇所
4	緑町保育園	7月26日	0本	0本	0本	0箇所
5	新田わかば保育園	8月25日	0本	3本	3本	7箇所
6	北保木間保育園	7月20日	0本	0本	0本	0箇所
7	中央本町保育園	8月23日	5本	0本	5本	10箇所
8	南保木間保育園	8月17日	0本	0本	0本	16箇所
9	伊興保育園	8月26日	0本	5本	5本	12箇所
10	東綾瀬保育園	7月13日	7本	0本	7本	10箇所
11	第三上沼田保育園	9月5日	8本	35本	43本	64箇所
12	梅田保育園	8月1日	0本	0本	0本	5箇所
13	宮城保育園	8月8日	25本	14本	39本	58箇所
14	六木保育園	8月8日	5本	7本	12本	18箇所
15	辰沼保育園	8月8日	3本	10本	13本	19箇所
16	千住あずま保育園	8月26日	3本	0本	3本	5箇所
17	東花畑保育園	8月22日	0本	7本	7本	11箇所
18	西保木間保育園	8月10日	3本	2本	5本	8箇所
19	中島根保育園	8月23日	2本	3本	5本	7箇所
20	平野保育園	8月15日	32本	17本	49本	73箇所
21	花畑桑袋保育園	8月7日	0本	4本	4本	6箇所
22	保木間保育園	8月22日	4本	2本	6本	9箇所
23	本木東保育園	8月25日	1本	0本	1本	2箇所
24	いりや第一保育園	8月9日	0本	2本	2本	3箇所
25	いりや第二保育園	8月9日	2本	0本	2本	3箇所

数	園名	作業実施期間	除去数 釘	除去数 釘以外	除去数 合計	地中埋没等 残置箇所※
26	大谷田第一保育園	8月21日	0本	0本	0本	7箇所
27	加賀保育園	8月26日	0本	5本	5本	8箇所
28	元宿こども園第一園舎	8月1日	0本	0本	0本	12箇所
29	元宿こども園第二園舎	8月1日	0本	0本	0本	10箇所
30	鹿浜こども園第一園舎	7月27日	0本	0本	0本	1箇所
31	鹿浜こども園第二園舎	7月27日	0本	0本	0本	14箇所
32	おおやたこども園	8月21日	0本	0本	0本	8箇所
33	やよい保育園	9月19日	0本	0本	0本	9箇所
34	さつき保育園	7月14日	1本	8本	9本	0箇所
35	せきや保育園	10月5日	0本	0本	0本	2箇所
36	青井保育園	9月7日	6本	0本	6本	0箇所
37	東保木間保育園	7月22日	0本	0本	0本	0箇所
38	谷在家保育園	10月2日	0本	0本	0本	20箇所
39	伊興大境保育園	6月12日	0本	0本	0本	1箇所
40	新田さくら保育園	10月10日	0本	0本	0本	3箇所
41	水神橋保育園	9月27日	7本	1本	8本	2箇所
42	竹の塚保育園	9月28日	0本	9本	9本	5箇所
43	興本保育園	9月25日	0本	0本	0本	10箇所
44	竹の塚北保育園	9月22日	0本	0本	0本	8箇所
45	五反野保育園	10月10日	0本	0本	0本	3箇所
		合計	170本	159本	329本	607箇所

※ 地中埋没等残置箇所：概ね地中20cm以内にあることで、金属探知機には反応したが、深い場所で児童・生徒の活動上支障がないため、そのまま残置した。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和5年11月10日

件 名	小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども施設入園課
内 容	<p>小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対して実施した子ども・子育て支援法及び児童福祉法（以下「支援法等」という。）に基づく令和5年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>1 検査実施期間</p> <p>(1) 小規模保育事業所 令和5年7月20日（木）から同年8月2日（水）まで</p> <p>(2) 家庭的保育事業者 令和5年5月25日（木）から同年7月13日（木）まで</p> <p>2 実施施設数</p> <p>(1) 小規模保育事業所 12施設（全26施設中）</p> <p>(2) 家庭的保育事業者 50名（全105名中）</p> <p>3 指摘等の件数（括弧内は令和4年度件数）</p> <p>(1) 小規模保育事業所</p> <p>ア 文書指摘：10件（15件）</p> <p>イ 口頭指導：7件（30件）</p> <p>(2) 家庭的保育事業者</p> <p>ア 文書指摘：13件（13件）</p> <p>イ 口頭指導：30件（28件）</p> <p>※ 文書指摘は、支援法等関係法令等に違反する事項 口頭指導は、支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項に適用</p> <p>4 検査結果の特徴</p> <p>(1) 小規模保育事業所については、文書指摘・口頭指導ともに昨年度より減少した。全体説明会における令和4年度検査結果報告等を通じ、指導内容に対する周知が進み、各種マニュアル等の整備がされたこと等が要因と考える。</p> <p>(2) 家庭的保育事業者については、文書指摘は昨年度と同件数、口頭指導は微増となった。検査実施の周期をこれまでの3年に1回から今年度は2年に1回に見直したことで、検査実施対象者は昨年度より18名の増となったが、多くの検査項目で指摘及び指導件数が減少し、改善がみられる。</p>

5 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応
（詳細はP96～98参照）

6 今後の方針

- （1）文書指摘になってしまった事業所及び事業者に対しては結果通知とともに改善状況報告書を送付し、指摘内容の改善状況を文書で提出するよう指導する。
- （2）文書指摘・口頭指導の内容について、全体説明会において全施設に対して説明し、改善等に向けて周知の徹底を図る。
- （3）巡回訪問等で改善状況の確認及び指導・支援の強化を図る。
- （4）文書指摘事項及び改善状況は、区ホームページ上での公表等、幅広く公表していく。

検査結果と改善への対応（小規模保育事業所）

※ 括弧書きは令和4年度件数。

文 書 指 摘	1 避難・消火訓練を実施していない月がある：5件（4件） ➡ 水害訓練を実施し、火災を想定せず消火訓練が未実施の月や、地震や火災を想定した避難を実施していない月があった。該当施設へは検査時に指導した。他の施設へは今後の全体説明会で説明して指導する。
	2 子どもの健康診断を適切に実施していない：3件（3件） ➡ 特に年度の途中に施設の利用を開始した子どもや健診日に欠席した子どもについて実施回数不足が見られた。全ての子どもに少なくとも1年に2回、健康診断を実施するよう指導した。
	3 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない：2件（2件） ➡ 調理・調乳に従事する職員は毎月（配置換えの際はその前月）検便を実施し、陰性の結果を確認した後、調理・調乳に従事するよう指導した。
口 頭 指 導 （ 主 な も の ）	1 事故防止及び発生時対応の指針を職員で共有していない：2件（3件） ➡ 職員会議や職場内研修を通じて職員に各種マニュアルを周知徹底し、その内容を記録して施設全体で認識を共有するよう指導した。
	2 安全対策に関する必要な措置が不十分である：1件（0件） ➡ 子どもの安全確保のための対策として不審者対応訓練が実施されていなかったため実施するよう指導した。
	3 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である：1件（5件） ➡ 子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせることを施設全体で取り組むよう指導した（新入園児等）。

検査結果と改善への対応（家庭的保育事業者）

※ 括弧書きは令和4年度件数。

文 書 指 摘	<p>1 子どもの健康診断を適切に実施していない：4件（3件）</p> <p>➡ 入室児について利用開始前の健康診断が未実施だった。利用開始日の直近4か月以内に受診する旨を保護者に伝えるよう指導した。また、入室後の年度内2回の健康診断が未実施だった。入室後の健康診断は年度内に2回（9月以降入室児は1回）受診する旨を保護者に伝えるよう指導した。</p>
	<p>2 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない：3件（4件）</p> <p>➡ 調理・調乳に従事する職員は毎月検便を実施しなければならないが未実施の月があった。毎月検便を実施し、陰性の結果を確認した後、調理・調乳に従事するよう指導した。</p>
	<p>3 避難・消火訓練を実施していない月がある：2件（5件）</p> <p>➡ テレビ放送やインターネットで状況を確認しただけで、避難行動を伴っていない月があった。子どもと一緒に避難行動を伴う訓練（保育室外への避難）を実施するよう指導した。また、訓練実施日のみで訓練内容が記載されていない訓練記録に対し、内容を記録するよう指導した。</p>
	<p>4 自己評価を行っていない：1件（0件）</p> <p>➡ 令和4年度家庭的保育事業者の自己評価を行っていなかった。毎年実施するよう指導した。</p>
	<p>5 離乳食の提供をしていない：1件（0件）</p> <p>➡ 離乳食について、家庭的保育事業者が事業所内で調理し提供するよう規定しているが提供されていなかったため、規定に添って提供するよう指導した。</p>
	<p>6 事件・事故等の発生が区へ報告されていない：1件（0件）</p> <p>➡ 事件・事故等が発生した際には速やかに区へ報告するよう指導した。</p>
	<p>7 部分的に保育とは無関係な支出が混じっている：1件（0件）</p> <p>➡ 部分的に保育とは無関係な支出が混じっていた。保育と無関係な支出は含めないように指導した。</p>

□
頭
指
導
(主なもの)

1 カーテン・じゅうたん等が防炎性能を有していない：7件（6件）

➡ 毎年の指導、説明を通じ、カーテンはほぼ全ての事業者が防炎性能を有するものを使用していたが、ジョイントマット等の敷物について防炎性能が確認できないものが使用されていた。防炎性能のあるものに取り替えるか撤去するよう指導した。

2 雇用契約書が一部作成されていない：2件（1件）

➡ 事業者を助け、ともに業務を行う補助者に対する雇用契約書が一部で作成されていなかった。補助者の採用時に必ず作成するよう指導した。

3 出勤簿の記録内容に誤記がある：2件（5件）

➡ 補助者の出勤簿の勤務時間数誤りにより、給与の過払いや未払いが発生した。出勤簿は事業者・補助者の双方で確認し、過不足分については今後の給与で調整するよう指導した。

4 児童出欠表の記録が不十分である：2件（0件）

➡ 児童出欠表の送迎時間の記録方法が誤っていたため、正しく記録するよう指導した。

5 アレルギー疾患を有する子どもへの対応が不十分である：2件（0件）

➡ アレルギー疾患を有する子どもについては、保育開始前に保護者から子どもの抱えるアレルギーについて詳細に記載した書類を提出してもらう決まりになっているが提出されていなかった。保護者に提出してもらい、子どもの状況を共有した後保育を開始するよう指導した。

6 公定価格等に基づく人件費支出が不適切である：3件（5件）

➡ 新型コロナウイルス感染症に伴い臨時休園した際、休園日に勤務予定だった補助者には給与を支給すべきところ、支給していなかった。国及び区からこのような場合に通常どおりの賃金を支給するよう通知が出されており、その旨説明し支給するよう指導した。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和5年11月10日

件 名	「令和5年度足立区保育のお仕事就職面接・相談会」の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内 容	<p>区内の私立保育園等における人材確保を支援するために、「令和5年度足立区保育のお仕事就職面接・相談会」をハローワーク足立と共催で以下のとおり開催した。</p> <p>1 日 時 令和5年10月3日（火） 【午前の部】10時00分～正午 【午後の部】13時00分～15時00分</p> <p>2 場 所 東京芸術センター 天空劇場</p> <p>3 内 容 各保育事業者が施設の特徴や職場環境等を紹介した後、個別ブースで、参加者との面接・相談を実施した。</p> <p>4 実施結果 (1) 出展事業者数 20事業者 (2) 参加者数 延べ 49名</p> <p>5 主な参加者の感想</p> <p>① 施設の方と直接お話ができたので、求人票やホームページでは分かりにくい細かな内容が分かり良かった。</p> <p>② 説明を聞いてから、見学する施設を決められるので大変参考になった。</p> <p>③ 様々な保育園の方の話を聞くことによって、現場の雰囲気イメージできて、今後の活動に前向きになれた。</p>

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和5年11月10日

件 名	令和5年度「あだち子ども将棋大会」の実施について
所管部課名	子ども家庭部青少年課
内 容	<p>令和5年度「あだち子ども将棋大会」について、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症流行前の実施方法を基本として実施予定である。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年・3年度の2年間は開催中止、4年度は午前・午後二部制の個人交流戦のみで実施した。</p> <p>1 事業概要</p> <p>(1) 日時 令和6年1月27日（土） （13時30分開会 17時20分まで）</p> <p>(2) 会場 千寿本町小学校体育館</p> <p>(3) 主催・運営協力 ア 主催 足立区教育委員会 イ 運営協力 公益社団法人日本将棋連盟</p> <p>(4) 対象 区内在住・在学の小学生</p> <p>(5) 令和4年度の開催方法との変更点（詳細はP101参照） ア 個人交流戦は実施せず、チーム戦（3人一組の団体戦）を実施する。 イ 開催方法を午前・午後の二部制とせず、午後のみとする。 ウ 区内在住で、区立小学校以外に通う児童も対象とする。</p> <p>2 スケジュール</p> <p>① 11月10日（金） 応募締切</p> <p>② 11月中旬頃 C4thにて各校の参加希望者名簿及びチーム数を各学校へ通知</p> <p>③ 12月 8日（金） チーム名簿及び引率者名簿提出締切</p> <p>④ 12月12日（火） 文教委員会に情報連絡</p> <p>⑤ 1月上旬頃 引率者資料の送付</p> <p>⑥ 1月27日（土） 当日</p>

令和5年度「あだち子ども将棋大会」実施概要

	令和元年度 (コロナ前)	令和4年度	令和5年度
参加校	希望制	希望制	希望制
開催方法	午前のみの一部制	午前・午後の二部制	午後のみの一部制
対戦方法	3人一組のチーム戦	個人交流戦	3人一組のチーム戦
試合形式	予選及び決勝トーナメント 最大6試合	午前、午後ともに交流戦 3試合ずつ	予選及び決勝トーナメント 最大6試合
募集人数	64チーム／192人	128人 (64人×2回)	64チーム／192人
募集方法	学校とりまとめ	学校とりまとめ	オンライン申請システム (チーム編成は学校で調整) にて個人申込
指導対局	実施する	実施する	実施する
対局所作 の講習		実施する	
会場仕様	長机1台にて1組 2チームによる対戦	長机1台に2人 (飛沫防止パネル使用)	長机1台にて1組 2チームによる対戦
表彰	「王将」「飛車」「角行」「金将」の各トーナメントのうち、「王将」のみ優勝、準優勝、3位まで賞状と盾、クリスタルを贈呈。残り3つのトーナメントは優勝のみ表彰	交流戦とするため、実施しない。	「王将」「飛車」「角行」「金将」の各トーナメントのうち、「王将」のみ優勝、準優勝、3位まで賞状と盾、クリスタルを贈呈。残り3つのトーナメントは優勝のみ表彰
プロ棋士	依頼する：森内俊之九段 (指導対局)	依頼する：中村修九段 (所作講習、指導対局)	依頼する：森内俊之九段 (指導対局)
参加賞	消しゴム (駒)	消しゴム (駒)	消しゴム (駒)

事業実施報告（10月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	8日（日） 15日（日） 22日（日） 29日（日）	新田地域学習センター他	計 18人
科学体験講座	8日（日） 15日（日）	ギャラクシティ	計 50人
あだち日曜教室	8日（日）	梅田地域学習センター	19人
ジュニアリーダースーパー研修会	15日（日）	こども支援センターげんき	49人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ事前説明会	22日（日）	千寿本町小学校	57人
めざせキャンプの達人	22日（日）	宮城ゆうゆう公園少年キャンプ場	7人
二十歳の集い実行委員会	5日（木）	1205B 会議室	14人
	19日（木）	1201 会議室	14人

事業実施予定（11月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	5日（日） 12日（日） 19日（日） 26日（日）	新田地域学習センター他	計 50人
科学体験講座	5日（日） 18日（土） 19日（日） 26日（日）	ギャラクシティ	計 75人
のびのびプレイデイ	18日（土）	帝京科学大学	150人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ（小5）	3日（金）～5日（日）	足立区立鋸南自然の家	70人
ジュニアリーダースーパー研修会	12日（日）	足立区勤労福祉会館	59人
親子体験キャンプ	26日（日）	舎人公園キャンプ場	50人
二十歳の集い実行委員会	2日（木）	1205B 会議室	16人
	21日（火）	1201・1202 会議室	16人

教育委員会情報連絡

令和5年11月10日

件名	「不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会」の実施結果について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内容	<p>1 日時・会場 令和5年10月7日（土）10時00分～正午 こども支援センターげんき</p> <p>2 参加人数 （1）第1部 講演会 合計42人 【内訳】会場 32人 オンライン 10人 （2）第2部 交流会 合計31人</p> <p>3 内容等 （1）第1部 伊藤 亜矢子氏（聖学院大学教授、臨床心理士）の講演 「不登校の子どもの気持ちに気がつくヒント」 （2）第2部 グループ別に意見交換</p> <p>4 参加者の主な意見 ア 講演は、優しい口調で大切なキーワードをわかりやすく話してくれてよかった。充電できた。 イ 親が元気であること、同じような立場で共感や話ができること、サポーター役になることの大切さを感じた。 ウ 親としての気づきがあった。様々な知識を得ることができた。 エ 同じ年頃、同じ悩みを持つ者同士で交流でき、共感することが多く気持ちが楽になった。</p> <p>5 その他 今回参加した保護者を対象に、10月28日（土）に第2回目の保護者交流会を実施した。第2回目では、参加者をグループ分けし、保護者同士が自身の子どものことについて話し合った。 参加者15名</p>

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(10月)

行事名	実施日	会場	参加者数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会	10/ 3(火)	興本地域学習センター	34人
	10/ 6(金)	伊興地域学習センター	17人
	10/12(木)	勤労福祉会館	34人
	10/18(水)	生涯学習センター	30人
	10/20(金)	新田地域学習センター	29人
あだち放課後子ども教室 体験プログラム 「スポーツスタッキング」	10/ 4(水)	鹿浜五色桜小学校	28人
	10/18(水)	東綾瀬小学校	29人
	10/19(木)	新田小学校(第二校舎)	15人
	10/24(火)	新田小学校(第一校舎)	5人
	10/26(木)	六木小学校	20人
	10/31(火)	桜花小学校	8人
おりがみサポータースキルアップ講座	10/4(水)	生涯学習センター	14人
	10/11(水)		16人
	10/25(水)		23人
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 「足立区民体育大会総合開会式」	10/9(月・祝)	総合スポーツセンター	364人
あだち放課後子ども教室 東京都専門人材を活用した活動プログラム「プログラミング初級編」	10/11(水)	千寿第八小学校	8人
足立ジュニア吹奏楽団「秋のときめきコンサート」	10/21(土)	西新井文化ホール	20人
コンサート in ミュージアム	10/23(月)	石洞美術館	92人
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 「足立区立第十四中学校『桜樟祭』」	10/29(日)	第十四中学校	20人
あだち放課後子ども教室 「見守りスタッフ」活動説明会	10/30(月)	生涯学習センター	7人

事業実施予定(11月)

行事名	実施日	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会	11/2(木) 11/7(火) 11/9(木) 11/22(水)	梅田地域学習センター 佐野地域学習センター 江北地域学習センター 西新井ギャラクシティ	各 30～ 40 人
おりがみサポータースキルアップ講座	11/1(水)、11/15(水) 11/22(水)	生涯学習センター	各 30 人
あだちウェルネスカレッジ ～質の良い睡眠から健康を目指して～	11/20(月)	生涯学習センター	50 人
小学校アウトリーチコンサート	11/2(木) 11/10(金) 11/13(月) 11/24(金) 11/27(月) 11/30(木)	扇小学校 伊興小学校 梅島第二小学校 本木小学校 千寿常東小学校 東綾瀬小学校	各 1 年生 2～3 クラス
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 「老人ホーム コンサート」	11/25(土)	介護付き老人ホーム 足立ケアコミュニティそよ風	--
読み語りキャラバン in たのしー	11/29(水)	たのしー (放課後等デイサービス)	20 人
安全管理員研修「子どもとの接し方」	11/30(木)	生涯学習センター	60 人